

第6期（平成27年度～平成29年度）

# 三郷市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

～自立した生活を支えあい 健康長寿をめざすまち 三郷～



平成27年3月

埼玉県三郷市



## ご挨拶

三郷市の高齢化率は、平成27年2月1日現在で24.07%、平成37年(2025年)度には、27.4%に達すると見込まれております。特に、高齢者の中でも75歳以上の後期高齢者数の伸びが大きく、平成37年にはその割合が約6割と、前期高齢者の割合を上回る見込みとなっております。

高齢化が急速に進行する中、三郷市では、市民全体の健康づくりへの取り組みにより健康寿命を伸ばすこと、介護予防に努めること、そして地域のコミュニケーションが図られるまちづくりが重要であると考えております。

このような状況を踏まえ、三郷市では「第6期 三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年とし、目指すべき将来像である「自立した生活を支えあい 健康長寿をめざすまち 三郷」を基本理念として、その実現に向け、3つの重点目標、「主体的な健康づくりと介護予防の推進」、「自立した生活を支える介護と支援の充実」、「地域包括ケアシステムの構築」を掲げ、さまざまな高齢者施策を進めてまいります。

また、国の基本指針にもあるように、平成37年の地域包括ケアシステムの構築に向けて、三郷市においても、高齢者が住み慣れた地域で、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援体制づくりが求められております。その実現に向けて、3つの重点目標と7つの基本的な取り組みを継続的に進め、生涯にわたり健やかで安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。今後とも皆様の更なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました、高齢者保健福祉計画策定検討懇話会及び介護保険運営協議会委員をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました関係者の皆様に深く感謝申し上げます、挨拶といたします。

平成27年3月

三郷市長 木津 雅 晟





# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	2
第1節 計画の目的 .....	2
第2節 計画の位置付け .....	4
(1) 法令等による根拠 .....	4
(2) 計画の位置付け .....	4
第3節 計画の期間 .....	5
第4節 計画の策定体制 .....	6
(1) 市民アンケート調査の実施 .....	6
(2) 市民参加 .....	6
(3) 庁内検討組織 .....	6
(4) 介護支援専門員等アンケート調査の実施 .....	7
(5) パブリック・コメントの実施 .....	7
第5節 計画の推進に向けて .....	8
(1) 計画の進捗管理 .....	8
(2) 関係機関等との連携 .....	8
(3) 庁内の関係部署との連携 .....	8
<b>第2章 高齢者をめぐる現状と課題</b> .....	10
第1節 高齢者等の現状 .....	10
(1) 高齢者人口の推移 .....	10
(2) 高齢者人口の将来の見込み .....	11
(3) 要支援・要介護認定者数の推移 .....	12
(4) 介護保険サービス利用者数の推移 .....	14
第2節 高齢者等をめぐる課題 .....	16
(1) 高齢者等をめぐる課題 .....	16
第3節 第5期計画の施策・事業の進捗評価 .....	22
(1) 重点アクションプログラムの総括 .....	22
(2) 基本アクションプログラムの総括 .....	23
<b>第3章 計画の将来像と基本的方向</b> .....	26
第1節 基本理念 .....	26
第2節 重点目標 .....	26
第3節 第6期計画における基本的な取り組みの方向 .....	27
第4節 地域包括ケアシステムの構築に向けて .....	28
(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた重点的な取り組み .....	28
(2) 日常生活圏域の設定 .....	31
第5節 施策・事業の一覧 .....	33

<b>第4章 高齢者支援施策の取り組み</b> .....	38
第1節 多様な健康づくりの推進 .....	38
(1) 健診等を通じた健康づくりの推進 .....	38
(2) 運動を通じた健康づくりの推進 .....	39
第2節 介護予防の充実 .....	40
(1) 各種介護予防事業の推進（平成29年3月まで） .....	40
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施（平成29年4月から実施予定） .....	41
第3節 日常生活支援の充実 .....	44
(1) 生活支援サービスの充実 .....	44
(2) 生活支援体制の整備 .....	45
(3) 地域の活動による支援サービスの整備 .....	45
第4節 認知症施策の推進 .....	46
(1) 認知症高齢者支援の推進 .....	46
(2) 権利擁護の推進 .....	46
第5節 生きがいくくりや主体的な活動の支援 .....	47
(1) 地域との交流や生きがいくくりの支援 .....	47
(2) 社会活動への参加の促進 .....	48
(3) 高齢者の就労支援 .....	48
第6節 安心して暮らせる地域づくりの整備 .....	49
(1) 在宅医療と介護の連携の推進 .....	49
(2) 地域包括支援センターの機能強化 .....	49
(3) 地域包括ケア体制の推進 .....	50
(4) 安全・安心のまちづくり .....	50
第7節 介護保険サービスの適正な提供体制の推進 .....	51
(1) 介護保険サービスの充実 .....	51
(2) 施設・居住系サービスの計画的整備 .....	51
(3) 介護保険サービスの質の向上 .....	52
(4) 介護保険制度の周知啓発 .....	52
<b>第5章 介護保険事業の取り組み</b> .....	54
第1節 介護保険サービスの概要 .....	54
(1) 居宅サービス .....	54
(2) 地域密着型サービス .....	55
(3) 施設サービス .....	56
第2節 第5期における介護保険給付の実績 .....	57
(1) サービス利用者数の推移 .....	57
(2) 年間給付費の推移 .....	59
第3節 サービスごとの利用者数の見込み .....	61
(1) 居宅サービス .....	61
(2) 地域密着型サービス .....	66

(3) 施設サービス	70
第4節 地域密着型サービス・施設サービスの基盤整備	71
(1) 地域密着型サービス	71
(2) 施設サービスの基盤整備	71
第5節 計画期間における給付費等の見込み	72
(1) 総給付費の見込み	72
(2) 標準給付費の見込み	75
(3) 地域支援事業費の見込み	75
第6節 第1号被保険者の保険料設定	76
(1) 第6期計画における主な改正点	76
(2) 所得段階の設定について	77
(3) 介護給付費支払基金の取り崩し	78
(4) 第1号被保険者の介護保険料の設定	78
第7節 低所得の方等への費用負担の軽減	80
(1) 第1号保険料の低所得者軽減強化	80
(2) 特定入所者介護（予防）サービス費	80
(3) 高額介護サービス費	81
(4) 高額医療合算介護サービス費	81
(5) 社会福祉法人等による利用者負担の軽減	82
(6) 介護保険利用料助成事業	82
第8節 介護保険事業の円滑な提供	83
(1) 介護給付費の適正化	83
(2) 介護保険制度の普及啓発及び情報提供	83
<b>◆資料編</b>	<b>86</b>
第1節 計画策定経過（平成26年度）	86
第2節 規定・条例・規則	87
(1) 三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会	87
(2) 三郷市介護保険運営協議会	88
(3) 三郷市高齢者保健福祉計画等策定関係行政協議会	91
第3節 三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会・三郷市介護保険運営協議会委員名簿	94
第4節 諮問・答申	95





# 第1章

## 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画の目的

わが国の総人口は、総務省統計局の統計データによると、平成26年4月1日現在、1億2,713万6千人となっており、うち65歳以上の高齢者は3,248万4千人、高齢化率（高齢者人口の総人口に対する割合）は25.6%と、約4人に1人が高齢者となっております。平成37年（2025年）には、高齢者人口は3,657万人になると推定されております。

また、厚生労働省の推計では、平成22年では280万人（65歳以上の高齢者人口対比率は9.5%）であった認知症高齢者の数が、平成37年（2025年）には最大約730万人にのぼり、65歳以上の5人に1人に増加するとし、高齢化の進展とともに認知症高齢者の急増も見込まれております。

このような中、国では、平成37年（2025年）の超高齢社会を見据え、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平成26年6月に「地域における医療と介護を総合的に確保する法律」を成立させ、「医療、介護、予防、住まい、生活支援の包括的なネットワーク」として「地域包括ケアシステム(※)の構築」を推進していくとしました。

介護保険制度では、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」の2点を中心として改正され、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの推進、介護予防給付の一部を地域支援事業へ移行し介護保険サービスの重点化・効率化、低所得者の保険料軽減の拡充や利用者負担の見直しなど、各自治体においては、これらの改正内容への適切な対応が求められることとなりました。（主な改正ポイントは次ページ参照）

本市においても、平成26年10月1日現在、総人口は13万6,485人で、うち65歳以上の高齢者人口は3万2,426人、高齢化率は23.8%となっており、対前年度の伸びで見ると、総人口は0.9%増であるのに対し、65歳以上の高齢者人口は6.4%増と、高齢者人口の伸びが総人口の7倍以上と高くなっております。団塊の世代が75歳の後期高齢者になる平成37年（2025年）には、65歳から74歳までの前期高齢者人口より後期高齢者人口が逆転し多くなることから、介護等を必要とする高齢者が増加することへの取り組みが必要となります。

平成24年3月に「第5期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24～26年度）」を策定し、「健康長寿をめざす やすらぎあるまち 三郷」の実現に向け、重点目標として、「介護を受けながら あんしんLife」、「病気やケガなく すこやかLife」、「地域や家族とふれあいながら いきいきLife」の3つのLifeを掲げ、さまざまな事業に取り組んでまいりました。

第6期計画（平成27～29年度）では、第5期計画での地域包括ケア実現のための方向性を維持し、在宅医療介護連携等の地域包括ケアシステム構築を目指し、そのための取り組みを本格的に実施していく時期とし、平成37年（2025年）を見据えた中長期的視点にたった「第6期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

（※）地域包括ケアシステムについては、P28に詳しく掲載していますので、ご確認ください。

## 【介護保険制度の改正の主な内容】

主要項目	主な内容
地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み	(1)在宅医療・介護連携の推進
	(2)認知症施策の推進
	(3)地域ケア会議の充実
	(4)生活支援・介護予防の充実
	(5)地域包括支援センターの機能強化
サービスの重点化・効率化	(1)介護予防給付の一部を地域支援事業へ移行
	(2)特別養護老人ホームの中重度者への重点化
費用負担の公平化	(1)低所得者の介護保険料の軽減強化
	(2)一定以上所得者の利用者負担の見直し
	(3)補足給付の見直し（資産等の勘案）
その他	(1)在宅サービスの見直し
	(2)施設サービス等の見直し
	(3)介護サービス情報公開制度の見直し

## 【国の基本的な指針の概要～市町村介護保険事業計画の記載事項～】

総論	計画の概要及び現状の評価・今後の見通し
	基本理念・達成しようとする目的・地域の特色 計画期間・他の計画との関係 計画作成のための体制の整備 公表と普及啓発、達成状況の点検評価 高齢者（被保険者）の現状と見込み 保険給付の実績把握と分析 日常生活圏域とその状況 平成37年度の推計と第6期の目標
各論	計画期間中の取り組み
	地域包括ケアシステム構築のための重点取り組み事項 ①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進 ③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 ④高齢者の居住安定に係る施策との連携 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 各年度における地域支援事業の量の見込み 各年度における介護給付等対象サービスの確保方策 各年度における地域支援事業の確保方策 介護サービス及び地域支援事業の円滑な提供 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表 市町村独自事業に関する事項 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

※厚生労働省資料をもとに作成

## 第2節 計画の位置付け

### (1) 法令等による根拠

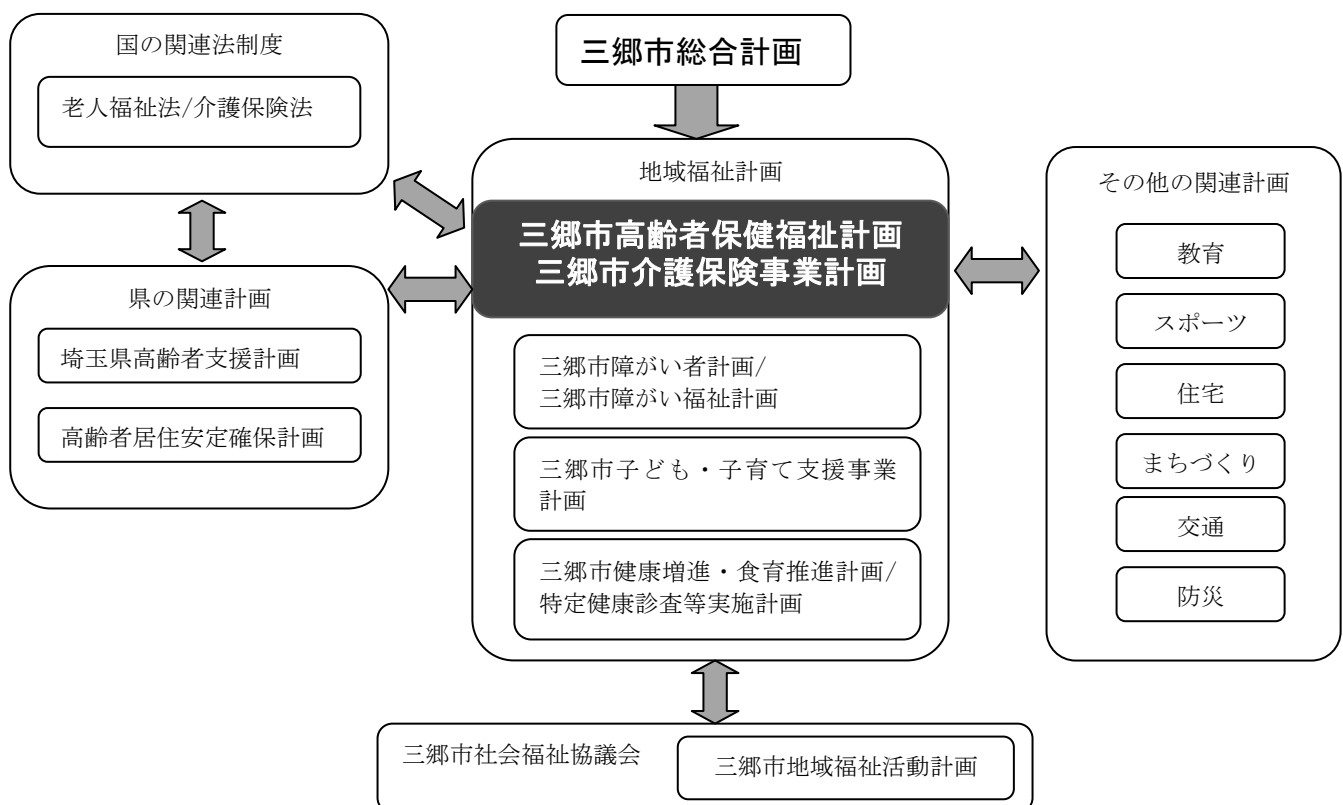
本計画は、老人福祉法第20条の8による「老人福祉計画」と介護保険法第117条による「介護保険事業計画」を法的根拠とする計画です。

老人福祉法による「老人福祉計画」の内容は、高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な措置が行われるよう、地域における高齢者を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関するもので、「介護保険事業計画」の取り組みも含まれていることから、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」として、一体的に策定するものです。

老人福祉法	第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。
介護保険法	第117条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

### (2) 計画の位置付け

三郷市総合計画を上位計画とし、保健、医療、福祉、または居住に関して、地域福祉計画や健康増進計画などの関連計画と整合性を図ります。

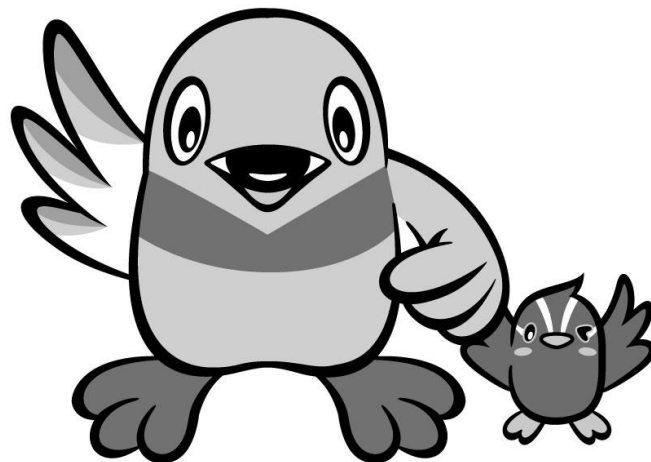
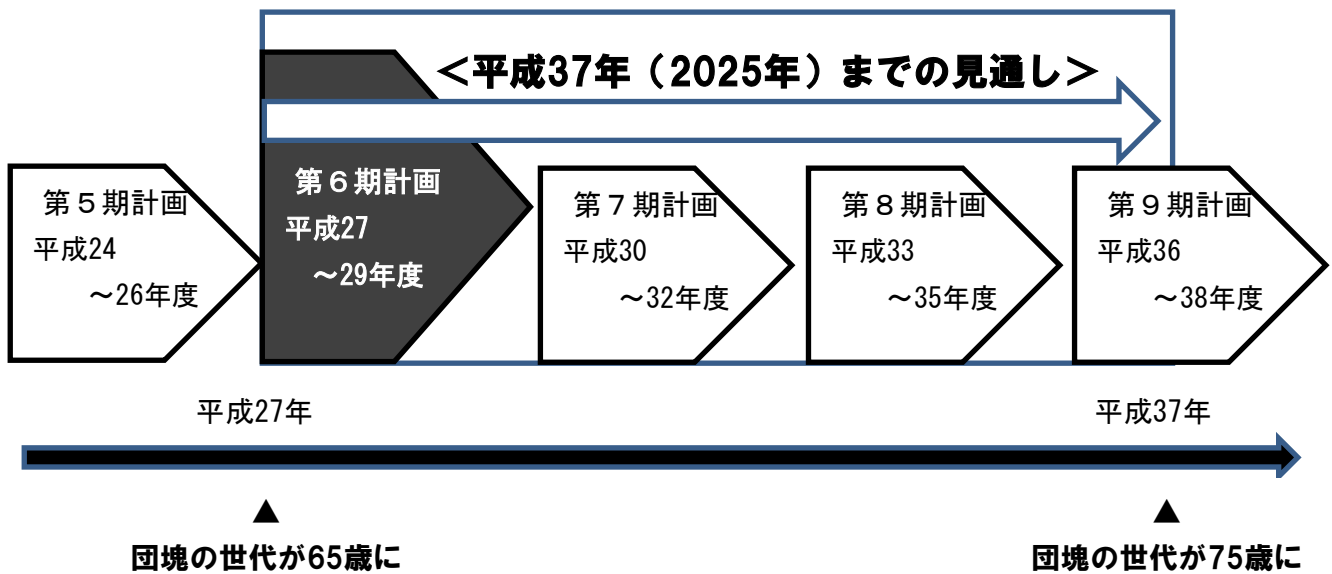


### 第3節 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3か年計画とします。

また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれる平成37年（2025年）を見据えた計画とします。

#### 【計画の期間】



## 第4節 計画の策定体制

### (1) 市民アンケート調査の実施

65歳以上の一般高齢者や要介護認定者、及び40～64歳までの若年者の日常生活の状況や健康状態、介護保険サービスの利用状況等を把握することを目的として、日常生活圏域二区調査を兼ねた『市民アンケート調査』を実施しました。

#### 【概要】

調査の実施期間：平成26年1月29日～平成26年2月14日

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査名	対象者	対象者数	回収数	回収率
高齢者調査	65歳以上の一般高齢者	1,509	1,100	72.9%
	介護サービス利用者 (要介護認定者のうち、介護サービスを利用している方)	1,003	634	63.2%
	介護サービス未利用者 (要介護認定者のうち、介護サービスを利用していない方)	200	125	62.5%
若年者調査	40歳～64歳までの若年者	1,508	768	50.9%
合計		4,220	2,627	62.3%

### (2) 市民参加

高齢者保健福祉計画については『三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会』を設置し、介護保険事業計画については『三郷市介護保険運営協議会』において、学識経験者や保健・医療・福祉関係者・被保険者である市民の代表から意見を聴きました。

### (3) 庁内検討組織

第5期計画における各高齢者支援事業の実施状況等を把握するため、関連部署に対し、庁内ローリング調査を実施しました。また、『三郷市高齢者保健福祉計画等策定関係行政協議会』を開催し、関連する市の各種事業計画との連携確認を行いました。

#### (4) 介護支援専門員等アンケート調査の実施

市内事業所に従事する介護支援専門員（ケアマネジャー）、地域包括支援センター職員、病院に勤務する医療相談員を対象に、専門職の立場からの状況や意向等を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

##### 【概要】

調査の実施期間：平成26年8月12日～平成26年8月29日

調査方法：郵送配布・郵送回収

対象者	対象者数	回収数	回収率
介護支援専門員	84	70	83.3%
地域包括支援センター職員	21	18	85.7%
医療相談員	30	12	40.0%
合計	135	100	74.1%

#### (5) パブリック・コメントの実施

計画策定検討懇話会等からの意見などをもとに作成した計画素案を、公共施設や市ホームページで公表し、計画策定の意思決定にあたり、広く市民から意見を伺うため、パブリック・コメントを実施しました。

##### 【概要】

実施期間：平成26年11月26日～平成26年12月25日

公表場所：長寿いきがい課、市役所内市政情報コーナー、市内各公共施設、市ホームページ

意見提出：平成26年12月25日までに、市ホームページから直接提出、または公表場所に備付けの提出用紙に記入し、長寿いきがい課に郵送、FAXまたは持参

## 第5節 計画の推進に向けて

### (1) 計画の進捗管理

この計画の進捗管理に関しては、その実施状況の把握や評価点検等を行い、「三郷市介護保険運営協議会」等に定期的に報告を行うことにより、計画全体の進捗管理を図っていきます。

### (2) 関係機関等との連携

#### ■三郷市社会福祉協議会との連携

三郷市社会福祉協議会では、判断能力が低下した高齢者等への日常的な金銭管理や書類等の預かりサービスを行う福祉サービス利用援助事業を実施しています。また、高齢者の健康管理と生きがいづくりを目的とした老人福祉センターや老人憩いの家の管理運営を行っています。今後も、高齢者等の生活全般における課題解決に向け、同協議会との連携に努めます。

#### ■三郷市民生委員・児童委員協議会との連携

民生委員・児童委員は要援護高齢者等の生活状態やニーズの把握、相談事項の伝達、支援を必要とする高齢者の把握など、地域と市とのパイプ役として活動しています。地域の高齢者の把握に向けて、引き続き、同協議会との連携強化を図ります。

#### ■介護保険サービス提供事業者、介護保険施設等との連携

高齢者の状況に応じて適切な介護保険サービスが提供できるよう、介護保険サービス提供事業者や介護保険施設等との連携を図ります。

#### ■地域との連携

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、地域の方をはじめ、三郷市民生委員・児童委員協議会、町会、自治会等や地域のボランティア、NPO法人などの活動による支援が不可欠です。そのためには、市民が主体となった地域福祉活動の機運を高めるとともに、地域との連携を図れるよう努めます。

### (3) 庁内の関係部署との連携

高齢者福祉、障がい福祉、健康づくり、生活安全、生涯学習など広い分野において、関係部署と連携を図り、効率的かつ効果的なサービスの提供が行われる体制づくりに努めます。



## 第2章

# 高齢者をめぐる現状と課題



# 第2章 高齢者をめぐる現状と課題

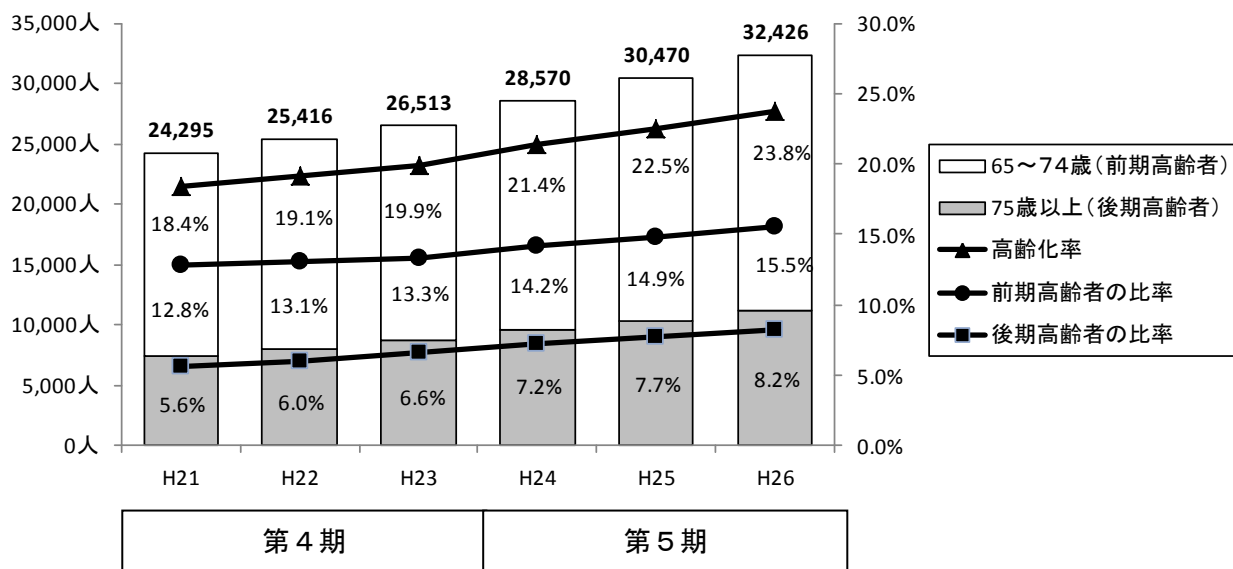
## 第1節 高齢者等の現状

### (1) 高齢者人口の推移

本市の65歳以上の高齢者人口は、平成26年10月1日現在で32,426人、高齢化率は23.8%となっており、ここ3年間の高齢者人口は毎年2,000人規模で増加しています。

人口の伸びをみると、平成21年度に比べて、平成26年度は総人口で3.6%増、高齢者人口で33.5%増となっています。また、高齢者人口のうち、65～74歳の前期高齢者は25.4%の増で、75歳以上の後期高齢者では51.9%の増となっています。高齢者人口の伸びは大きく、その中でも後期高齢者の伸びが一段と大きくなっています。

【高齢者人口の動向】



	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
総人口	131,798	132,745	133,436	133,679	135,173	136,485
65歳以上高齢者人口 (対前年増減数)	24,295	25,416 (+1,121)	26,513 (+1,097)	28,570 (+2,057)	30,470 (+1,900)	32,426 (+1,956)
65～74歳(前期高齢者)	16,908	17,397	17,738	18,950	20,086	21,203
75歳以上(後期高齢者)	7,387	8,019	8,775	9,620	10,384	11,223
高齢化率	18.4%	19.1%	19.9%	21.4%	22.5%	23.8%
前期高齢者の比率	12.8%	13.1%	13.3%	14.2%	14.9%	15.5%
後期高齢者の比率	5.6%	6.0%	6.6%	7.2%	7.7%	8.2%

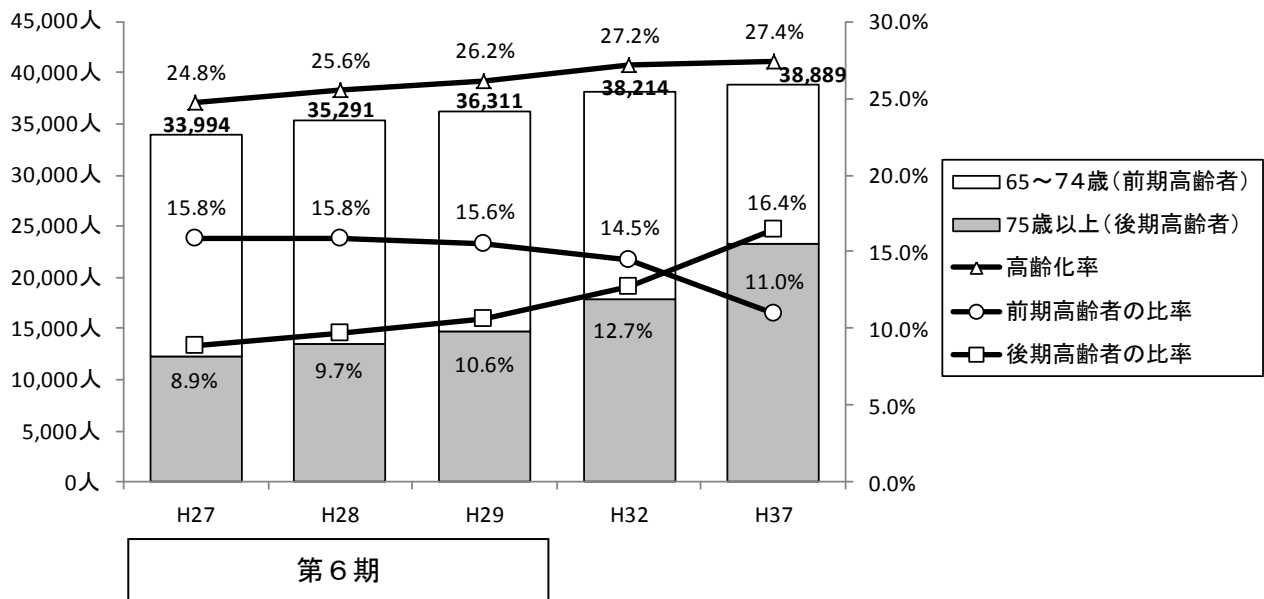
40～64歳(第2号被保険者)	46,997	47,128	47,505	46,985	46,790	46,421
-----------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

※住民基本台帳人口(各年度10月1日時点)

## (2) 高齢者人口の将来の見込み

本市の65歳以上の高齢者人口は、平成29年度には36,311人、高齢化率は26.2%と見込まれます。平成26年度に比べて、3,885人の増加、伸び率は約12.0%と見込まれます。また、前期高齢者、後期高齢者の比率をみると、平成37年（2025年）には後期高齢者の比率が16.4%と見込まれ、前期高齢者の比率を上回ることが予想されます。

【高齢者人口の将来の見込み】



	平成 27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
総人口	137,328	138,118	138,828	140,568	141,846
65歳以上高齢者人口	33,994	35,291	36,311	38,214	38,889
65～74歳(前期高齢者)	21,738	21,843	21,592	20,408	15,617
75歳以上(後期高齢者)	12,256	13,448	14,719	17,806	23,272
高齢化率	24.8%	25.6%	26.2%	27.2%	27.4%
前期高齢者の比率	15.8%	15.8%	15.6%	14.5%	11.0%
後期高齢者の比率	8.9%	9.7%	10.6%	12.7%	16.4%

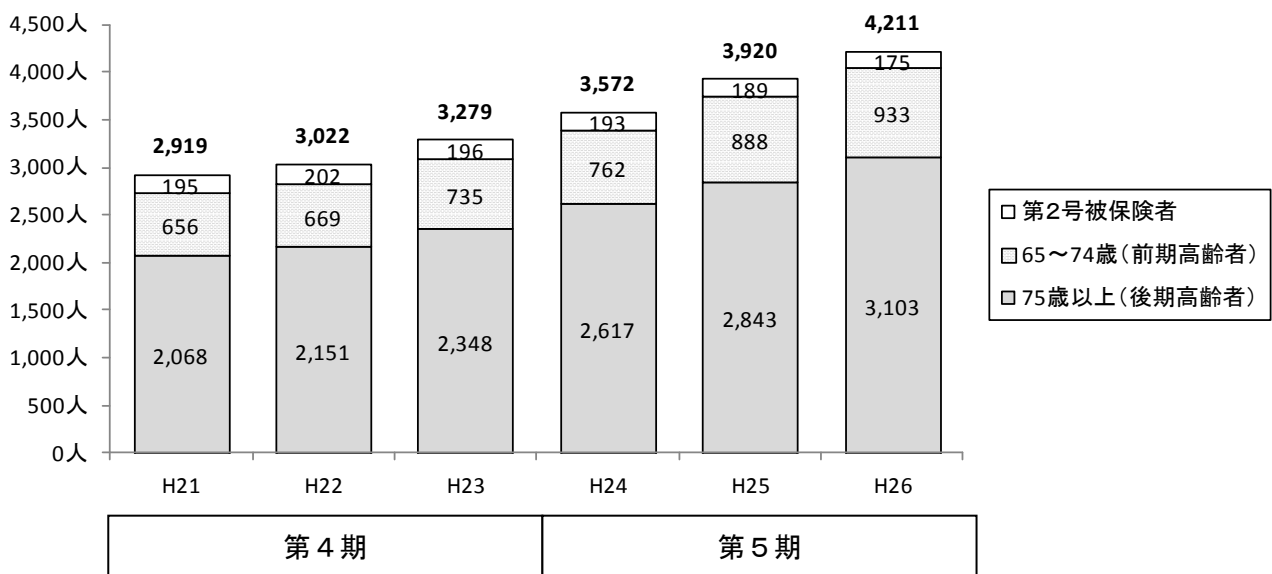
40～64歳 (第2号被保険者)	46,228	46,227	46,395	47,551	50,644
---------------------	--------	--------	--------	--------	--------

※コーホート変化率法による推計結果(各年度10月1日時点)

### (3) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成26年9月末現在の認定者数は4,211人で、年齢別内訳では後期高齢者が3,103人と全体の約73.7%を占めています。

【認定者数の動向】

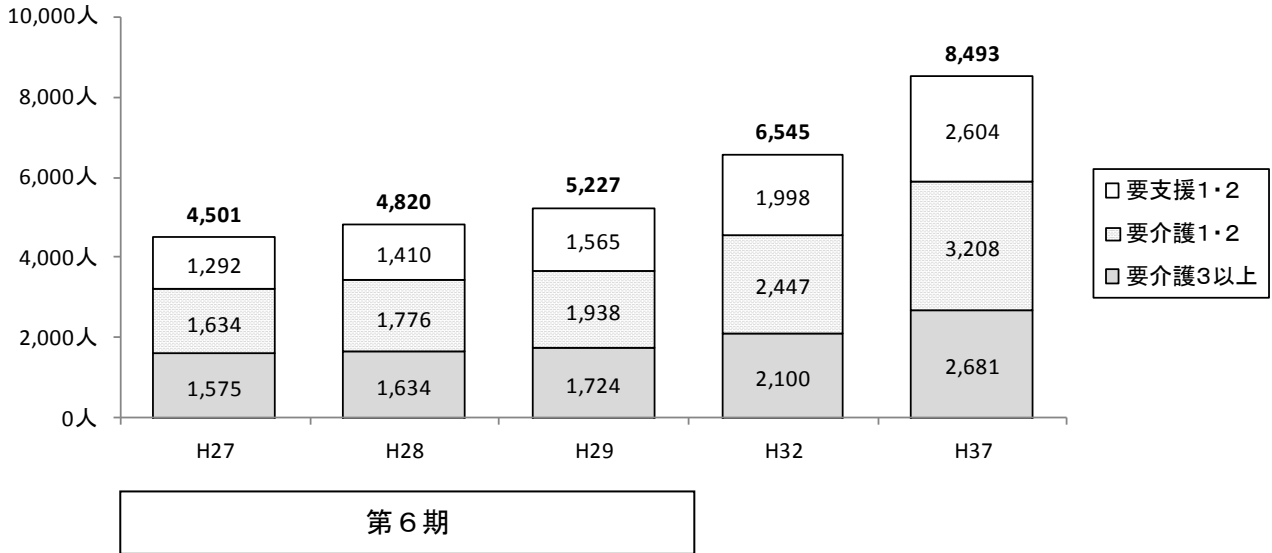


		平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
認定者 (計)		2,919	3,022	3,279	3,572	3,920	4,211
要 介 護 度 別	要支援1	307	349	348	380	474	489
	要支援2	443	418	478	553	607	695
	要介護1	334	428	484	541	631	690
	要介護2	584	609	665	724	755	819
	要介護3	518	483	517	510	557	584
	要介護4	385	370	389	419	462	481
要介護5	348	365	398	445	434	453	
被 保 険 者 別	第1号被保険者	2,724	2,820	3,083	3,379	3,731	4,036
	65~74歳 (前期高齢者)	656	669	735	762	888	933
	75歳以上 (後期高齢者)	2,068	2,151	2,348	2,617	2,843	3,103
	第2号被保険者	195	202	196	193	189	175

※介護保険事業状況報告 (各年度9月末時点)

要支援・要介護認定者数は、平成29年度には5,227人と見込まれ、平成26年度に比べて、1,016人増加し、伸び率は約24.1%と見込まれます。

【認定者数の将来の見込み】



		平成 27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
認定者数合計		4,501	4,820	5,227	6,545	8,493
要介護度別	要支援1	505	520	556	704	935
	要支援2	787	890	1,009	1,294	1,669
	要介護1	751	822	909	1,169	1,517
	要介護2	883	954	1,029	1,278	1,691
	要介護3	608	635	666	809	1,039
	要介護4	493	499	523	630	773
被保険者別	要介護5	474	500	535	661	869
	第1号被保険者	4,337	4,664	5,069	6,375	8,312
	65～74歳 (前期高齢者)	937	920	930	989	755
	75歳以上 (後期高齢者)	3,400	3,744	4,139	5,386	7,557
	第2号被保険者	164	156	158	170	180

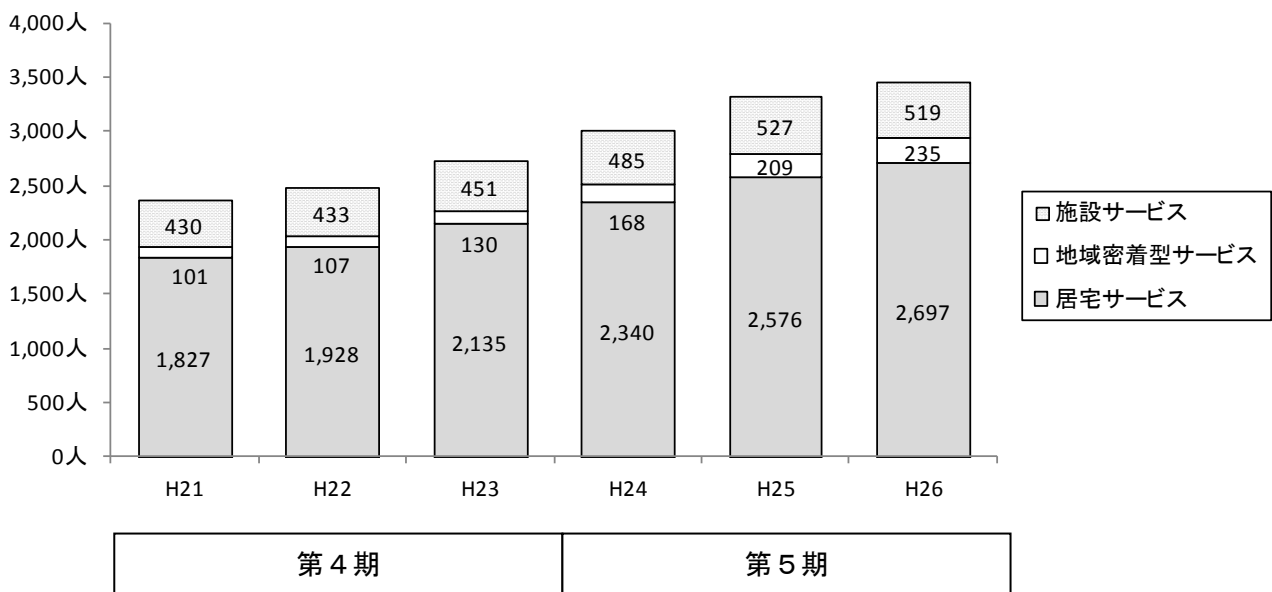
※厚生労働省ワークシートによる試算結果（各年度10月1日時点）

### (4) 介護保険サービス利用者数の推移

介護保険サービス利用者の推移をみると、平成26年度で居宅サービス利用者2,697人、地域密着型サービス利用者235人、施設サービス利用者519人となっており、居宅サービス利用者が約78.2%を占めています。

アンケート調査結果では、介護保険サービスを利用していない方は、介護保険サービスを利用している方に比べて、同居家族人数では「2人」の割合が多く、また、介護を受けたい場所は「できるだけ自宅で暮らしたい」の割合が少なくなっています。

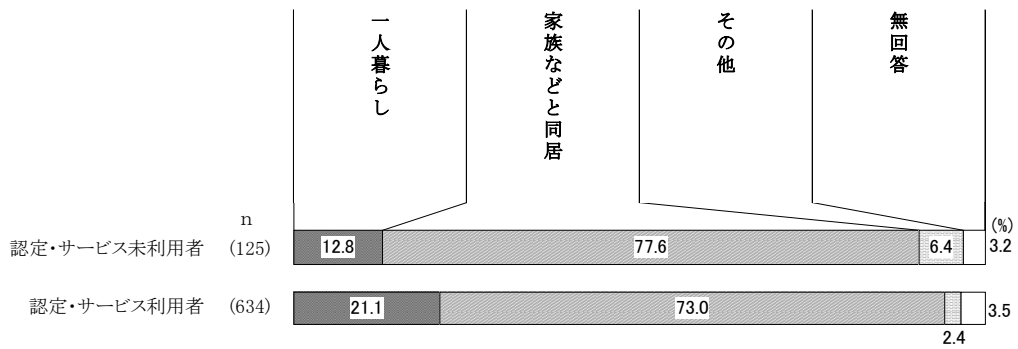
【介護サービス利用者数の動向】



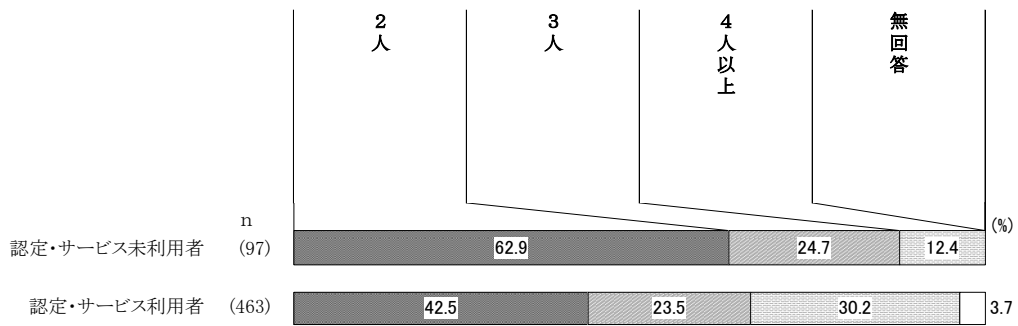
	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
サービス利用者（計）	2,358	2,468	2,716	2,993	3,312	3,451
居宅サービス	1,827	1,928	2,135	2,340	2,576	2,697
地域密着型サービス	101	107	130	168	209	235
施設サービス	430	433	451	485	527	519

※介護保険事業状況報告（各年度3月末時点）※26年度は、9月末現在

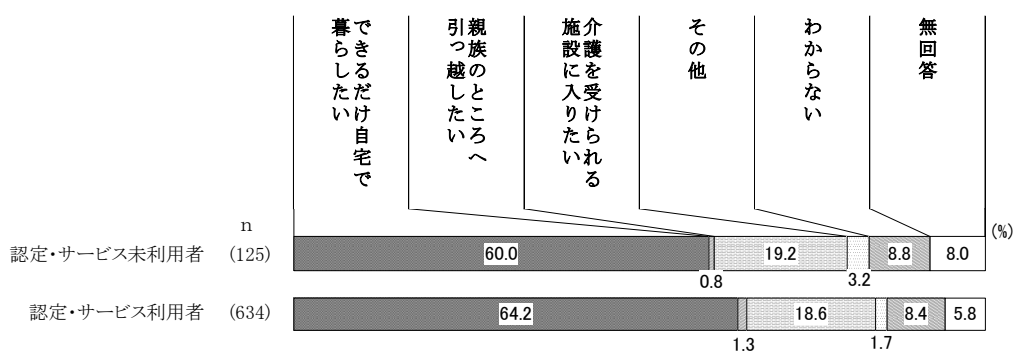
【要支援・要介護認定者の家族構成】



【要支援・要介護認定者の家族の人数】



【要支援・要介護認定者の介護を受けたい場所】



資料：市民アンケート調査報告書（平成 25 年度）より

## 第2節 高齢者等をめぐる課題

### (1) 高齢者等をめぐる課題

《現状》

- ・平成21年度から平成26年度の本市における人口増加率は3.6%だが、65歳以上の高齢者人口の増加率は33.5%と高くなっている。
- ・第1号被保険者数に占める前期高齢者の割合(※)は66.0%と、全国(51.4%)や県(58.5%)に比べて高いことから、現状では高齢者全体の平均年齢は若いことがわかる。
- ・要介護認定率(※)は13.0%と、全国(18.3%)や県(14.4%)に比べて低く、87.0%の方は自立した生活を送っている。



《課題》

- ・元気な高齢者が多いことから、自助「健康づくり」、互助・共助「支え合い・助け合い」といった取り組みを推進し、健康寿命を延ばすことが必要となります。

(※)平成26年9月末現在

《現状》

- ・「健康について関心がある」の割合は、要介護認定を受けていない一般高齢者では約9割となっている。
- ・自分を「健康だと思う」の割合は、一般高齢者では約8割となっている。
- ・40歳から64歳までの若年者の約9割が健康維持のために何らかの行動をしている。



《課題》

- ・一般高齢者、若年者ともに健康に関する意識は高いことから、生涯を通じた継続的な健康づくり、介護予防への取り組みを市全体として支援していくことが求められています。

《現状》

- ・近所との交流では、若年者の約5割が「顔を合わせた時にあいさつをする程度」となっており、今後の近所との交流意向については、「今のままでよい」が約5割となっている。
- ・若年者の高齢者支援のボランティア活動への参加意向や認知症サポーター養成講座への参加意向は、約5割となっている。



《課題》

- ・若年者の互助・共助に対する意向はあるが、一方で近所との交流はあいさつをする程度が多く、今後もこのままで良いが5割を超えており、地域助け合い活動への参加につなげる地域づくりが必要とされます。



## 《現状》

- ・一般高齢者・要介護認定者・若年者ともに、介護を受けたい場所は「自宅」が約6割で最多となっている。
- ・一般高齢者・要介護認定者・若年者ともに、在宅生活の継続に必要なサービスは「外出支援（買物や通院など）」、「家事支援（掃除や洗濯など）」が約4割となっている。
- ・地域包括支援センターの利用状況については、「相談したことがある」は、要介護認定者では47.9%であるのに対し、一般高齢者と若年者は、ともに6.5%と低い状況である。



## 《課題》

- ・在宅での生活を支援していくためには、「外出支援」や「家事支援」などのサービスの充実が必要とされます。
- ・高齢者の相談窓口である地域包括支援センターの周知方法等には、さらに努めていく必要があります。

## 《現状》

- ・一般高齢者の8割超は、「生きがいがある」と回答しているが、要介護認定者においては、5割となっている。
- ・一般高齢者の社会活動等の参加状況は、「収入のある仕事」や年に数回の「生活環境・美化活動」が1割強となっているが、その他の社会活動「高齢者の見守り」や「要介護高齢者の支援」、「子育て支援」への参加は極めて低くなっている。
- ・地域助け合い活動への参加については、一般高齢者や若年者は、「助けを受けたいし、参加したい」が3割を超えているが、要介護認定者においては1割程度にとどまり、「助けは受けたいが、参加できない」が3割を超えている。

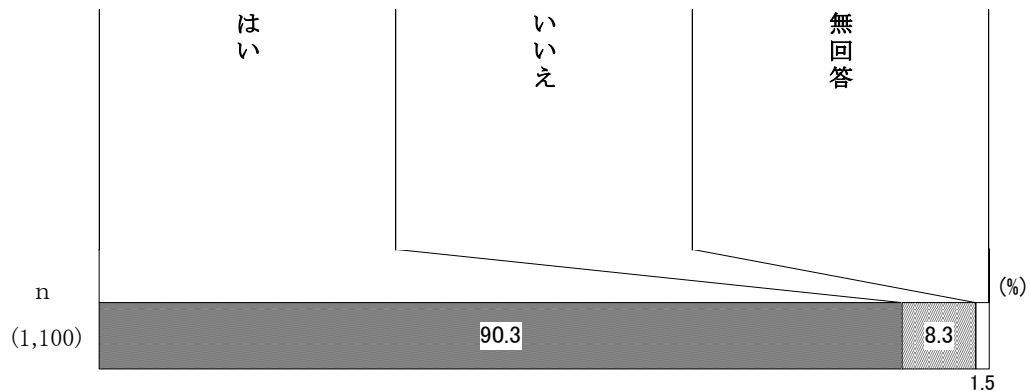


## 《課題》

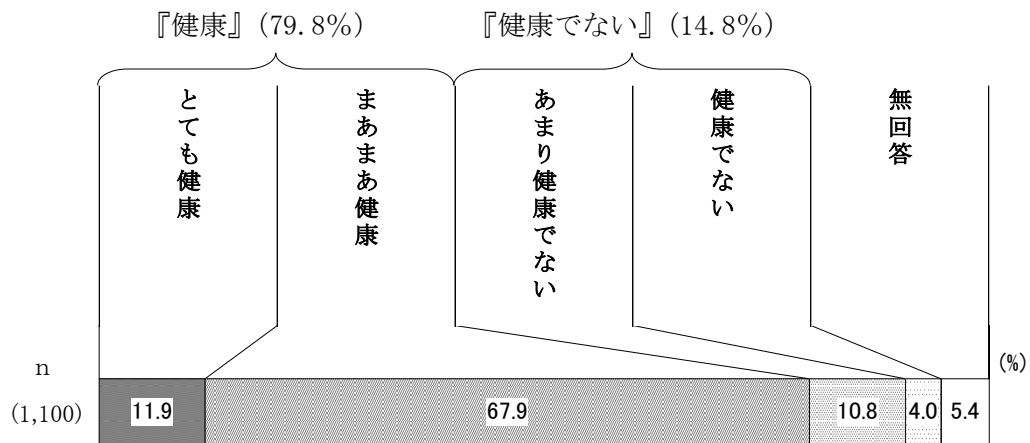
- ・全国的に高齢者のグループ活動への参加意向は高まりつつあります。本市でも生きがいを持っている高齢者は多い一方で、活動参加の状況は仕事が多くなっており、地域活動の参加促進につなげる機会づくりが求められています。



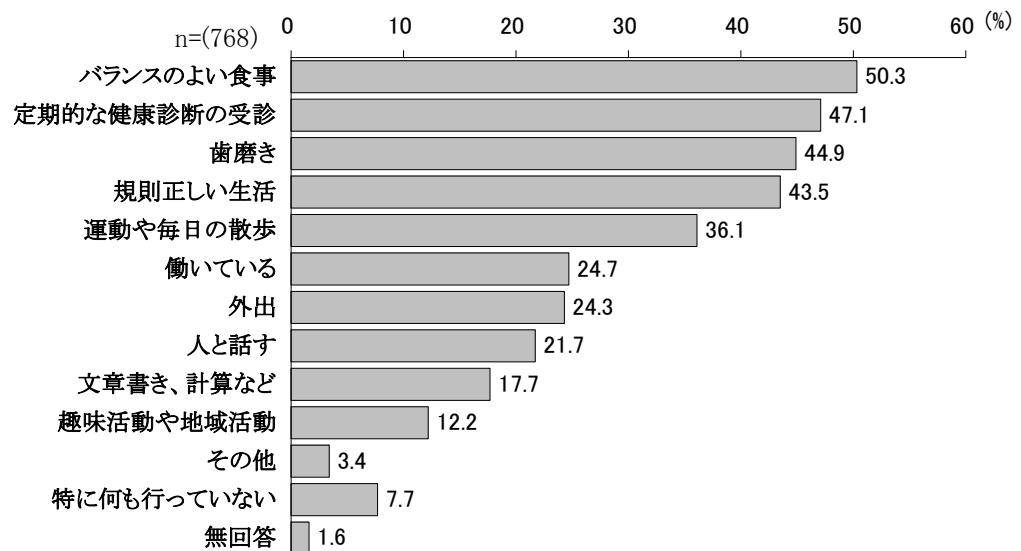
【健康についての関心（一般高齢者）】



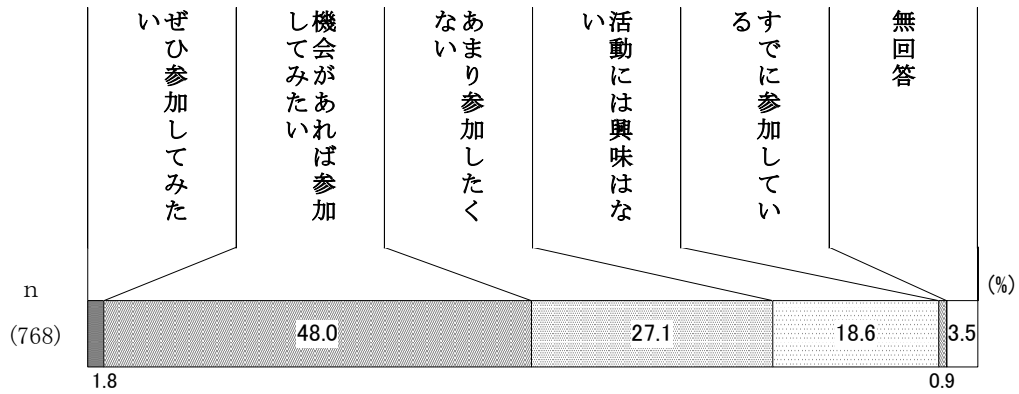
【「自分を健康だと思う」割合（一般高齢者）】



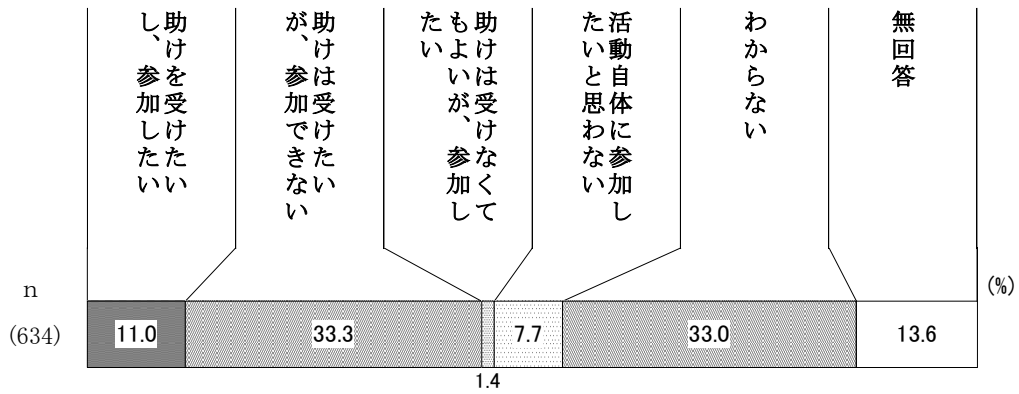
【健康維持のためにやっていること（若年者）】



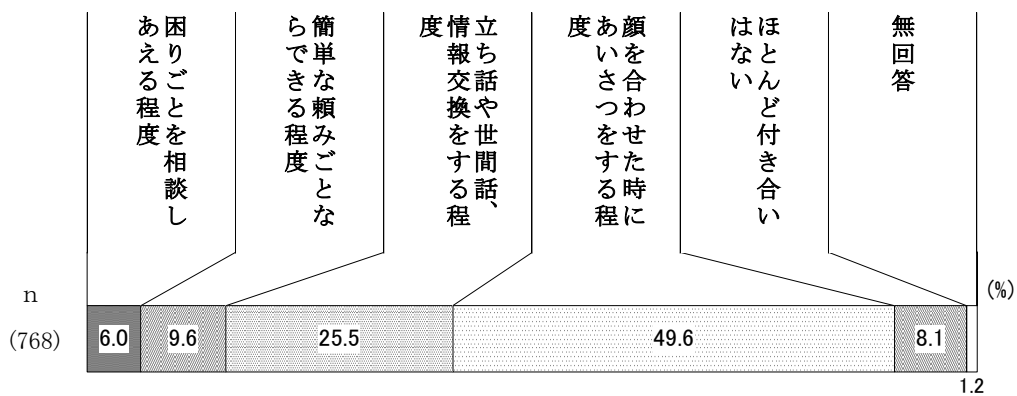
【ボランティア活動への参加意向（若年者）】



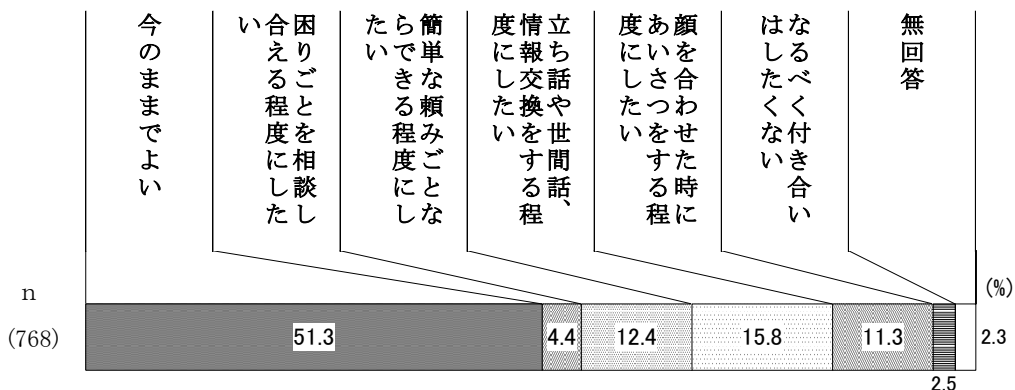
【地域の助け合い活動の参加希望（要支援・要介護認定者）】



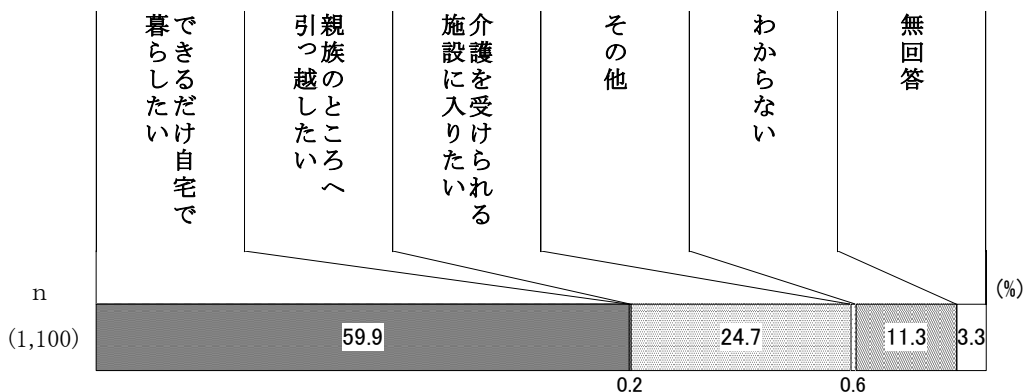
【近所との交流の程度（若年者）】



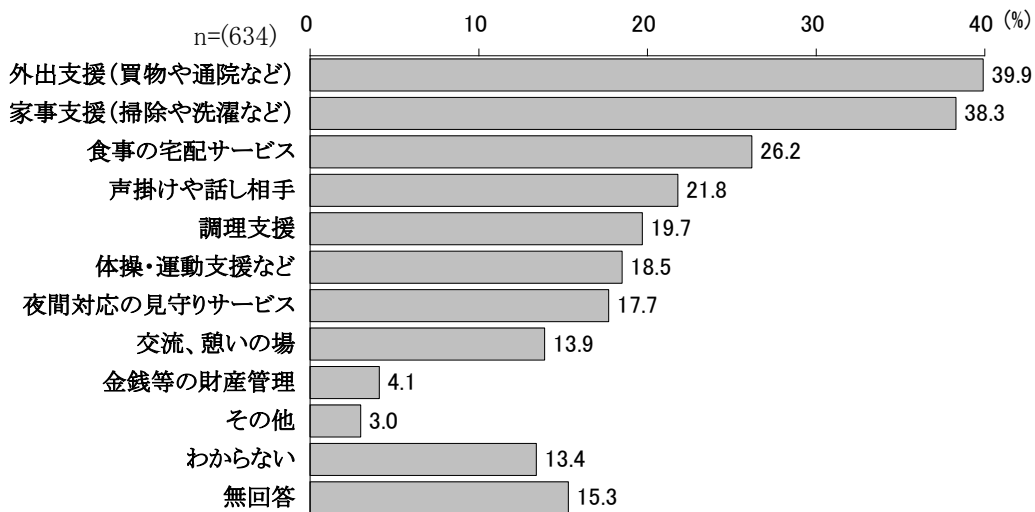
【近所との交流意向（若年者）】



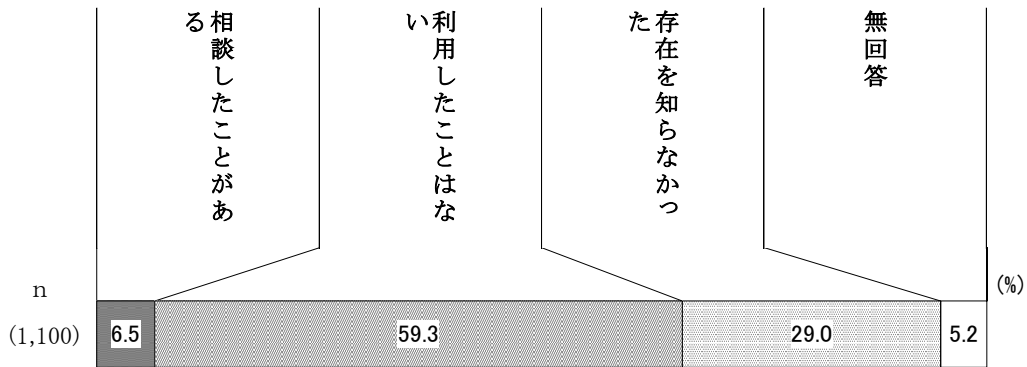
【介護を受けたい場所（一般高齢者）】



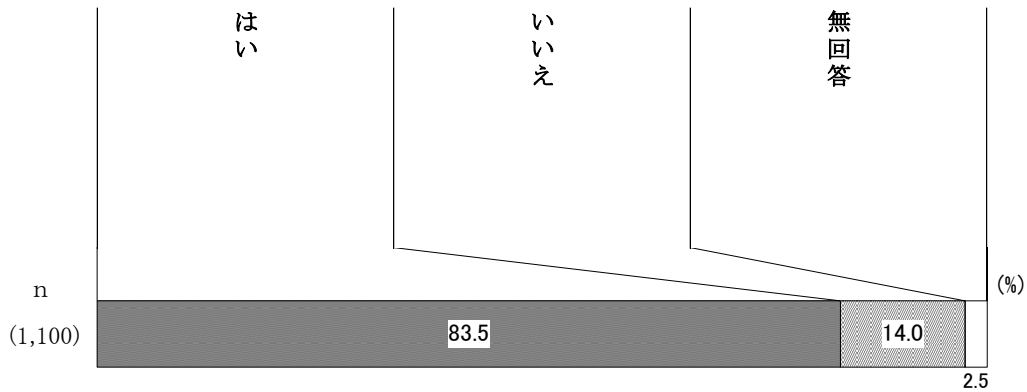
【在宅生活の継続に必要なサービス（要支援・要介護認定者）】



【地域包括支援センターの利用状況（一般高齢者）】



【生きがいがある割合（一般高齢者）】



【グループ参加の頻度（一般高齢者）】

	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回	参加していない	無回答
高齢者の見守り	0.4	0.7	0.2	1.6	2.4	83.4	11.4
要介護高齢者の支援	0.2	0.5	0.2	0.8	1.6	85.2	11.5
子育て支援	0.5	1.0	0.6	1.6	2.9	81.5	11.8
生活環境・美化	0.4	0.5	0.2	1.9	14.9	69.9	12.3
収入のある仕事	12.7	5.2	1.5	2.1	3.1	65.0	10.5

資料：市民アンケート調査報告書（平成25年度）

### 第3節 第5期計画の施策・事業の進捗評価

第5期計画では、「地域包括ケアシステムの実現」と「介護予防の推進」という重点アクションプログラム、「保健福祉サービスの推進」「地域支援事業の推進」「地域包括支援体制の整備」「主体的参加の促進・環境整備」「介護保険サービスの適正な提供体制の推進」という5つの基本アクションプログラムを掲げ、施策を推進してきました。これまでの施策・事業を総括し、課題を確認して、第6期計画の施策の推進につなげていきます。

#### (1) 重点アクションプログラムの総括

##### 1 地域包括ケアシステムの実現

地域包括支援センターの機能強化の推進として、委託料の増額、地域包括支援センター向け研修会、他機関との合同研修会の開催等を実施してまいりました。また、在宅介護支援センターを活用し、支援困難な方への共同支援等の対応を図ってまいりました。日常生活圏域については、地域できめ細かく活動している民生委員との連携を強化していくため、民生委員・児童委員の担当区域を考慮し、圏域の見直しを行いました。

地域包括ケアシステムの構築に向けた準備として、庁内連携会議を立ち上げ、この会議において、各事業の課題の共有を図るとともに、さまざまな関係者や地域との参画を一層促してまいりました。地域包括ケアシステムの構築には、福祉・介護・医療・保健の各関係者、地域の方の参画が必須であるため、相互の理解を深め、複合的なネットワークづくりを一層強化、推進してまいります。

##### 2 介護予防の推進

平成22年度から二次予防事業対象者実態把握事業を実施し、運動や口腔の二次予防対象者と閉じこもり、認知症、うつのリスク該当者に介護予防事業を実施しました。

実施にあたっては、個々の機能の向上とともに、生活習慣の改善や生きがいづくり等に配慮し、充実した生活を送ることを目標としました。

今後の課題としては、男性の参加促進や通所が困難な方への送迎サービス、訪問事業の実施、事業修了後の運動の継続のための支援などの取り組みが挙げられますので、一層の事業の推進に努めてまいります。

## (2) 基本アクションプログラムの総括

### 1 保健福祉サービスを推進します

在宅生活を支えるため、緊急通報システム、救急医療情報キットの配布、軽度生活援助、配食サービス事業等の生活支援サービスを実施してまいりました。また、要介護者の支援として、訪問理美容サービスや紙おむつ支給事業などを実施しております。

第5期期間中には、配食サービス事業の利用回数を週4回から週5回に増やし、紙おむつ支給事業では、対象者の範囲を拡大しました。

保健福祉サービスの需要は年々多様化し、増加傾向にあるため、今後も必要な方に適切な生活支援サービスが提供できるよう、事業の充実・拡充を検討してまいります。

### 2 地域支援事業を推進します

介護予防事業では、要介護状態になることを予防するとともに、高齢者の健康・体力の維持増進への取り組みを支援しました。また、「脳の健康教室」等の実施により、介護予防の普及啓発にも努めてまいりました。

認知症支援施策の充実としては、認知症ネットワークに関する会議の開催や認知症サポーター養成講座や講演会等を開催しました。さらに、第5期計画期間中に徘徊高齢者等SOSネットワーク事業を開始させ、事業の充実を図ってまいりました。

権利擁護については、成年後見制度について定期的な研修会を実施することで成年後見制度の周知や支援に努め、平成26年度からは三郷市社会福祉協議会の権利擁護センターに事業を委託し、相談業務の充実にも努めました。

### 3 地域包括支援体制の整備をすすめます

地域包括支援センターが開催するネットワーク会議を通して、市民が見守り活動に協力していただけるように支援してまいりました。また、「ほっとサロンいきいき」などの見守り拠点では、高齢者の交流や支え合い活動を通じて、高齢者の見守り事業を実施してまいりました。

関係機関のネットワークづくりについては、認知症に関するネットワークを通して、医師、施設長、介護関係者、看護師・医療相談員・地域の民生委員、認知症の支援団体の市民等が、広く参画できるように努めました。

また、医療と介護の連携については、医療関係者との共同研修会を開催するなど連携を図る準備を進めております。第6期計画では、認知症初期集中支援チームの立ち上げを検討してまいります。

#### 4 主体的参加の促進・環境整備をすすめます

生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動などの多様な事業を推進し、生きがいつくりの支援を行いました。また、老人福祉センター運営事業や老人クラブ活動支援事業を実施し、ふれあいの場や社会参加を促進しました。

団塊の世代も65歳となり、ボランティアや地域活動、健康・体力の維持での運動、生涯学習活動などを楽しむかたも多くなってきています。

今後も地域の人材を活用し、前期高齢者が後期高齢者を支え、ともに住み慣れた地域で自立した生活を継続できるようなコミュニティを作ることを推進してまいります。

#### 5 介護保険サービスの適正な提供体制を推進します

第5期計画においては、円滑な介護保険制度を運営するため、適正な介護保険サービスの提供に取り組んでまいりました。

居宅サービスについては、計画値とほぼ同水準にあり、おおむね居宅サービス供給量は確保されていると考えられます。また、施設整備については、地域密着型サービスの整備として、県内初の「複合型サービス」を開設しました。さらに、第5圏域に「認知症対応型共同生活介護」を開設させ、これにより、すべての日常生活圏域に「認知症対応型共同生活介護」と「小規模多機能型居宅介護」を整備いたしました。

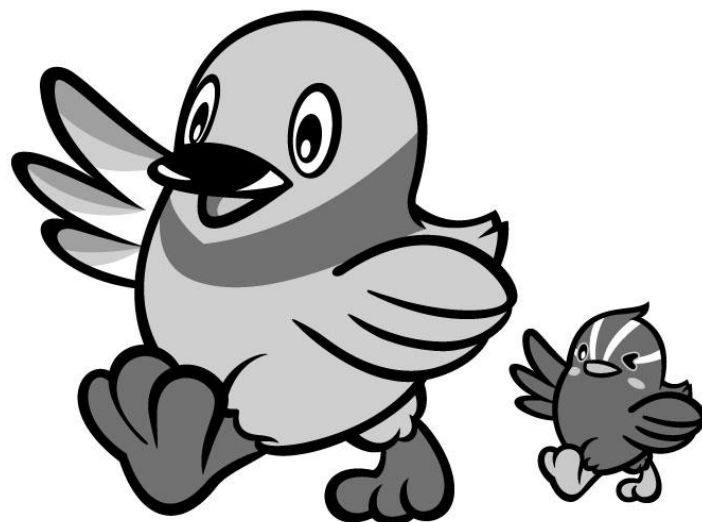
介護サービスの質の向上については、地域密着型サービス会議を年数回開催し、集団指導や情報提供等を行うなど、連携強化を図りました。また、介護サービス提供事業者に対しては、適宜、介護最新情報等の資料提供を行うとともに、個別相談等を通じて適正なサービス提供に努めました。

情報公表制度については、新設事業所には義務付けるとともに、窓口等にリーフレットを備え付けるなど利用者への情報提供及び周知に努め、周知方法も改善を検討していきます。



# 第3章

## 計画の将来像と基本的方向



## 第3章 計画の将来像と基本的方向

### 第1節 基本理念

《目指すべき将来像》  
自立した生活を支えあい  
健康長寿をめざすまち 三郷

### 第2節 重点目標

基本理念を達成するための基本となる重点目標を設定します。

第6期の重点目標は、「主体的な健康づくりと介護予防の推進」、「自立した生活を支える介護と支援の充実」、「地域包括ケアシステムの構築」の3つとします。

#### 重点目標1 主体的な健康づくりと介護予防の推進

個々の生活や心身の状態に応じた健康の保持増進に取り組むことができる環境づくりと、多様な施策をとおして、日常生活における健康への意識づけと生活習慣の改善につながるような主体的な健康づくりへの支援を推進します。

身体の機能回復・向上などの健康づくりへのアプローチだけでなく、地域づくりなど高齢者本人を取り巻く環境・地域へのアプローチも含め、バランスのとれた介護予防事業を推進します。

年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく集える場としての、住民主体による地区サロン（通いの場）を市内各所に充実させ、相互に役割を持つことで生きがいや介護予防につながる地域づくりを推進します。

#### 重点目標2 自立した生活を支える介護と支援の充実

住み慣れた地域で安心して生活を続けていくことができるよう、地域の実情に応じた住民主体による、さまざまな介護・生活支援サービス等を提供し、また、生活支援の担い手となる高齢者等の社会参加を促し、高齢者の自立した生活を支援します。

必要なサービスを適切に受けられるためのコーディネート機能を整備し、高齢者支援を行う企業、NPO、サークル、個人等のサービスの情報提供などにより利用の支援を行います。

#### 重点目標3 地域包括ケアシステムの構築

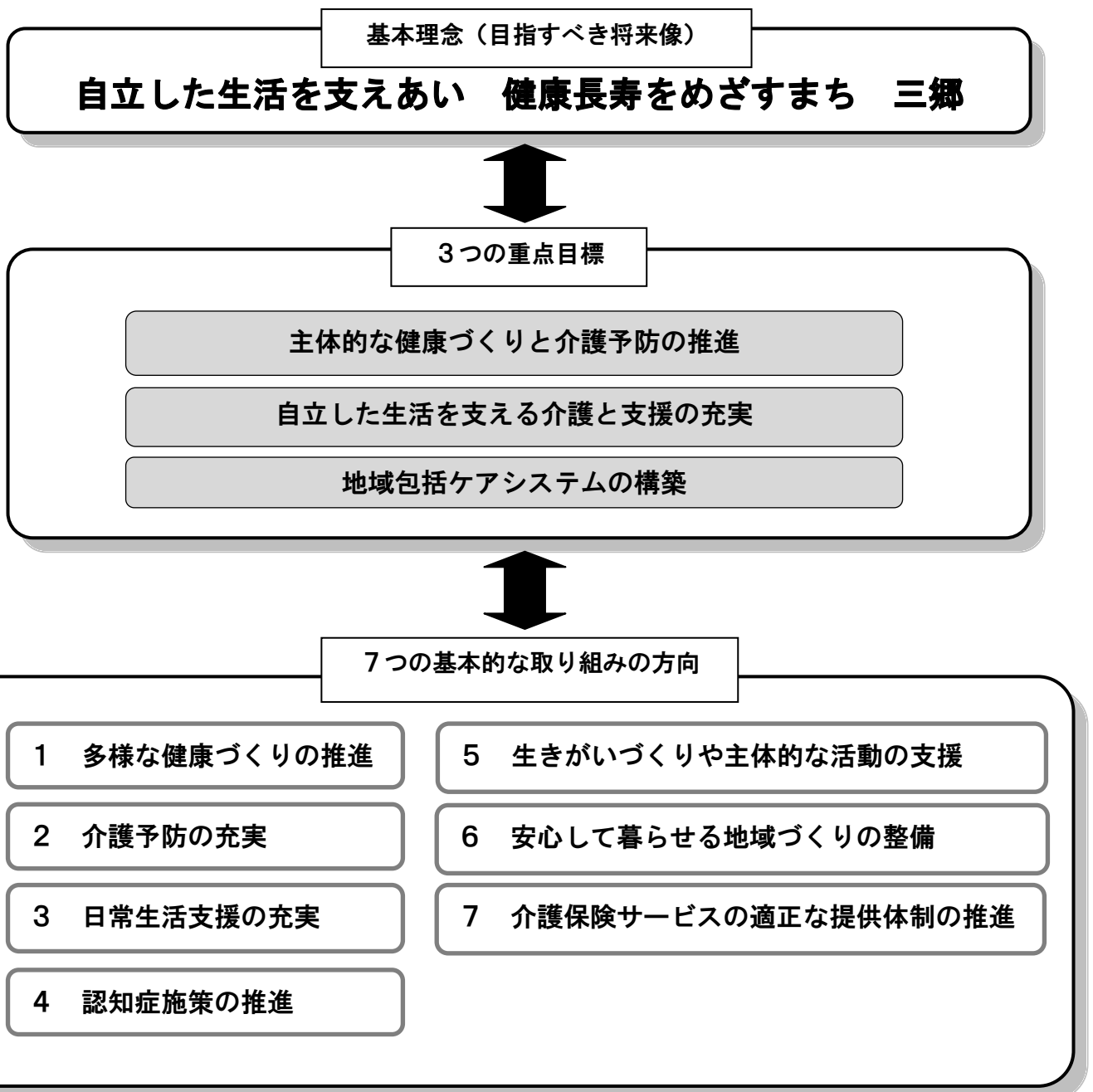
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、医療機関や介護サービス提供者、地域の方々などとともに、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の各分野が、相互に連携し、コミュニケーションにより支えあう関係を築けるような、多様なネットワークづくりを支援し、地域包括ケアシステムの構築を推進してまいります。

### 第3節 第6期計画における基本的な取り組みの方向

第6期計画では、基本的な取り組みとして、次の7つの方向を目指します。

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| 1 多様な健康づくりの推進 | 5 生きがいづくりや主体的な活動の支援   |
| 2 介護予防の充実     | 6 安心して暮らせる地域づくりの整備    |
| 3 日常生活支援の充実   | 7 介護保険サービスの適正な提供体制の推進 |
| 4 認知症施策の推進    |                       |

#### 【施策の体系（全体像）】



## 第4節 地域包括ケアシステムの構築に向けて

### (1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた重点的な取り組み

平成37年(2025年)には団塊の世代がすべて75歳に達し、全国では平成12年の介護保険制度施行時に約900万人だった75歳以上の後期高齢者が、2,000万人を突破することが見込まれています。特に、都市部を中心に、後期高齢者数が急増するとともに、高齢者のみの世帯や認知症の高齢者が増加することが見込まれています。認知症高齢者は、国の試算によれば、2025年には最大約730万人にのぼり、65歳以上の5人に1人に増加すると言われています。そのような中、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、生活の場である日常生活圏域で、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活支援が包括的に確保される体制として、地域包括ケアシステムの構築が求められています。

#### ●地域包括ケアシステムとは

○地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいいます。本市においても、平成37年(2025年)までに、この地域包括ケアシステムを構築していくために、「在宅医療・介護の連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援体制の整備」「住み慣れた住まいで安心して暮らせる地域づくり」の4つを重点的な取り組みとして、継続的に推進していきます。



※厚生労働省資料より抜粋

#### 地域包括ケアシステム

#### 地域包括支援センターの役割

保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士などが、高齢者の支援を行います。総合相談・権利擁護・介護予防に関する相談を行い、要介護状態になったとしても、地域で安心して生活ができるよう支援します。地域の方が相談しやすいように、地域包括支援センターの取り組みについて、情報発信をしていきます。

## ●地域包括ケアシステムの構築に向けた4つの重点的な取り組み

### ①在宅医療と介護の連携の推進

○高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた住まいで療養し、暮らしつづけるためには、在宅医療と介護を支える関係機関が連携し、包括的かつ継続的なサービスを提供することが必要です。在宅医療と介護が地域で一体的に提供できるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の医療関係機関や、介護事業所等の介護関係機関と十分に連携を図りながら、医療と介護の連携の会議を開催し、第6期計画期間中に段階を追って、地域の医療と介護が一体的に提供できるよう、関係機関による連携体制づくりを進めていきます。

### ②認知症施策の推進

○認知症高齢者が地域で安心して生活するためには、早期診断、早期治療に結び付けられるように医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係機関、地域包括支援センター、介護事業者、見守り等の生活支援サービス等が連携して対応していく必要があります。

また、地域の医療機関で「認知症外来」「物忘れ外来」の取り組みが進み、多くの医療機関で認知症の診療が受けられるように、医師会および各医療機関と連携していきます。

特に、医師と医療職・介護職の職員がチームを組んで認知症の方への初期支援に対応する、認知症初期集中支援チームの体制づくりや、認知症の方や家族が安心して立ち寄れる居場所づくりとしての認知症カフェの開設の推進を行っていきます。また、市民へ向けた認知症サポーター養成講座等の認知症の普及啓発や、認知症高齢者のいる家族等への支援を積極的に進めていきます。

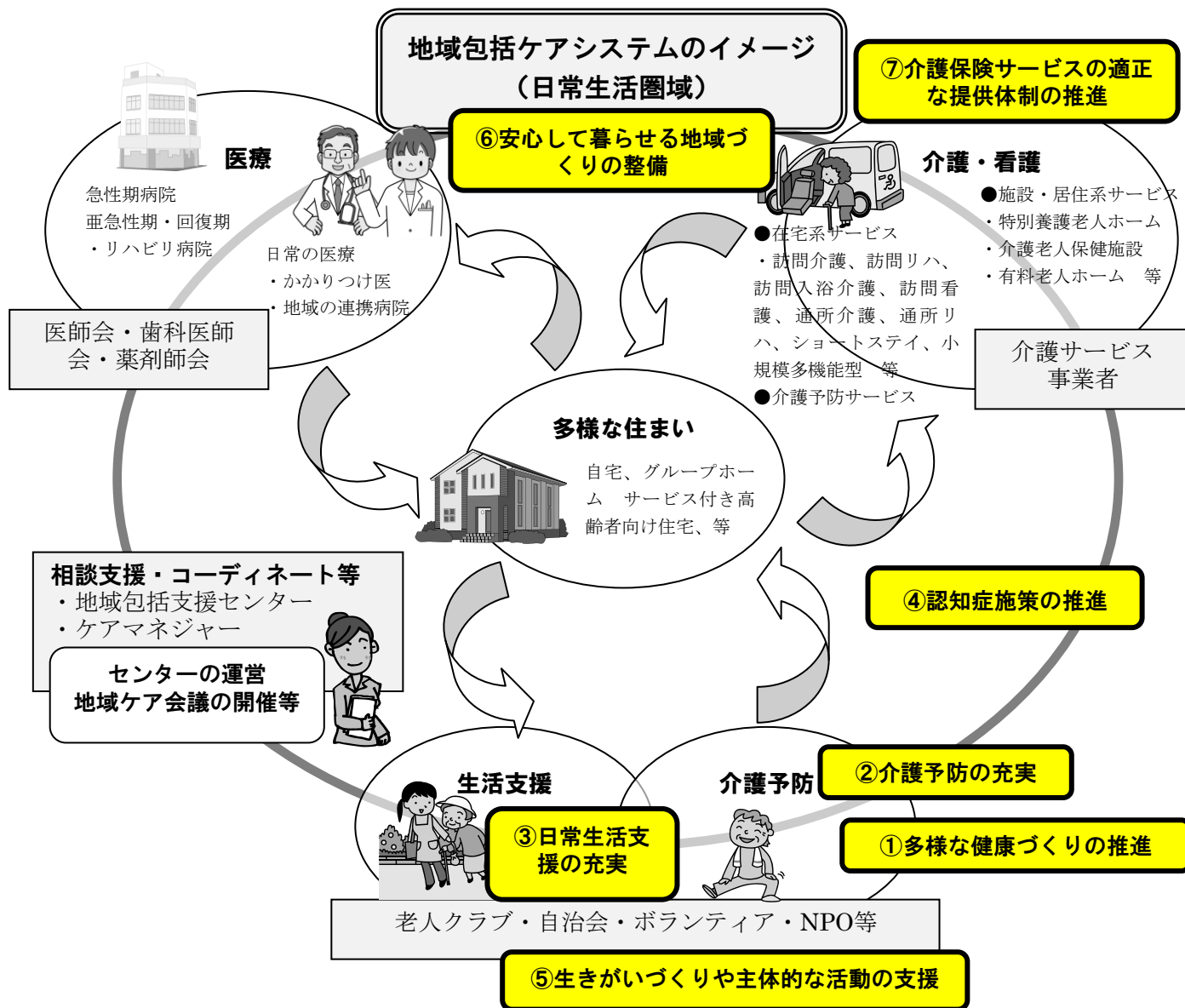
### ③生活支援体制の整備

○高齢者の増加に伴い、見守り・安否確認、外出支援や買い物・調理・掃除の生活支援に対するニーズが高まることが予想されます。そのような中、地域が主体となる多様なサービスの提供や、高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することが期待されています。生活支援ニーズと社会資源を結ぶコーディネート機能の充実や協議体の設置を進めていきます。

### ④住み慣れた住まいで安心して暮らせる地域づくり

○高齢者における住まいは、地域包括ケアシステムの基礎となるものです。従来の住まいにとどまらず、高齢者が生活しやすい多様な住まいへの取り組みや、住まいにおいて多様な生活支援サービス等を利用しながら、個人の尊厳が確保された生活の実現が求められています。住宅政策の部門との連携を図りながら、高齢者が安心して住み続けられるような居住の安定的確保に努めていきます。

【地域包括ケアシステムと第6期計画における7つの基本的な取り組みのイメージ】



※厚生労働省資料をもとに作成

※地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいいます。（『持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律』（平成25年法律第125号））

## (2) 日常生活圏域の設定

国では、高齢者が必要なサービスや相談を身近な地域ですみやかに受けられるよう、「日常生活圏域」を定めることとしています。日常生活圏域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護保険施設等の整備状況、その他の条件を総合的に勘案することとしています。

本市では、第3期計画において、5つの日常生活圏域を設定し、圏域ごとに1か所ずつの地域包括支援センターを設置しました。第5期計画では、地域できめ細かく活動している民生委員との連携を強化していくため、民生委員・児童委員の担当区域を考慮して、圏域の見直しを行いました。

平成37年（2025年）までに地域包括ケアシステムを構築していく中で、地域包括支援センターは、地域ネットワークの調整役としての機能を果たすことから、第6期計画中に地域包括支援センターの増加を見据えた圏域の見直しを進めていきます。

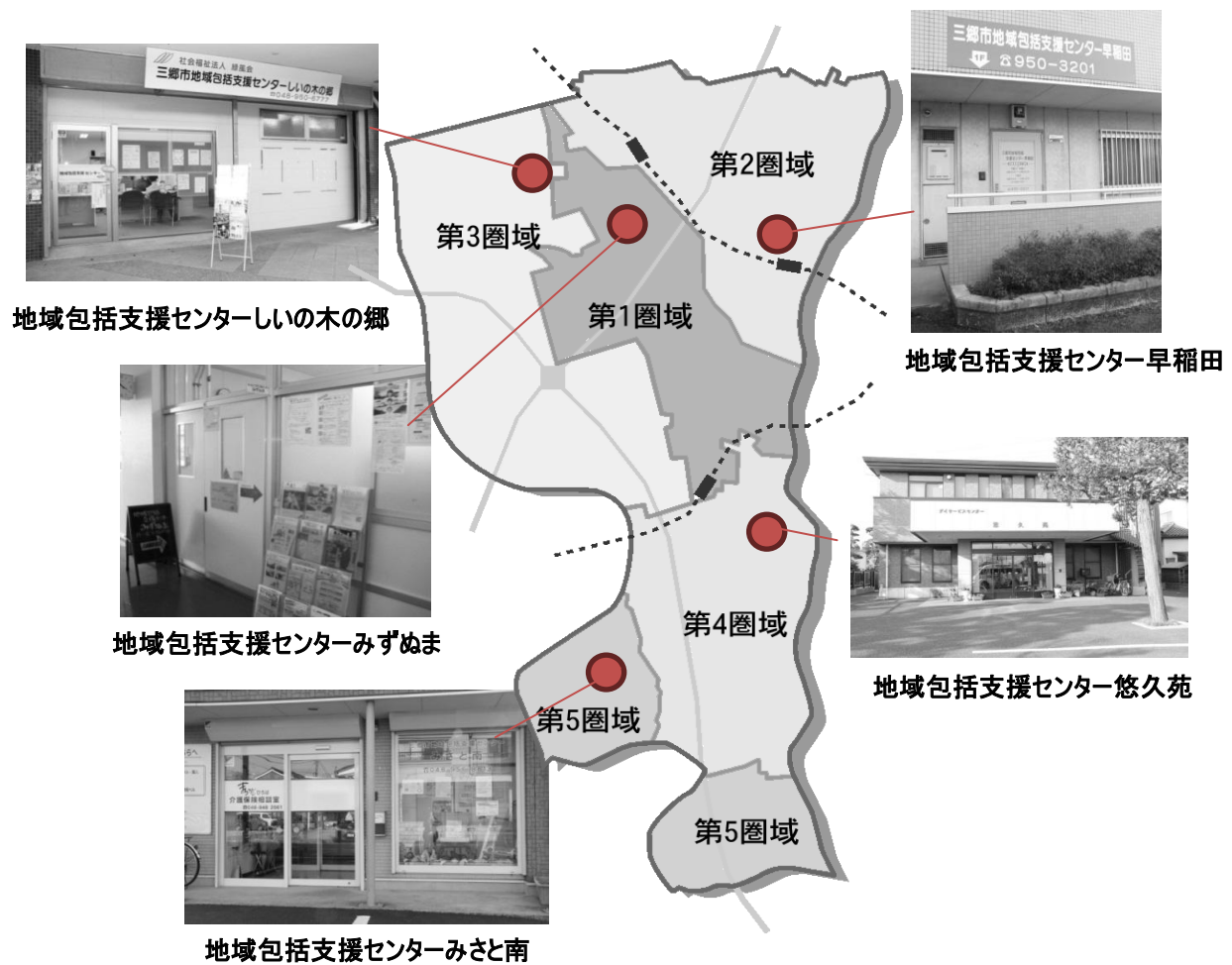
### 【日常生活圏域（5圏域）】

平成26年10月現在

	第1圏域	第2圏域	第3圏域	第4圏域	第5圏域	計
圏域内総人口	27,031	28,849	31,475	19,313	29,817	136,485
世帯数	11,496	12,236	13,968	8,265	12,464	58,442
圏域内高齢者数	5,988	5,810	8,143	4,734	7,751	32,426
うち65歳～74歳	4,025	3,987	5,387	2,999	4,799	21,197
うち75歳以上	1,963	1,823	2,756	1,735	2,952	11,229
高齢化率	22.15	20.14	25.87	24.51	26.00	23.76
認定者数	774	742	1,101	608	986	4,211
要支援1	97	92	113	65	122	489
要支援2	125	163	170	88	149	695
要介護1	128	111	178	115	158	690
要介護2	156	142	184	141	196	819
要介護3	103	104	151	71	155	584
要介護4	94	68	154	63	102	481
要介護5	71	62	151	65	104	453
認定率	12.93	12.77	13.52	12.84	12.72	12.99

※認定者数は平成26年9月末現在

【日常生活圏域と地域包括支援センター】



【平成27年 2月現在】

圏域	センター名称	所在地	担当地域
第1圏域	みずぬま	上彦名870 ☎950-3322	大広戸、仁蔵、茂田井、幸房、岩野木、谷中、笹塚、南蓮沼、駒形、彦江、彦沢、番匠免、上口、上口3丁目、彦倉、彦野、下彦川戸、彦成4丁目、采女1丁目、泉、さつき平1~2丁目、新三郷ららシティ1~2丁目、中央3~5丁目
第2圏域	早稲田	早稲田 3-6-15 ジュネスファミユ 103 ☎950-3201	半田、小谷堀、前間、後谷、田中新田、丹後、彦成、彦成5丁目、采女新田、早稲田1~8丁目、三郷1~3丁目、新三郷ららシティ3丁目
第3圏域	しいの木の郷	彦成3-7-7-104 ☎950-6777	谷口、花和田、彦江1~3丁目、彦沢1~3丁目、番匠免1~3丁目、上口1~2丁目、彦倉1~2丁目、彦野1~2丁目、上彦川戸、上彦名、彦成1~3丁目、彦音1~2丁目、彦糸1~3丁目、彦川戸1~2丁目、天神1~2丁目、インター南1~2丁目
第4圏域	悠久苑	新和2-375 ☎949-0090	市助、新和1~5丁目、栄1~5丁目、鷹野1~5丁目、中央1~2丁目
第5圏域	みさと南	戸ヶ崎1-568-1 ☎956-8813	東町、高州1~4丁目、寄巻、鎌倉、戸ヶ崎、戸ヶ崎1~5丁目



## 第5節 施策・事業の一覧

第6期計画で取り組む施策・事業は以下のとおりです。

基本的な 取り組み事項	施策	実施事業
1 多様な健康 づくりの推進	(1) 健診等を通じた 健康づくりの推進	健康手帳事業
		健康診査事業
		高齢者インフルエンザ予防接種
		高齢者肺炎球菌予防接種事業
		食生活改善の啓発
		地域の健康づくり推進事業
		人間ドック受診費用助成事業
	(2) 運動を通じた 健康づくりの推進	シルバー元気塾の推進
		すこやかみさと健康体操事業
		すこやかみさとICウオーク事業
2 介護予防の充実	(1) 各種介護予防事業の 推進	介護予防普及啓発事業
		地域介護予防活動支援事業
		二次予防事業対象者実態把握事業
		通所型介護予防事業
		訪問型介護予防事業
		一次予防事業評価事業
		二次予防事業評価事業
	(2) 介護予防・日常生活 支援総合事業の実施	介護予防普及啓発事業
		地域介護予防活動支援事業
		介護予防把握事業
		一般介護予防事業評価事業
		地域リハビリテーション活動支援事業
		介護予防・日常生活支援総合事業
3 日常生活支援の 充実	(1) 生活支援サービスの 充実	配食サービス事業
		緊急通報システム事業
		老人福祉電話設置事業
		紙おむつ支給事業
		訪問理美容サービス事業
		家族介護慰労金支給事業
		徘徊高齢者等位置探索システム利用助成事業
		軽度生活援助事業
		生活管理指導短期宿泊事業
		救急医療情報キット配布事業

基本的な 取り組み事項	施策	実施事業
	(2)生活支援体制の整備	生活支援コーディネーターの配置 協議体の設置
	(3)地域の活動による 支援サービスの整備	あんしんサポートねっと事業
		ふれあい電話事業
		民生委員活動推進事業
	4 認知症施策の 推進	(1) 認知症高齢者支援の 推進
周知啓発活動		
認知症サポーターの養成		
認知症施策推進事業		
徘徊高齢者等SOSネットワーク事業		
認知症カフェの推進		
介護マークの普及		
(2) 権利擁護の推進		成年後見制度利用支援事業
		高齢者の虐待防止・早期発見及び権利擁護
		権利擁護センター事業
5 生きがいつくり や主体的な活動 の支援	(1) 地域との交流や 生きがいつくりの 支援	老人福祉センター運営事業
		老人憩いの家運営事業
		ふれあい・見守り拠点事業
		高齢者わくわく事業
		公衆浴場利用料金補助事業
		生涯学習・文化活動
		スポーツ・レクリエーション活動
		指定保養所利用補助事業
		敬老祝金支給事業
	コバトンお達者倶楽部事業	
	(2) 社会活動への参加の 促進	老人クラブ活動支援事業
	ボランティア活動支援事業	
	(3) 高齢者の就労支援	シルバー人材センターの事業促進
		ハローワーク連携事業
		高年齢者就業支援補助金交付事業

基本的な 取り組み事項	施策	実施事業
6 安心して暮らせる地域づくりの整備	(1) 在宅医療と介護の連携の推進	医療と介護の連携会議の推進
		医療と介護の連携のための人材育成
	(2) 地域包括支援センターの機能強化	介護予防相談
		総合相談支援事業
		包括的・継続的ケアマネジメント
		地域包括支援センターの体制整備と在宅介護支援センターの設置
	(3) 地域包括ケア体制の推進	地域見守りネットワークの推進
		日常生活圏域を基本とした地域ケア体制の充実
		虐待対応専門職チーム相談事業の推進
	(4) 安全・安心のまちづくり	バリアフリーの促進
		ユニバーサルデザインの推進
		防火・交通安全啓発事業
		防犯・消費者被害防止事業
避難行動要支援者支援制度の推進		
高齢者の多様な住まいの普及		
7 介護保険サービスの適正な提供体制の推進	(1) 介護保険サービスの充実	居宅サービスの量の見込み
		施設サービスの量の見込み
		地域密着型サービスの量の見込み
	(2) 施設・居住系サービスの計画的整備	施設・居住系サービスの計画的整備
	(3) 介護保険サービスの質の向上	介護給付費適正化事業
		相談体制の整備
		介護サービス事業者向け研修会等の開催
		地域密着型サービス事業者の指導監督
	(4) 介護保険制度の周知啓発	制度の周知啓発
		介護サービス情報の公表制度の活用



# 第4章

## 高齢者支援施策の取り組み



# 第4章 高齢者支援施策の取組み

## 第1節 多様な健康づくりの推進

### 《施策の方向性》

○高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気でいきいきと暮らしていくことができるよう、個々の生活や心身の状態に応じた、健康の保持増進に取り組むことができる環境づくりを推進します。さらに、多様な健康づくりの施策をとおして、日常生活における健康への意識を高めるとともに、生活習慣の改善につながるような支援を実施してまいります。

### (1) 健診等を通じた健康づくりの推進

事業名	事業概要・今後の方向性	関連課
健康手帳事業	健康診査の記録や医療の記録等を記載し、自らの健康管理に資する目的で健康診査事業及び健康教育事業において健康手帳を交付します。	健康推進課
健康診査事業	疾病予防として、がん・脂質異常症・高血圧等の早期発見をし、疾病の重症化により要介護状態へ陥らないように各種健診を実施します。	健康推進課
高齢者インフルエンザ予防接種	65歳以上の高齢者、もしくは60歳以上65歳未満で心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方に対し、インフルエンザワクチンの予防接種を行い、高齢者のインフルエンザの罹患予防と症状の軽減を図ります。	健康推進課
高齢者肺炎球菌予防接種事業	各該当年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる高齢者、もしくは60歳以上65歳未満で心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方に対し、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種を行い、高齢者の肺炎の罹患予防を図ります。	健康推進課
食生活改善の啓発	正しい食習慣や郷土食、地産地消などの紹介を含めた啓発を実施し、健康増進のための食育や地産地消を推進します。	健康推進課
地域の健康づくり推進事業	町会、自治会等の健康づくりを支援し、地域で子どもから高齢者まで健康づくりの取り組みを支援します。	健康推進課
人間ドック受診費用助成事業	後期高齢者医療制度及び国民健康保険の被保険者の健康づくりを支援し、健康の保持増進に寄与するため、人間ドックの受診費用の一部を助成します。	長寿いきがい課 国保年金課



## (2) 運動を通じた健康づくりの推進

事業名	事業概要・今後の方向性	関連課
シルバー元気塾の推進	全国的にもユニークなシルバー元気塾は、高齢者の健康維持・介護予防・生きがいづくりを目的として開催している筋力トレーニング教室で、原則として60歳以上の方を対象に毎月2回実施しています。今後も、参加者が楽しく継続してトレーニングができるように、いつでもどこでも手軽にできるトレーニングメニューを取り入れていきます。また、町会等にもサポーターを派遣し、健康づくり活動を支援します。	シルバー元気塾 いきいき課
すこやかみさと健康体操事業	すこやかみさと健康体操は、三郷市民の歌「若い三郷」のリズムに合わせて気軽にできる体操で、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方ができる健康体操です。個人、町会、団体をとおして普及啓発を実施していきます。	健康推進課
すこやかみさとICウォーク事業	専用のコースに設置されている端末に専用のICカードをかざすことで、歩いた情報が記録され、ホームページで歩行履歴が確認できる健康管理システムで、健康づくりの支援をします。	健康推進課



シルバー元気塾特別講座の様子

## 第2節 介護予防の充実

### 《施策の方向性》

○心身の衰えにより要介護となるおそれのあるかた（二次予防対象者）を把握するため、二次予防事業対象者実態把握事業を行います。通所型介護予防事業では、必要に応じて送迎サービスを用意するなど、より参加しやすい事業を実施します。また、訪問型介護予防事業を行うなど介護予防事業の充実を図ります。

### （1）各種介護予防事業の推進（平成29年3月まで）

事業名	事業概要・今後の方向性	関連課
介護予防普及啓発事業	介護予防の基本的な知識を普及啓発するためのパンフレットの配布や講演会の開催、生きがいや仲間づくりの事業などを実施します。	長寿いきがい課
地域介護予防活動支援事業	ボランティアによる地域での介護予防事業（地区サロン）の活動やボランティアの育成について支援を行います。	長寿いきがい課
二次予防事業対象者実態把握事業	基本チェックリストの実施及び地域包括支援センターからの情報提供等により、情報収集を行い、要介護状態となるおそれの高い状態にある方を把握します。	長寿いきがい課
通所型介護予防事業	二次予防事業の対象者に「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」、その他のプログラム（機能訓練、健康教育等）を実施し、自立した生活の確立と自己現実の支援を行います。	長寿いきがい課
訪問型介護予防事業	二次予防事業の対象者で、特に閉じこもり、うつ、認知症の傾向があり、心身の状況等により、通所形態による事業への参加が困難で訪問型介護予防事業の実施が必要と認められる方に、保健師等が居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導等を行います。	長寿いきがい課
一次予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一次予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業について改善を図ります。	長寿いきがい課
二次予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を通じ、二次予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業について改善を図ります。	長寿いきがい課



**(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施**（平成29年4月から実施予定）

平成 26 年度の介護保険制度の改正により、地域支援事業の充実が図られました。介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じて、地域住民やNPO法人等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

これまでの要支援者に係る介護予防訪問介護・介護予防通所介護を介護予防給付から地域支援事業に移行し、訪問型サービス、通所型サービス、また、その他の生活支援サービスを提供する「介護予防・生活支援サービス事業」と、介護保険第1号被保険者すべてを対象とした要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実を図るなど介護予防の取組みを推進する「一般介護予防事業」から構成されます。

**【介護保険制度改正による新しい地域支援事業の構成】**

改正前		改正後	
<b>介護予防給付（要支援1～2の方）</b> ・介護予防訪問看護 他		⇒	<b>介護予防給付（要支援1～2の方）</b> ・介護予防訪問看護 他
・介護予防訪問介護 ・介護予防通所介護		⇒	<b>介護予防・日常生活支援総合事業</b> ●介護予防・生活支援サービス事業 ・訪問型サービス ・通所型サービス ・生活支援サービス ・介護予防支援事業（ケアマネジメント） ●一般介護予防事業
地域支援事業	<b>介護予防事業</b> ●二次予防事業 ●一次予防事業	⇒	
	<b>包括的支援事業</b> ●地域包括支援センターの運営 ・介護予防ケアマネジメント業務 ・総合相談支援及び権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	⇒	
	<b>任意事業</b> ●介護給付適正化事業 ●家族介護支援事業 ●その他の事業	⇒	<b>任意事業</b> ●介護給付適正化事業 ●家族介護支援事業 ●その他の事業

※厚生労働省資料をもとに作成

## ①一般介護予防事業の推進

### 《施策の方向性》

○機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなど的高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるよう、また、年齢や心身の状況等で分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、自立に向けた介護予防の効果的な取り組みと参加者や通いの場が継続的に拡大していくよう介護予防事業を見直します。

事業名	事業概要・今後の方向性	関連課
介護予防普及啓発事業	介護予防の基本的な知識を普及啓発するためのパンフレットの配布や講演会の開催、生きがいや仲間づくりの事業などを実施します。	長寿いきがい課
地域介護予防活動支援事業	ボランティアによる地域での介護予防事業（地区サロン）の活動やボランティアの育成について支援を行います。	長寿いきがい課
介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます	長寿いきがい課
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。	長寿いきがい課
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。	長寿いきがい課

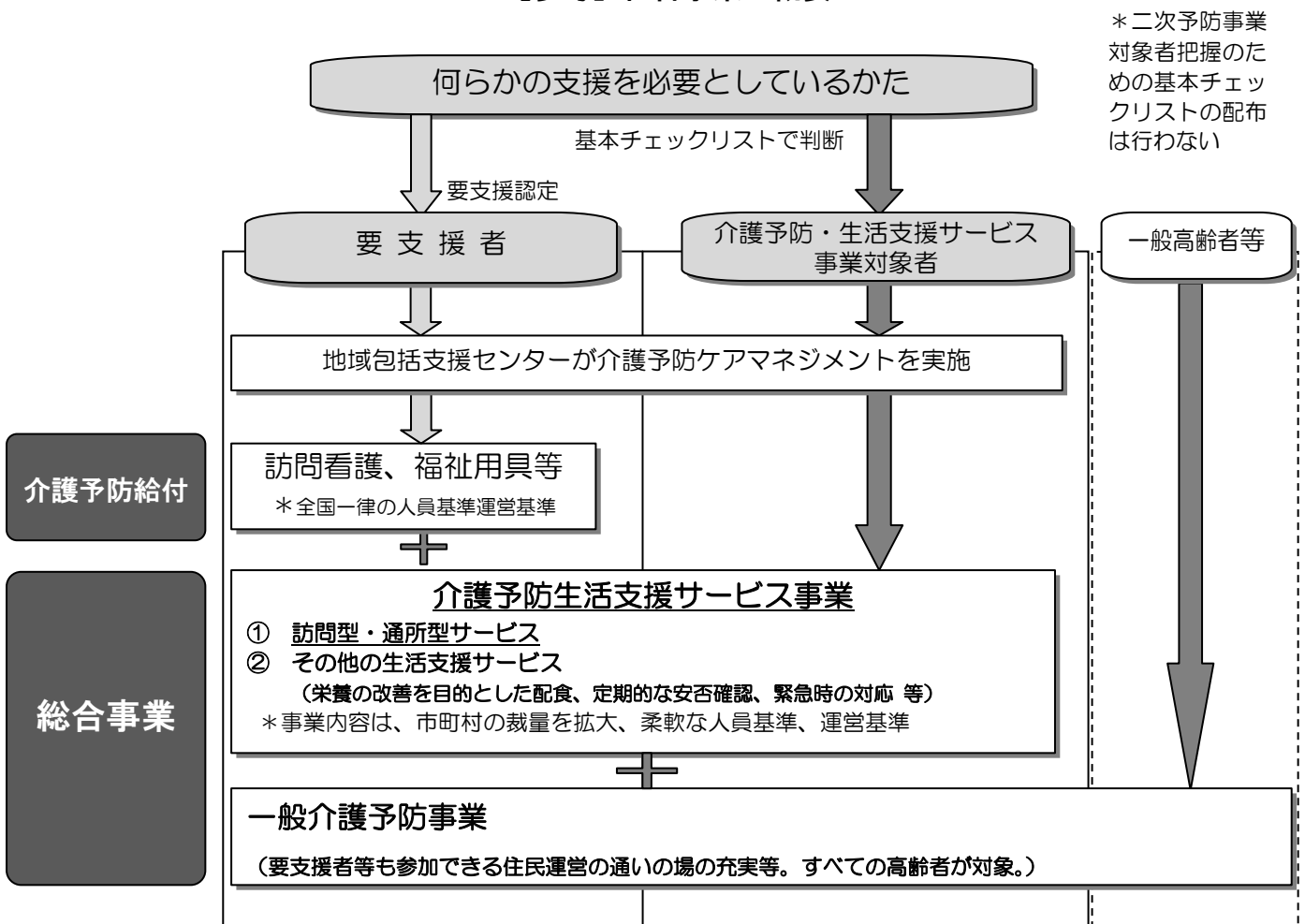
## ②介護予防・日常生活支援サービス事業の推進

### 《施策の方向性》

○これまでの要支援者に係る介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、それぞれ訪問型サービス、通所型サービスとして提供する仕組みに移行します。また、住民主体の多様なサービスやNPO、ボランティア等の多様な担い手による、さまざまな生活支援サービスの充実を図り、地域とのつながり、地域での支え合い体制をつくり、支援する側とされる側の画一的な関係ではなく、サービスを利用しながらも、社会参加と社会的役割を持つことで、生きがいづくりと介護予防につながる総合事業を推進します。

事業名	事業概要・今後の方向性	関連課
介護予防・日常生活支援総合事業	多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とし、介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。	長寿いきがい課

【参考】総合事業の概要



※厚生労働省資料をもとに作成



介護予防事業(健康アップ教室)の様子

### 第3節 日常生活支援の充実

#### 《施策の方向性》

○高齢化に伴い、65歳以上のひとり暮らしのかたや、互いに介護を必要とする高齢者のみの世帯が増えています。住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、生活での問題や負担を少しでも軽減する各種支援を充実します。

また、民生委員やボランティア等の協力による見守り活動など、交流や生きがい、地域での役割を持てるよう人的な支援も併せて推進します。

#### (1) 生活支援サービスの充実

事業名	事業概要・今後の方向性	関連課
配食サービス事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、日常的に食事の確保が困難な方を対象として、栄養管理された食事の配達を行うとともに、安否を確認します。	長寿いきがい課
緊急通報システム事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、緊急時の通報が困難な方を対象として、緊急通報装置を設置し、緊急時に受信センターに通報することにより、速やかな救助を受けることができるようにします。	長寿いきがい課
老人用福祉電話設置事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、安否確認や緊急連絡等のために電話を必要とする方を対象として、電話を貸与します。	長寿いきがい課
紙おむつ支給事業	65歳以上で要介護3～5の認定を受けている方、要支援・要介護認定を受けていて、認定調査時に排尿又は排便が全介助と認定されている方を対象として、常時おむつを必要とする方に紙おむつを支給します。	長寿いきがい課
訪問理美容サービス事業	65歳以上の要介護4又は5の認定を受けている高齢者で、理容院又は美容院に出向くことが困難な方を対象として、市が指定した理容院又は美容院が居宅に訪問し、調髪や顔剃りを行います。	長寿いきがい課
家族介護慰労金支給事業	65歳以上の要介護4又は5の認定を受けていて、介護保険のサービスを1年間利用していない高齢者を介護する家族の方を対象に、慰労金を支給します。	長寿いきがい課
徘徊高齢者等位置探索システム利用助成事業	65歳以上の徘徊癖のある高齢者を介護する家族の方を対象として、位置情報探索システムを利用した場合に費用の助成を行います。	長寿いきがい課
軽度生活援助事業	65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない高齢者で、家事援助が必要な方を対象として、ホームヘルパーが軽易な日常生活の援助を行います。	長寿いきがい課
生活管理指導短期宿泊事業	65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない高齢者で、社会適応が困難な方を対象として、ケアハウスに一時的に宿泊することにより、生活習慣の改善を図ります。	長寿いきがい課
救急医療情報キット配布事業	65歳以上のひとり暮らしの高齢者等を対象として、かかりつけ医療機関、持病、その他救急時に必要な情報を封入して冷蔵庫に保管する「救急医療情報キット」を配布します。	長寿いきがい課

**(2) 生活支援体制の整備**

事業名	事業概要・今後の方向性	関連課
生活支援コーディネーターの配置	国や県の研修を修了した者で、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる、生活支援コーディネーターの配置を図ります。	長寿いきがい課 ふくし総合相談室
協議体の設置	介護予防・日常生活支援総合事業の推進を図るため、地域のニーズや資源の把握、開発に向け協議体を設置してまいります。	長寿いきがい課 ふくし総合相談室

**(3) 地域の活動による支援サービスの整備**

事業名	事業概要・今後の方向性	関連課
あんしんサポート ねっと事業	社会福祉協議会が窓口となり、認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分な方に対し、専門員や生活支援員が介護保険制度などの福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行います。	社会福祉協議会
ふれあい電話事業	65歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象として、ボランティアによる週1回の電話訪問をし、安否の確認と孤独感の緩和を行います。	社会福祉協議会
民生委員活動推進事業	民生委員活動の一環として、70歳以上の高齢者のみ世帯の状況を把握し、必要に応じて見守り活動を行います。	ふくし総合支援課



ふれあい電話事業の電話訪問の様子

## 第4節 認知症施策の推進

### 《施策の方向性》

〇急増している認知症高齢者を早期に発見し、医療や介護保険サービスに結び付けられるように、地域の方やさまざまな担い手と連携して、認知症の方や高次脳機能障害<sup>(※)</sup>の方が安心して生活できる地域づくりを推進します。

(※)高次脳機能障害とは、交通事故や頭部のけがなどにより、言語、記憶、認知機能などの機能に障害が生じること

### (1) 認知症高齢者支援の推進

事業名	事業概要・今後の方向性	関連課
実態把握・初期相談	見守り活動を実施している民生委員や地域の方から認知症の方や若年性認知症、高次脳機能障害の方など心配な高齢者の連絡を受け、訪問等により必要な支援に結び付ける相談支援を行います。	ふくし総合相談室
周知啓発活動	広報紙、情報紙の発行、市ホームページなどにより、認知症や高次脳機能障害に対する知識の周知と、相談窓口など認知症高齢者を支援するために必要な情報を提供し、正しい理解と予防につなげます。	ふくし総合相談室
認知症サポーターの養成	認知症になっても安心して暮らせるよう、認知症の方や家族を支援する認知症サポーターの養成講座を開催します。	ふくし総合相談室
認知症施策推進事業	認知症地域推進員の養成と配置を行い、認知症の方や高次脳機能障害の方が安心して地域で生活できるよう、相談に応じ介護サービス等の調整を行います。また、認知症の方と家族の支援として、認知症カフェの開催や地域での見守り活動等を推進します。さらに、若年性認知症や高次脳機能障害についての周知活動や、居場所づくり、介護サービス等の情報提供など、支援体制を推進します。	ふくし総合相談室
徘徊高齢者等SOSネットワーク事業	認知症の方や高次脳機能障害の方など、徘徊する高齢者の安全な生活を守るため、関係協力事業者等に徘徊高齢者の情報を一斉連絡し、徘徊高齢者の早期保護と不慮の事故を防止します。	ふくし総合相談室
認知症カフェの推進	認知症の方や家族が安心して集える居場所の提供を、地域の方々の参加により提供できるようにしてまいります。	ふくし総合相談室
介護マークの普及	認知症の方や高次脳機能障害の方などについて、周囲の方の理解を図るためのカードを配布します。	ふくし総合相談室 長寿いきがい課

### (2) 権利擁護の推進

事業名	事業概要・今後の方向性	関連課
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、申し立てを行う親族がいない重度の認知症高齢者等を対象として、審判請求の支援を行います。	長寿いきがい課
高齢者の虐待防止・早期発見及び権利擁護	高齢者に対する虐待の防止と早期発見に努めるとともに、権利擁護に関する相談・支援を行います。必要に応じて、養護老人ホーム等への入所措置により生活の場を提供します。	ふくし総合相談室 長寿いきがい課
権利擁護センター事業	住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、判断能力が低下した高齢者等やその家族、関係者の方等を対象に、成年後見制度の利用相談・啓発を図ります。	長寿いきがい課、 社会福祉協議会

## 第5節 生きがいがづくりや主体的な活動の支援

### 《施策の方向性》

○スポーツや学習活動、交流事業等をとおして楽しみや趣味を持ち、また、ボランティアや地域活動、就労活動などの社会活動等をとおして、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう各種事業の充実を図ります。

### (1) 地域との交流や生きがいがづくりの支援

事業名	事業概要・今後の方向性	関連課
老人福祉センター運営事業	市内3ヶ所の老人福祉センターにおいて、60歳以上の高齢者に対し、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどの機会を総合的に提供します。今後もサークル活動への支援や各種事業の実施により、地域の身近な施設として親しんでいただけるよう努めます。	長寿いきがい課
老人憩いの家運営事業	60歳以上の高齢者の憩いの場及びグループ活動の場として、集会室や調理室などを備え、教養の向上及びレクリエーションなど心身の健康保持を図るための場を提供します。	長寿いきがい課
ふれあい・見守り拠点事業	高齢者等のふれあい・見守り拠点を整備し、市民による見守り活動を支援します。	ふくし総合相談室
高齢者わくわく事業	老人福祉センター等において、高齢者がわくわく楽しめるようなさまざまなイベントを定期的で開催します。	長寿いきがい課
公衆浴場利用料金補助事業	65歳以上の高齢者に対して、市内の公衆浴場で利用できる入浴券を交付します。	長寿いきがい課
生涯学習・文化活動	市民の知識の向上と生きがいがづくりの場の提供を目的として、「みさと生きいき大学」の他、各種教室・講座を開催します。	生涯学習課
スポーツ・レクリエーション活動	市民体育祭・フローアゲートゴルフ大会・みさとシティハーフマラソン等を開催しています。今後もニュースポーツ・レクリエーション種目の開発・普及、情報提供を行い、子どもから高齢者まで各ライフステージに合わせた健康づくり活動を支援します。また、スポーツ・レクリエーションを通じて仲間との交流・ふれあいができる環境づくりに努めます。	スポーツ推進課
指定保養所利用補助事業	後期高齢者医療制度及び国民健康保険の被保険者が、市と契約した宿泊施設を利用したとき、年度内2泊を限度として宿泊費の一部を補助します。	長寿いきがい課 国保年金課
敬老祝金支給事業	高齢者に対して敬老祝金を支給することにより、敬老の意を表すとともに、長寿を祝福します。	長寿いきがい課
コバトンお達者倶楽部事業	65歳以上の高齢者に対して、閉じこもりを防止するためのきっかけづくりとして、高齢者が気軽に目標を持って外出し、健康づくりに取り組むことができるような仕組み「コバトンお達者倶楽部」の活用を推進します。	長寿いきがい課

## (2) 社会活動への参加の促進

事業名	事業概要・今後の方向性	関連課
老人クラブ活動支援事業	高齢者が老人クラブの活動を通じて教養の向上、健康の増進及び社会奉仕活動などの多様な社会活動を行うことを促進し、充実した日常生活を送ることができるよう支援します。	長寿いきがい課
ボランティア活動支援事業	社会福祉協議会や各種施設におけるボランティア講座等の学習機会を拡充し、気軽に参加できるボランティア体験の機会を通して、高齢者自身がいきがいを持てる環境を整備します。また、商工会で行っている、まごころみさと ちょこつとねこの手事業においてボランティアの人材を活用し、日常生活上のお手伝いの要望に応える機会づくりを支援します。	社会福祉協議会 商工観光課

## (3) 高齢者の就労支援

事業名	事業概要・今後の方向性	関連課
シルバー人材センターの事業促進	高齢者がこれまでの人生の中で蓄積してきた豊かな知識、経験、能力を活かして、可能な範囲で就業し社会参加をしていくことは、いきがいの獲得とあわせて健康長寿にもつながります。働く意欲のある高齢者の就業の機会を拡大するため、三郷市シルバー人材センターの充実を図ります。	長寿いきがい課 シルバー人材センター
ハローワーク連携事業	ハローワークと連携し、就労情報の提供の拡充を図り、就労希望者の利便性を向上させます。また、事業所への新規雇用の創出についての協力依頼を行います。	商工観光課
高年齢者就業支援補助金交付事業	65歳以上の高齢者の就業の支援を図るために、高齢者を雇用した事業主に対し、補助金を交付します。	商工観光課



高齢者わくわく事業  
(老人福祉センター利用者いきいき作品展の展示作品)



## 第6節 安心して暮らせる地域づくりの整備

### 《施策の方向性》

○高齢者が安心して暮らせるよう、医療と介護が連携してサービスが提供できるような地域づくりを目指します。

高齢者の生活を支える「地域包括ケアシステム」の構築には、地域包括支援センターは中核的な機関としての役割が期待されていることから、センターの機能強化を図るとともに、センターの増加を見据えた圏域の見直しを第6期計画中に検討していきます。

生活の基盤となる住まいの場については、高齢者のニーズや状況にあった多様な居住環境の普及に努めます。

### (1) 在宅医療と介護の連携の推進

事業名	事業概要・今後の方向性	関連課
医療と介護の連携会議の推進	医師会・歯科医師会・薬剤師会等の医療関係機関や、介護事業所等の介護関係機関と十分に連携を図りながら、医療と介護の連携の会議を開催し、地域の医療と介護が一体的に提供できるよう、関係機関による連携体制づくりを進めます。	ふくし総合相談室 長寿いきがい課 健康推進課
医療と介護の連携のための人材育成	要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活できるように、在宅での医療と介護のサービスが一体的に提供できるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会などと協働しながら、医療関係者と介護関係者が、協働で研修する機会を提供し、医療と介護の連携のための人材育成に努めます。	ふくし総合相談室 長寿いきがい課 健康推進課

### (2) 地域包括支援センターの機能強化

事業名	事業概要・今後の方向性	関連課
介護予防相談	要介護状態になることを予防するため、心身の自立向上をめざし、総合的な相談を行い、支援します。	ふくし総合相談室
総合相談支援事業	高齢者の方が抱えるさまざまな問題について、地域包括支援センターの相談員が多面的な相談・支援を行います。	ふくし総合相談室
包括的・継続的ケアマネジメント	高齢者の方が地域での生活が継続できるよう、ケアマネジャーからの支援方法の相談について、地域包括支援センターの相談員が支援を行います。	ふくし総合相談室
地域包括支援センターの体制整備と在宅介護支援センターの設置	地域包括支援センターがより市民に密接した支援を行えるよう、地域包括支援センターの増加を見据えた圏域の見直しの検討を行います。また、地域包括支援センターの相談業務等を的確に行うため、実地支援等の取り組みを通して、市と各地域包括支援センターで情報の共有化を行います。併せて、地域ケア会議や研修会を開催し、職員の質の向上を図ります。在宅介護支援センターについては、1か所設置しており、市民の介護相談の場として、地域包括支援センターの補完機能を果たしています。	ふくし総合相談室

### (3) 地域包括ケア体制の推進

事業名	事業概要・今後の方向性	関連課
地域見守りネットワークの推進	地域包括支援センターの機能を強化し、地域の方や地域の関係機関などと連携して、高齢者地域見守りネットワークの構築を推進します。	ふくし総合相談室
日常生活圏域を基本とした地域ケア体制の充実	日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを中心にネットワークを形成し、地域で生活し続ける仕組みをつくりまします。	ふくし総合相談室
虐待対応専門職チーム相談事業の推進	保健・医療・福祉の専門職員、学識経験者等による支援チームをつくり、高齢者虐待・処遇困難者の対応を図ります。	ふくし総合相談室

### (4) 安全・安心のまちづくり

事業名	事業概要・今後の方向性	関連課																											
バリアフリーの促進	公共施設や道路・公園等のバリアフリー化を進めるとともに、ノンステップバスの導入など公共交通機関のバリアフリー化を支援します。	道路河川課 都市デザイン課 交通防犯課 営繕課 みどり公園課																											
ユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザインを推進し、誰もが暮らしやすい環境を整えます。	各課																											
防火・交通安全啓発事業	老人福祉センター等での高齢者を対象とした交通安全教室を開催します。また、消防団員が民生委員と共に高齢者宅を訪問し、火気の取り扱い状況等を確認しながら防火指導を行います。	消防総務課 交通防犯課																											
防犯・消費者被害防止事業	高齢者をさまざまな犯罪から守るため、防犯のまちづくりを推進します。また、交通安全母の会会員が高齢者世帯を訪問し、交通事故や振り込め詐欺等防止のために啓発活動を行います。	交通防犯課 広聴室																											
避難行動要支援者支援制度の推進	避難行動要支援者名簿を整備し、平常時から避難支援等関係者に、名簿の提供を行うことで、災害時の安否確認、避難誘導等の具体的な支援方法を検討してもらい、災害弱者を地域で支える仕組み作りにつなげます。	ふくし総合支援課 長寿いきがい課 障がい福祉課 危機管理防災課																											
高齢者の多様な住まいの普及	<p>有料老人ホーム、ケアハウス等の施設で、在宅で生活することが心配な高齢者の受け入れ体制を確立し、ニーズに応じた住まいの普及に努めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">※施設数(定員数)</th> </tr> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケアハウス</td> <td>1(24)</td> <td>1(24)</td> <td>1(24)</td> </tr> <tr> <td>生活支援ハウス</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>介護付有料老人ホーム</td> <td>8(557)</td> <td>8(557)</td> <td>8(557)</td> </tr> <tr> <td>住宅型有料老人ホーム</td> <td>4(107)</td> <td>4(107)</td> <td>4(107)</td> </tr> <tr> <td>サービス付き高齢者向け専用住宅</td> <td>3(110)</td> <td>3(110)</td> <td>3(110)</td> </tr> </tbody> </table>		※施設数(定員数)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	ケアハウス	1(24)	1(24)	1(24)	生活支援ハウス	-	-	-	介護付有料老人ホーム	8(557)	8(557)	8(557)	住宅型有料老人ホーム	4(107)	4(107)	4(107)	サービス付き高齢者向け専用住宅	3(110)	3(110)	3(110)	長寿いきがい課 都市デザイン課
	※施設数(定員数)																												
	平成27年度	平成28年度	平成29年度																										
ケアハウス	1(24)	1(24)	1(24)																										
生活支援ハウス	-	-	-																										
介護付有料老人ホーム	8(557)	8(557)	8(557)																										
住宅型有料老人ホーム	4(107)	4(107)	4(107)																										
サービス付き高齢者向け専用住宅	3(110)	3(110)	3(110)																										

## 第7節 介護保険サービスの適正な提供体制の推進

### 《施策の方向性》

○将来増加が予測される要介護者や認知症高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、居宅サービスや地域密着型サービスなどの適切な介護保険サービス提供のもと、継続的な支援体制の整備を推進します。

### (1) 介護保険サービスの充実

事業名	事業概要・今後の方向性	関連課
居宅サービスの量の見込み	平成24～26年度までのサービス別利用者数の推移をもとに、サービス別の利用者割合や1人当たりの利用量、給付費を考慮して、平成27～29年度までの利用者数や量の見込み、給付費を算出します。 ※第5章介護保険事業の取り組みの各サービス項目参照	長寿いきがい課
施設サービスの量の見込み	平成24～26年度までのサービス別利用者数の推移をもとに、将来の広域的な基盤整備を考慮して、平成27～29年度までの利用者数や給付費を算出します。 ※第5章介護保険事業の取り組みの各サービス項目参照	長寿いきがい課
地域密着型サービスの量の見込み	平成24～26年度までのサービス別利用者数の推移をもとに、将来の本市の基盤整備方針を考慮して、平成27～29年度までの利用者数や量の見込み、給付費を算出します。 ※第5章介護保険事業の取り組みの各サービス項目参照	長寿いきがい課

### (2) 施設・居住系サービスの計画的整備

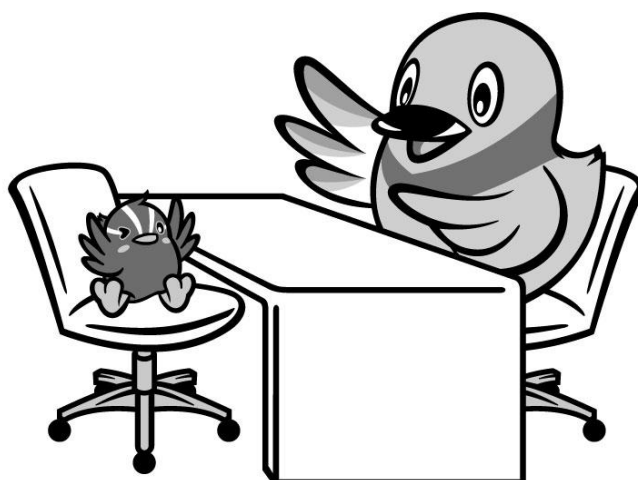
事業名	事業概要・今後の方向性	関連課
施設・居住系サービスの計画的整備	サービス別利用者数の推移をもとに、重度の要介護者や独居、高齢者世帯、認知症高齢者の動向、周辺環境を勘案して、平成27～29年度までの施設・居住系サービスの基盤整備計画を作成します。 ※第5章介護保険事業の取り組みの各サービス項目参照	長寿いきがい課

### (3) 介護保険サービスの質の向上

事業名	事業概要・今後の方向性	関連課
介護給付費適正化事業	介護保険事業が適正に運営されるよう、要介護認定の適正な実施やケアプランチェック、介護給付通知書の発送等を実施します。	長寿いきがい課
相談体制の整備	市民からの介護サービス利用の相談について適切に対応ができるように、ふくし総合相談室及び長寿いきがい課をはじめ、各地域包括支援センターの相談体制を充実します。	長寿いきがい課
介護サービス事業者向け研修会等の開催	介護サービス事業者等を対象に介護保険制度やサービス提供に必要な知識を得るための研修会等を必要に応じ、年2回程程度開催します。	長寿いきがい課
地域密着型サービス事業者の指導監督	市に指導権限のある地域密着型サービス事業者に対する実地指導・監査等を通し、介護サービスの質の向上と適正な介護サービスが提供できるよう指導監督します。	長寿いきがい課

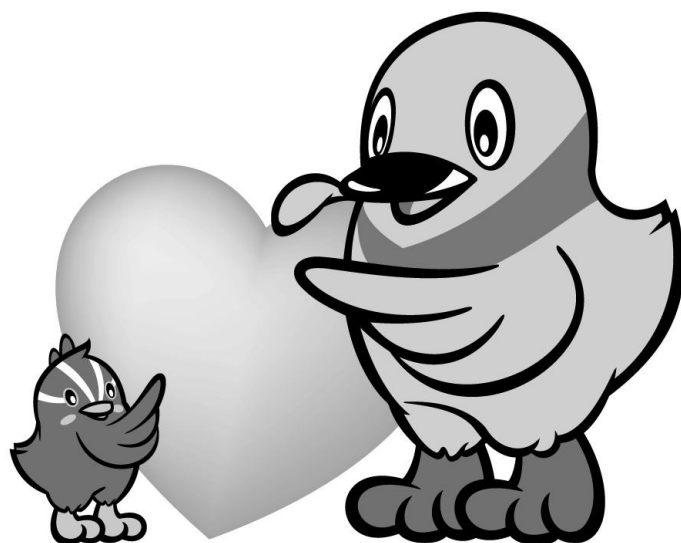
### (4) 介護保険制度の周知啓発

事業名	事業概要・今後の方向性	関連課
制度の周知啓発	介護保険制度やサービスメニューの紹介など、市の広報やホームページなどを活用した適切な情報提供などにより、市民に対する制度の周知啓発を図ります。	長寿いきがい課
介護サービス情報の公表制度の活用	平成18年度から「介護サービス情報の公表」制度として、利用者がサービス事業者を選択する際に必要な情報を開示することになりました。制度の周知を図るとともに、今後はこのシステムを活用し、地域包括支援センターや生活支援サービス等の情報の公表に努めます。	長寿いきがい課



# 第5章

## 介護保険事業の取り組み



# 第5章 介護保険事業の取り組み

## 第1節 介護保険サービスの概要

介護保険のサービスは、自宅を中心に受ける居宅サービス・地域密着型サービスと、施設に入所して受ける施設サービスがあります。また、サービスは、要介護1～5の方に提供される介護給付、要支援1・2の方に提供される予防給付に区分されます。

### (1) 居宅サービス

居宅サービスには、自宅等に訪問してもらうサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類のサービスがあります。

サービス名	概要
訪問介護 介護予防訪問介護（※平成29年4月から日常生活支援総合事業へ移行予定）	訪問介護員が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯その他の日常生活上の援助などを行うサービスです。
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	移動入浴車で居宅を訪問し、特殊浴槽を居宅に持ち込んで入浴の介助を行い、身体の清潔保持や心身機能の維持を図るサービスです。
訪問看護 介護予防訪問看護	病状が安定期にある要介護者などの居宅を看護師などが訪問し、療養生活の支援や心身機能の維持・回復、または必要な診療の補助を行うサービスです。
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	病状が安定期にある要介護者などの居宅を理学療法士や作業療法士などが訪問し、その心身機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが通院困難な要介護者などの居宅を訪問し、療養生活の質の向上を図るため、療養の管理・指導を行うサービスです。
通所介護 介護予防通所介護（※平成29年4月から日常生活支援総合事業へ移行予定）	介護保険施設やデイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消、心身の機能維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設・病院・診療所などに通い、心身機能の回復を図り、日常生活の自立を支援するために理学療法士・作業療法士などが必要なリハビリテーションを行うサービスです。
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴・排泄・食事などの日常生活の介護と機能訓練（レクリエーション）を行うサービスです。
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設などに短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他の必要な医療、日常生活上の世話などを行うサービスです。
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス等の特定施設の指定を受けた施設に入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	車イスや介護ベッドなど福祉用具を貸与し、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する人の負担の軽減を図るサービスです。
特定福祉用具購入費 特定介護予防福祉用具購入費	福祉用具のうち、衛生面や利用者の心理面から貸与になじまない用具の購入費の一部を支給するサービスです。
住宅改修費 介護予防住宅改修費	居宅において介護を受ける要介護者などが、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修に必要な費用の一部を支給するサービスです。
居宅介護支援 介護予防支援 (ケアマネジメント)	居宅サービスを適切に利用できるよう、本人や家族の希望などを受けて居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス確保のために事業者などとの連絡調整、施設への紹介などを行うサービスです。

## (2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、利用者のニーズや地域の状況に合わせて、市が主体となって提供する介護サービスです。

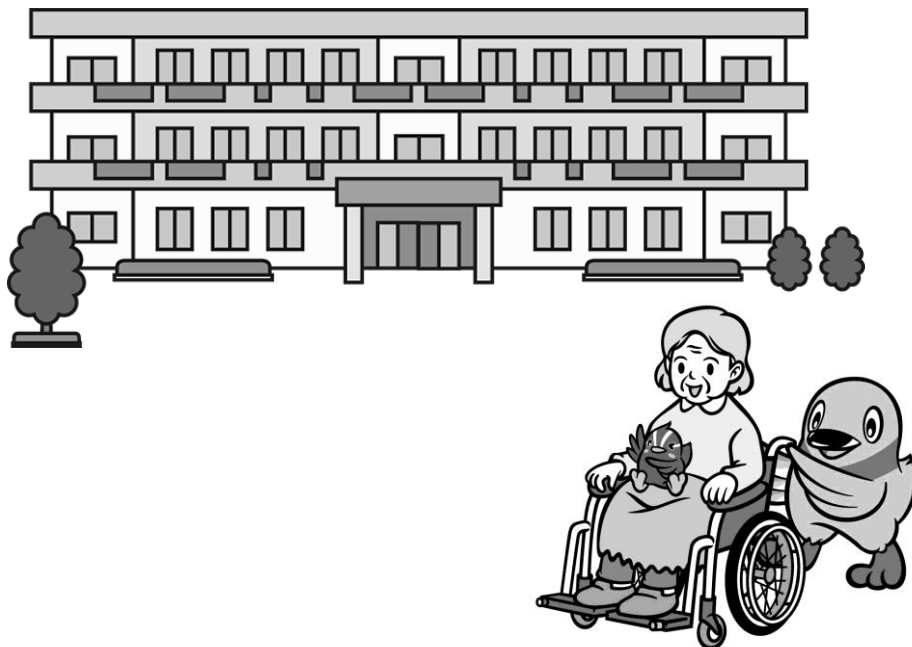
サービス名	概要
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	中重度の要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて24時間、訪問介護員・看護師などが1日複数回定期的に、または通報を受けて随時居宅を訪問し、介護と看護を一体的に提供するサービスです。
夜間対応型訪問介護	24時間安心して自宅で生活できる体制を整備するため、夜間の定期的巡回による訪問介護と、通報による随時対応の訪問介護を組み合わせたサービスです。
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	特別養護老人ホームや老人デイサービスセンターなどの介護施設で日常生活に必要な入浴・排泄・食事などの介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせ、柔軟にサービスを提供し、在宅生活の継続を支援するサービスです。
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症であるものの比較的安定した状態にある要介護者が、少人数で共同生活をする場で、家庭的な環境のもとで入浴・排泄・食事などの介護や機能訓練を行い、利用者に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように支援するサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活 介護	入所定員が29人以下の小規模な特定施設入居者生活介護サービスです。利用実績はなく、施設整備計画もないことからサービス量は見込みません。
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護	入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設サービスです。
看護小規模多機能型居宅介護 ※「複合型サービス」から名称変更	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着サービスを組み合わせ一体的に提供するサービスです。
地域密着型通所介護（仮称） ※平成28年4月から実施予定	利用定員が厚生労働省の定める数未満の通所介護サービスです。

### (3) 施設サービス

施設サービスには、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設があり、各施設では、要介護者の状況に合わせたさまざまなサービスが提供されます。

施設サービスを利用できるのは、要介護の認定を受けた方となり、要支援の方は利用できません。また、平成27年4月からは介護老人福祉施設の入所は原則、要介護3～5の方となります。

サービス名	概要
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での介護が困難な方が入所して、入浴・排泄・食事などの介護やその他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行うサービスです。
介護老人保健施設	病状が安定し自宅へ戻ることができるよう、リハビリテーションに重点を置いた医療ケアと介護が必要な方が入所して、医学的管理下での介護、機能訓練などを行うサービスです。
介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、継続的に医療サービスを受けながら長期の治療を必要とする方が入所して、療養上の管理、看護、機能訓練などを行うサービスです。





## 第2節 第5期における介護保険給付の実績

第5期において、サービスごとの利用者数は概ね増加傾向にあり、それに伴い、年間の給付費も増加傾向にあります。

### (1) サービス利用者数の推移

#### ■居宅サービス

【介護サービス】

(月平均利用者数)

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護	621	629	662
訪問入浴介護	119	100	99
訪問看護	285	274	284
訪問リハビリテーション	106	129	141
居宅療養管理指導	473	486	557
通所介護	746	809	898
通所リハビリテーション	284	304	304
短期入所生活介護	134	142	159
短期入所療養介護	27	29	27
福祉用具貸与	993	1,067	1,162
特定福祉用具購入費	32	30	47
住宅改修費	28	30	25
特定施設入居者生活介護	112	123	154
居宅介護支援	1,510	1,588	1,703

※介護保険事業状況報告システム。平成26年度は見込値。以降同じ。

【介護予防サービス】

(月平均利用者数)

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防訪問介護	278	295	312
介護予防訪問入浴介護	0	0	1
介護予防訪問看護	27	23	19
介護予防訪問リハビリテーション	24	24	25
介護予防居宅療養管理指導	25	27	35
介護予防通所介護	235	287	333
介護予防通所リハビリテーション	46	46	54
介護予防短期入所生活介護	3	4	7
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	161	186	230
特定介護予防福祉用具購入費	11	13	15

介護予防住宅改修費	13	16	18
介護予防特定施設入居者生活介護	8	11	15
介護予防支援	567	631	719

## ■地域密着型サービス

【介護サービス】

(月平均利用者数)

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	20	37	68
小規模多機能型居宅介護	80	80	82
認知症対応型共同生活介護	58	62	63
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
複合型サービス	0	9	19

【介護予防サービス】

(月平均利用者数)

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防認知症対応型通所介護	1	3	15
介護予防小規模多機能型居宅介護	1	1	3
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	1	0

## ■施設サービス

【介護サービス】

(月平均利用者数)

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設	230	287	299
介護老人保健施設	220	224	220
介護療養型医療施設	24	19	18

## (2) 年間給付費の推移

### ■居宅サービス

#### 【介護サービス】

(千円)

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護	455,817	458,291	494,675
訪問入浴介護	79,293	69,653	73,908
訪問看護	138,947	131,211	144,545
訪問リハビリテーション	47,696	55,319	56,033
居宅療養管理指導	62,577	73,584	85,262
通所介護	692,680	761,495	853,988
通所リハビリテーション	263,058	274,481	280,682
短期入所生活介護	112,063	119,022	133,664
短期入所療養介護	27,770	31,977	22,088
福祉用具貸与	182,856	197,087	211,985
特定福祉用具購入費	9,293	8,951	9,399
住宅改修費	20,161	22,733	25,012
特定施設入居者生活介護	265,191	292,194	374,445
居宅介護支援	243,422	257,058	282,108

※介護保険事業状況報告システム。平成26年度は見込値。以降同じ。

#### 【介護予防サービス】

(千円)

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防訪問介護	61,360	64,359	65,222
介護予防訪問入浴介護	0	80	32
介護予防訪問看護	6,029	5,526	5,395
介護予防訪問リハビリテーション	7,726	8,053	9,271
介護予防居宅療養管理指導	2,948	3,686	4,298
介護予防通所介護	99,554	121,170	140,623
介護予防通所リハビリテーション	22,724	22,948	26,383
介護予防短期入所生活介護	1,151	1,850	2,150
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	14,078	15,225	18,364
特定介護予防福祉用具購入費	2,264	2,330	1,966
介護予防住宅改修費	10,786	11,848	7,681
介護予防特定施設入居者生活介護	9,257	12,343	16,651
介護予防支援	29,744	33,250	37,641

■地域密着型サービス

【介護サービス】

(千円)

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	26,947	40,743	78,844
小規模多機能型居宅介護	187,253	193,385	214,587
認知症対応型共同生活介護	174,958	186,866	189,150
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
複合型サービス	0	25,268	51,424

【介護予防サービス】

(千円)

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防認知症対応型通所介護	38	1,272	18,446
介護予防小規模多機能型居宅介護	238	389	129
介護予防認知症対応型共同生活介護	1,599	1,148	0

■施設サービス

【介護サービス】

(千円)

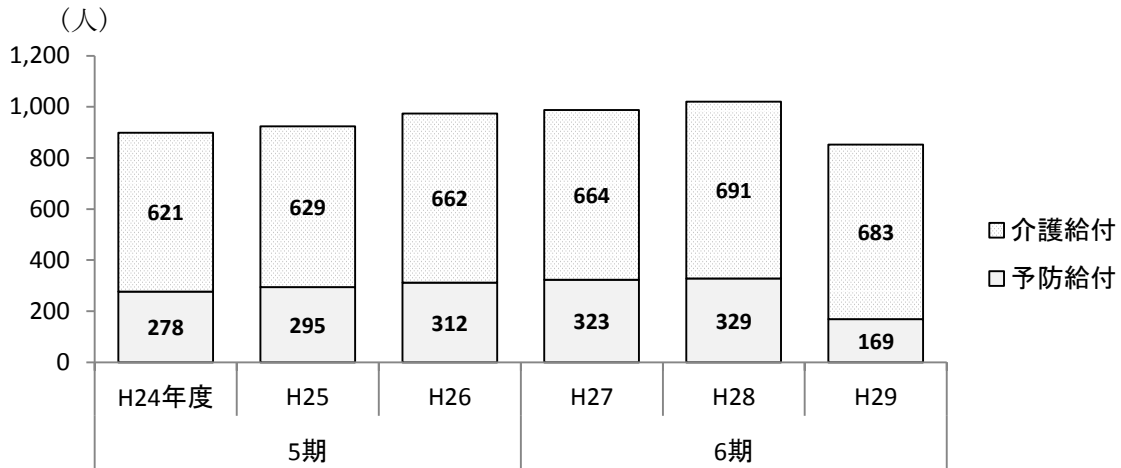
サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設	663,180	822,457	840,262
介護老人保健施設	735,413	736,093	770,368
介護療養型医療施設	105,654	89,385	75,585

### 第3節 サービスごとの利用者数の見込み

本市のこれまでの利用実績や今後の要介護認定者数の見込み、サービス受給者数等を基にサービス種類ごとの推計を行いました。

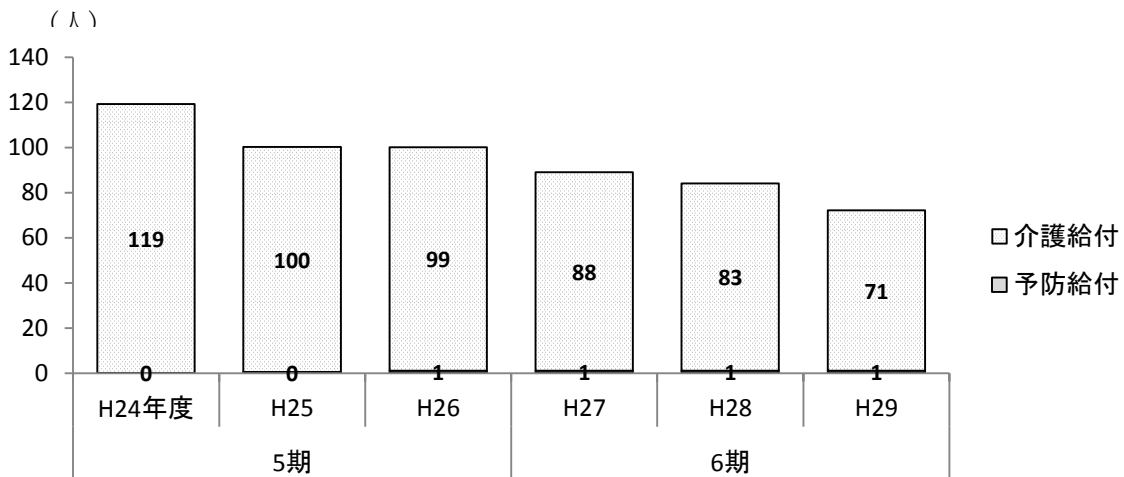
#### (1) 居宅サービス

##### ①訪問介護・介護予防訪問介護

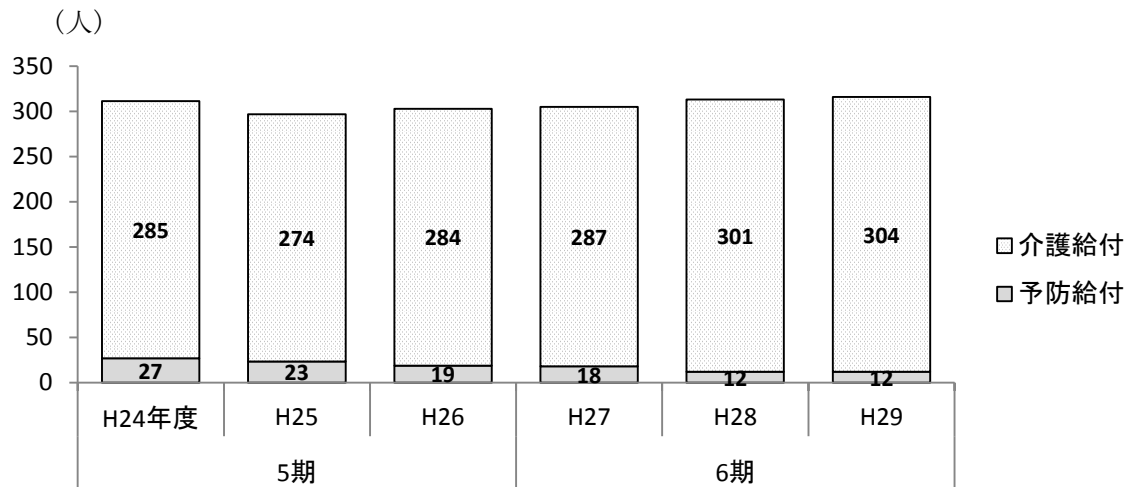


※平成24年度～26年9月までは実績、平成27～29年度年度は見込み。以降同じ。

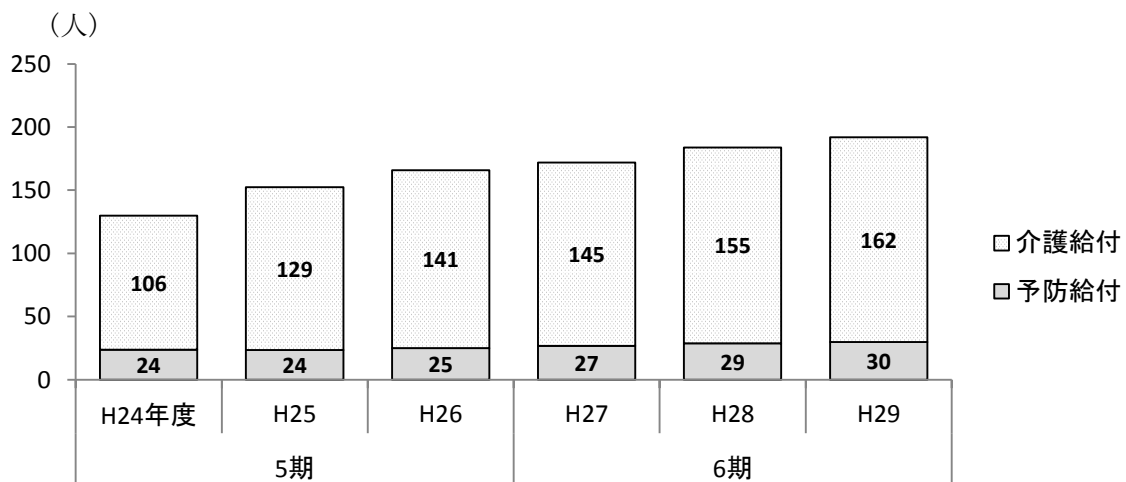
##### ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護



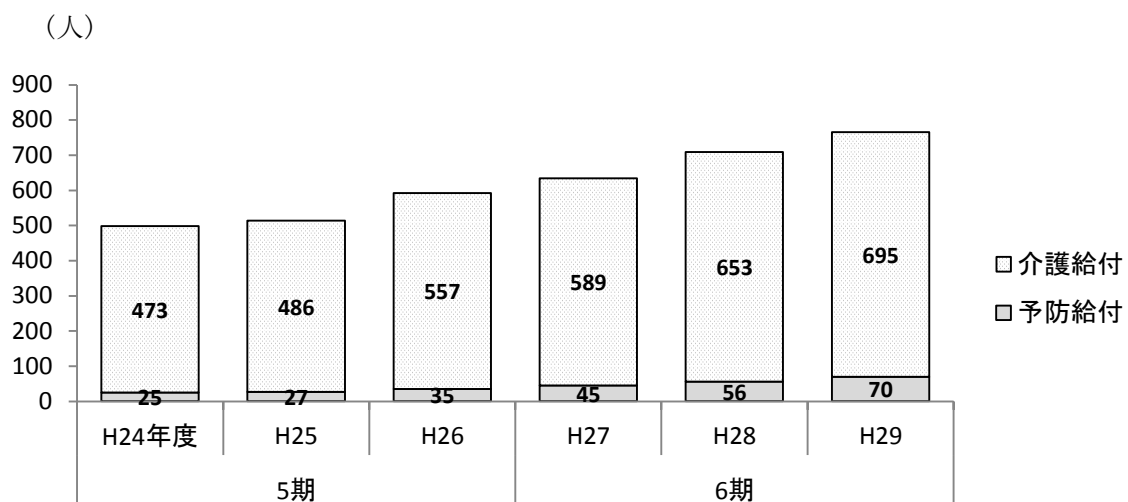
### ③訪問看護・介護予防訪問看護



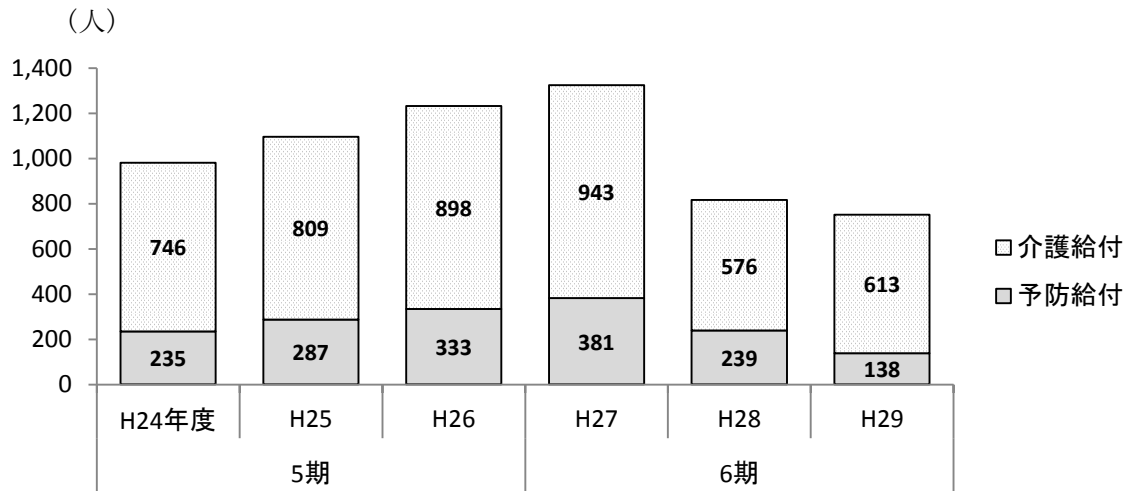
### ④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション



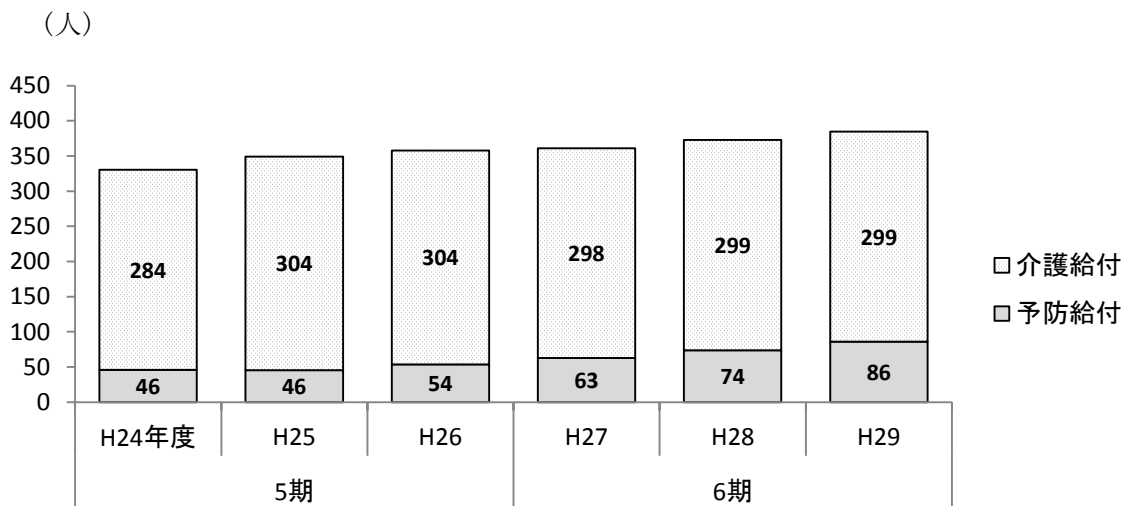
### ⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導



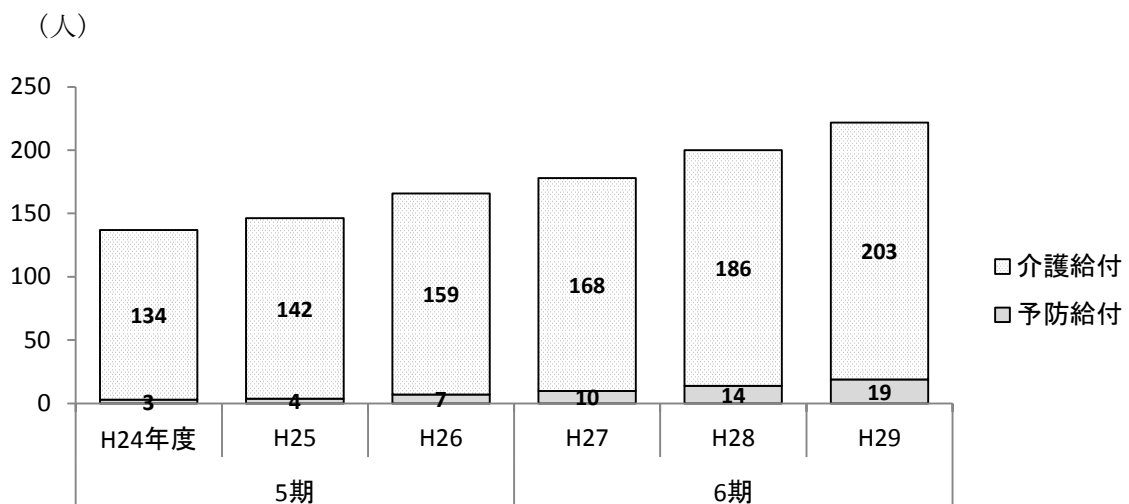
### ⑥通所介護・介護予防通所介護



### ⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

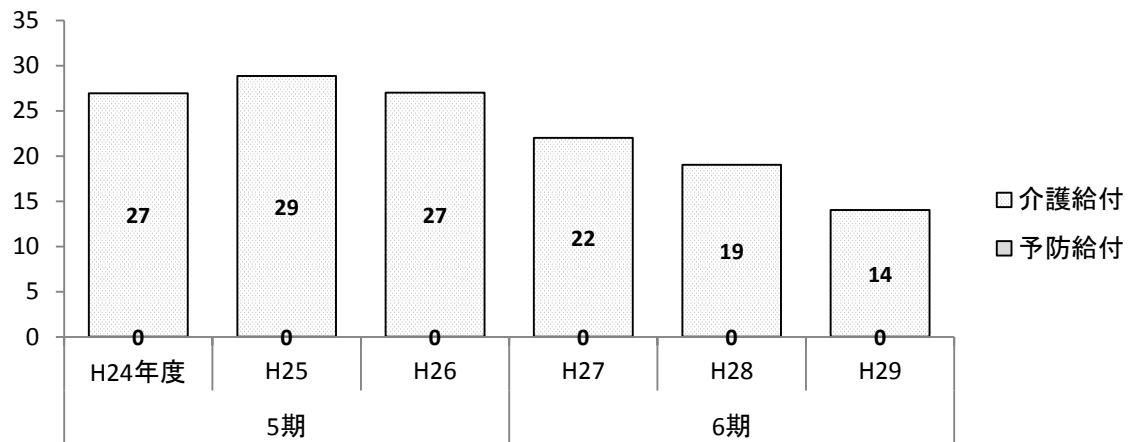


### ⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護



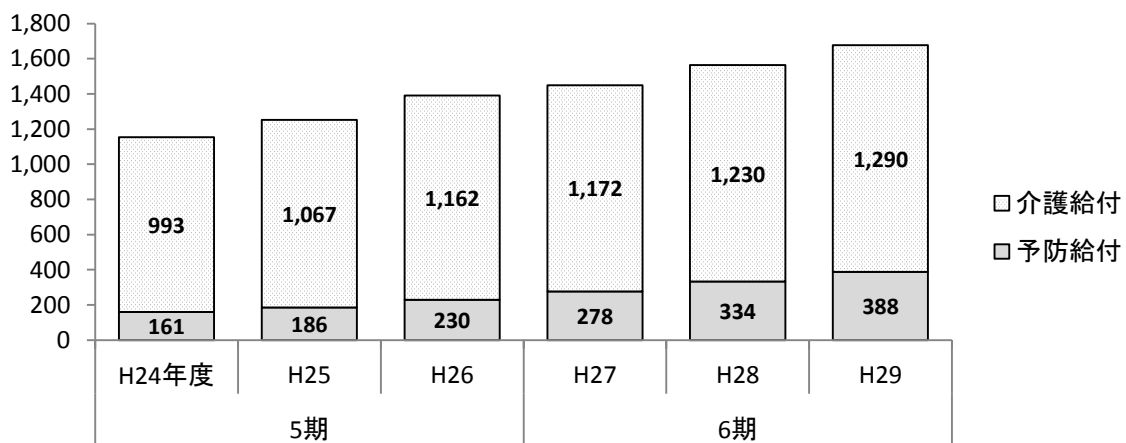
⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

(人)



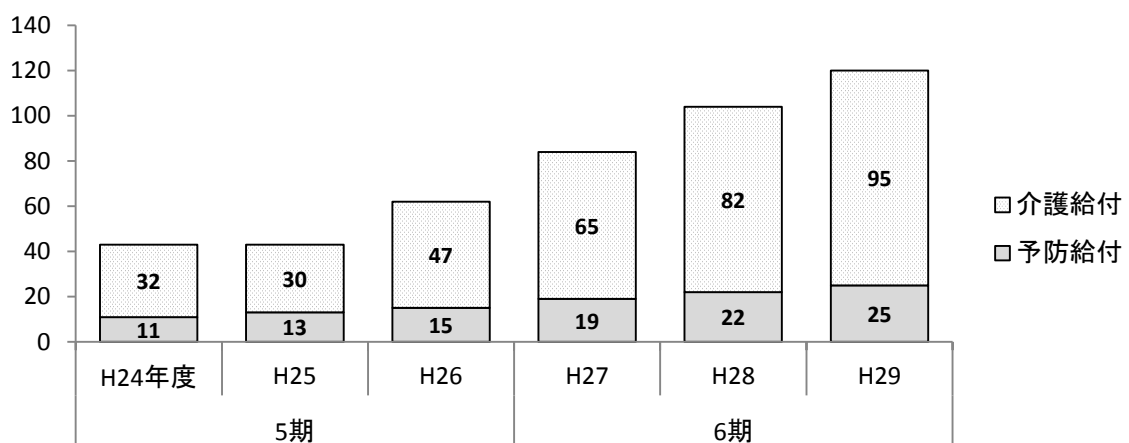
⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

(人)



⑪特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

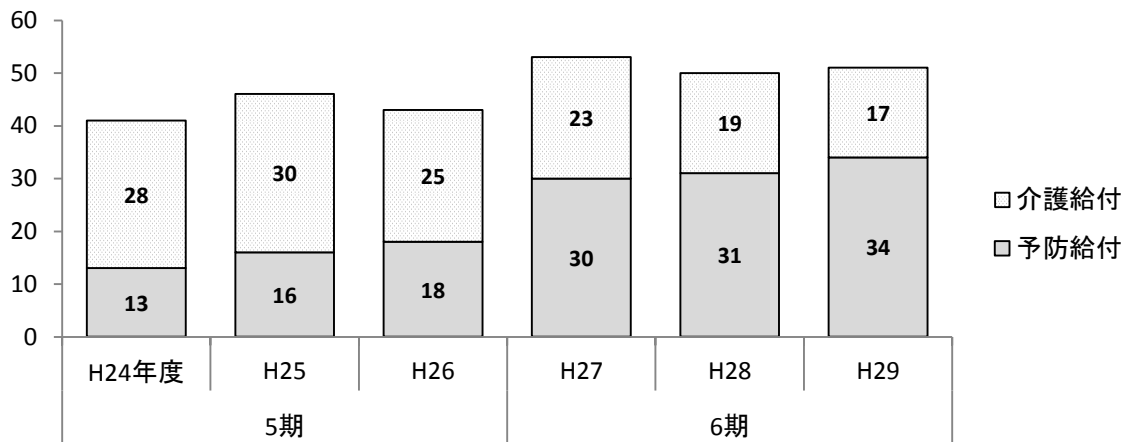
(人)





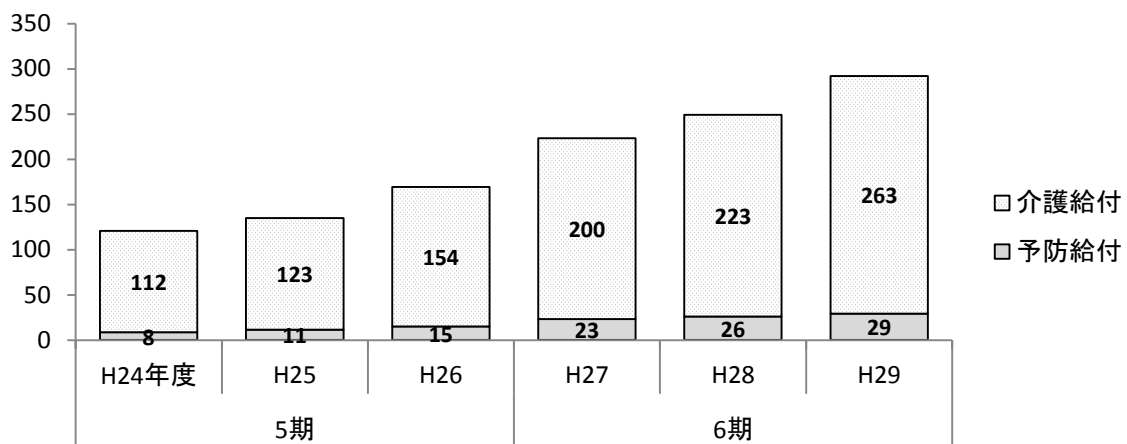
⑫住宅改修費・介護予防住宅改修費

(人)



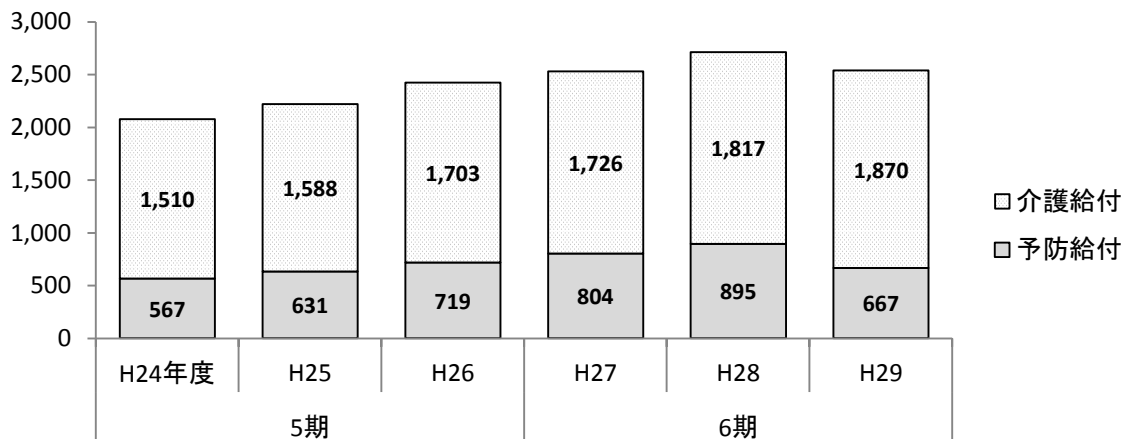
⑬特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

(人)



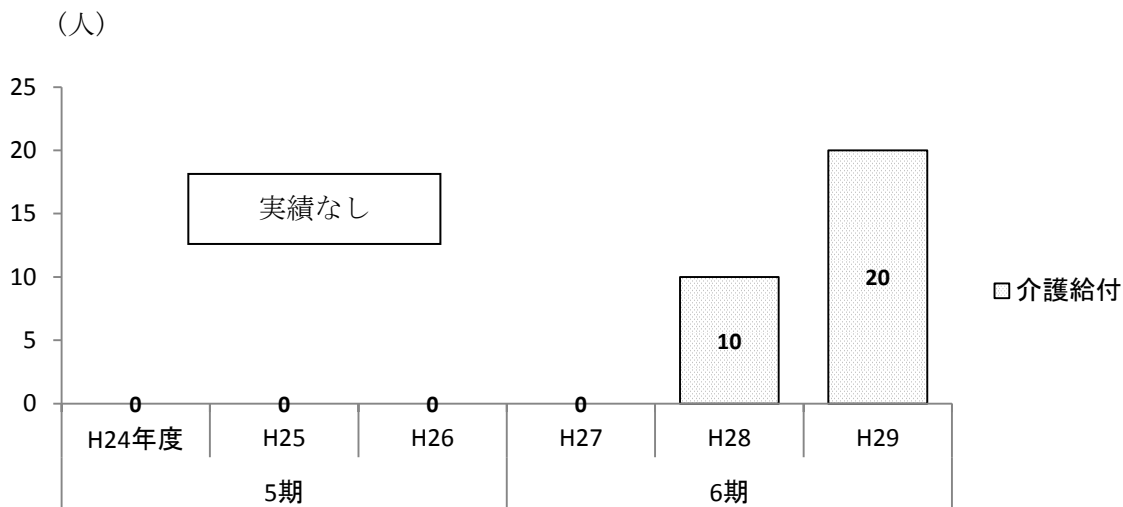
⑭居宅介護支援・介護予防支援

(人)



## (2) 地域密着型サービス

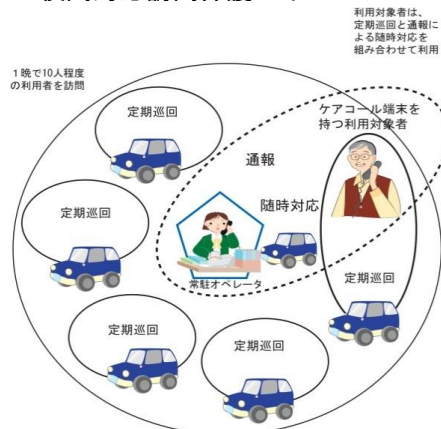
### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護



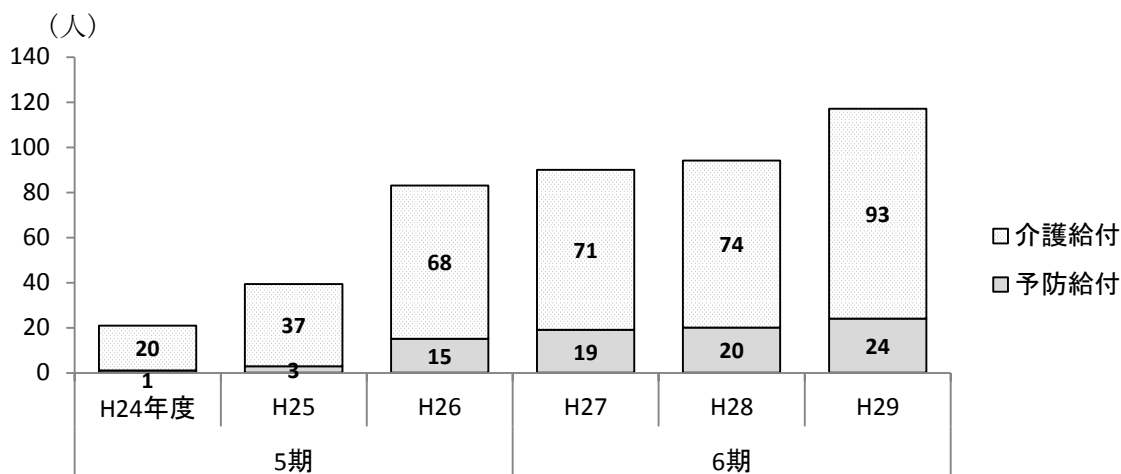
### ② 夜間対応型訪問介護

現在、市内に同サービス提供事業所はなく、  
 今後は住民のニーズや事業者の動向等の状況  
 を見極めながら整備について検討を進めます。

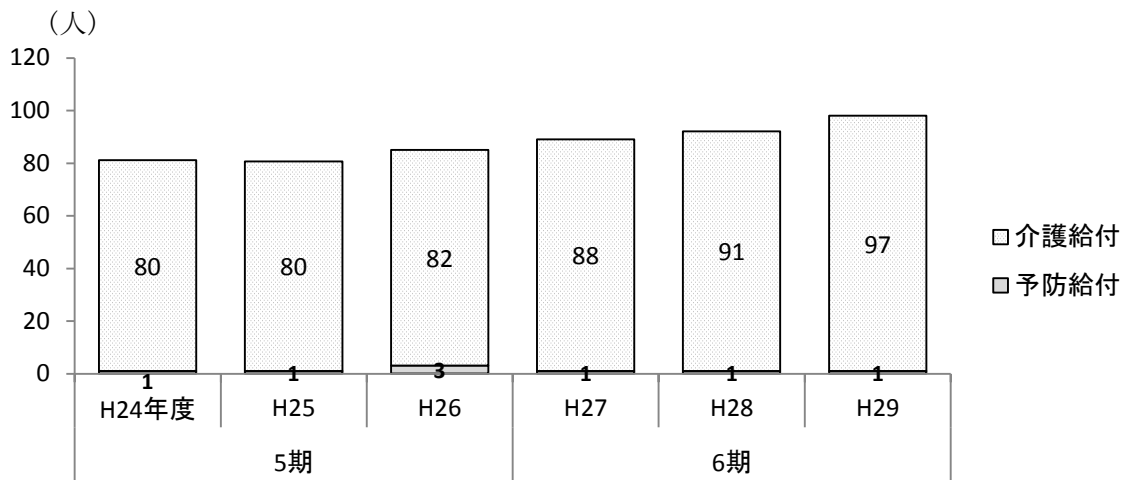
#### ■ 夜間対応訪問介護のイメージ



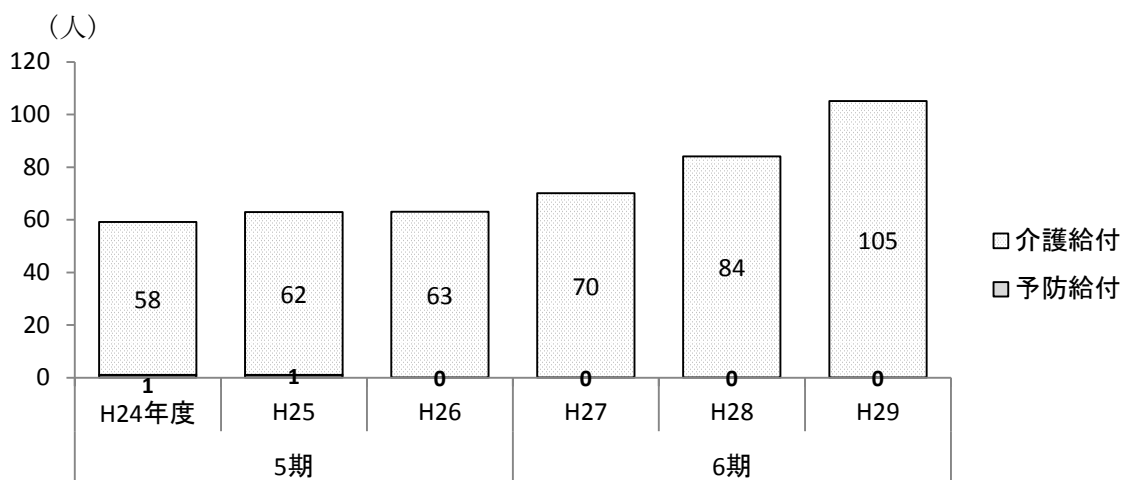
### ③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護



④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護



⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護



■日常生活圏域ごとの入所利用定員数の見込み

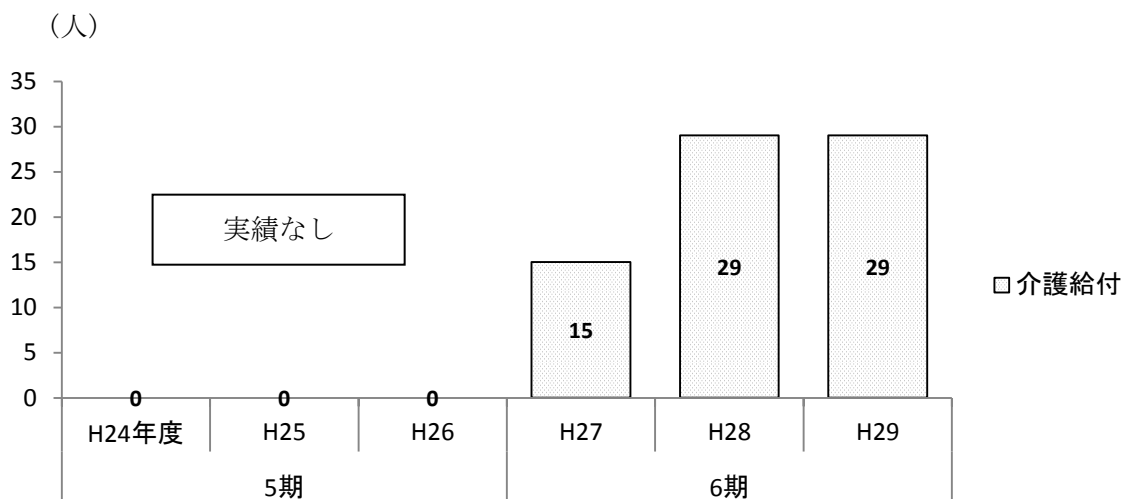
	第1圏域	第2圏域	第3圏域	第4圏域	第5圏域
平成27年度	9	18	18	18	18
平成28年度	9	18	18	18	18
平成29年度	9	18	18	18	18

※第6期に整備する認知症対応型共同生活介護については、日常生活圏域の見直しの中で整備する圏域を検討していきます。

### ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

利用実績はなく、施設整備計画もないことからサービス量は見込みません。

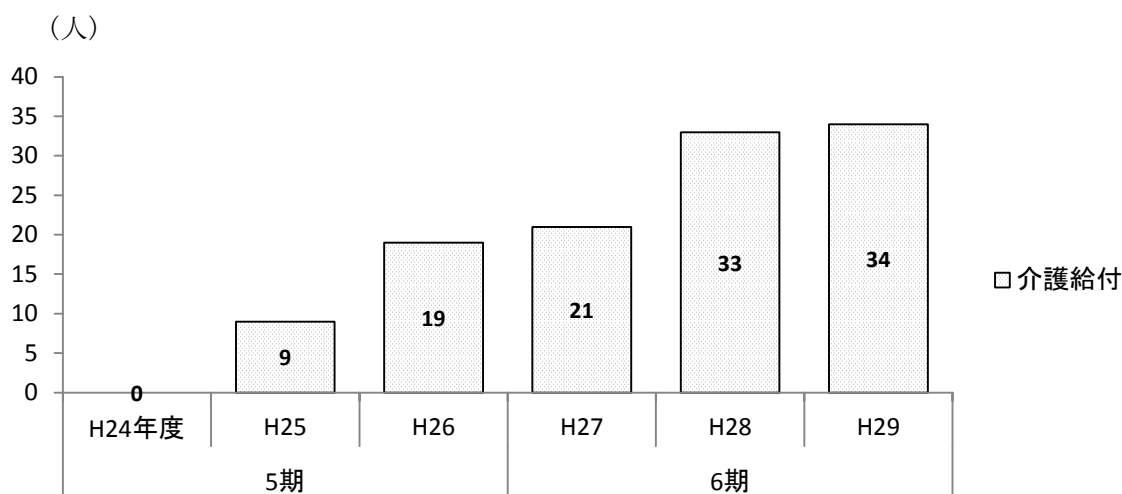
### ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護



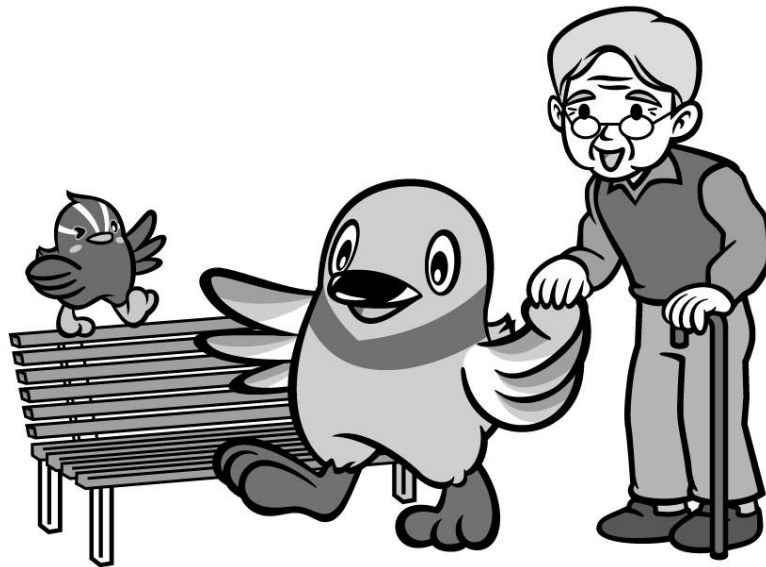
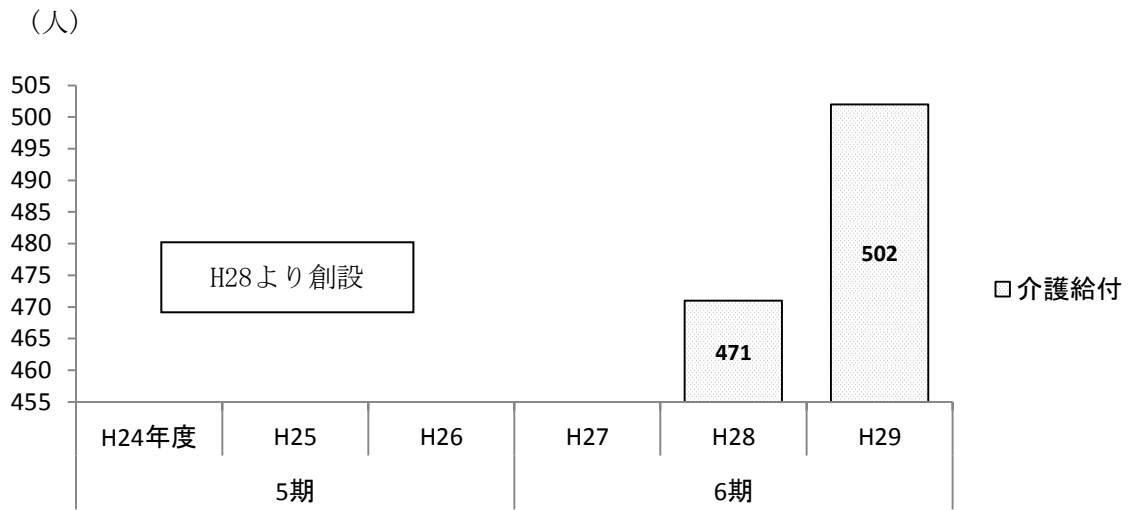
■日常生活圏域ごとの入所利用定員数の見込み

	第1圏域	第2圏域	第3圏域	第4圏域	第5圏域
平成27年度	0	0	29	0	0
平成28年度	0	0	29	0	0
平成29年度	0	0	29	0	0

### ⑧複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

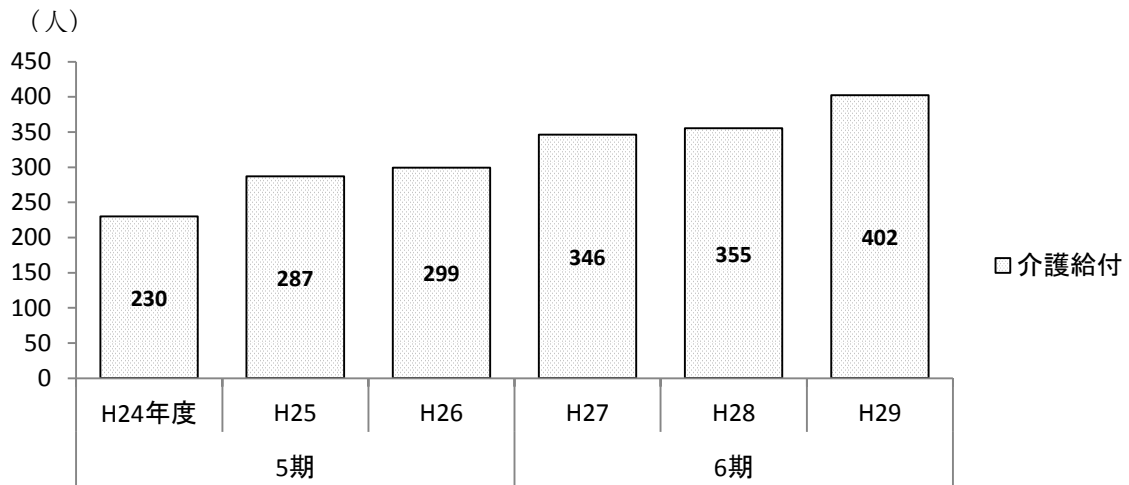


⑨地域密着型通所介護（仮称）

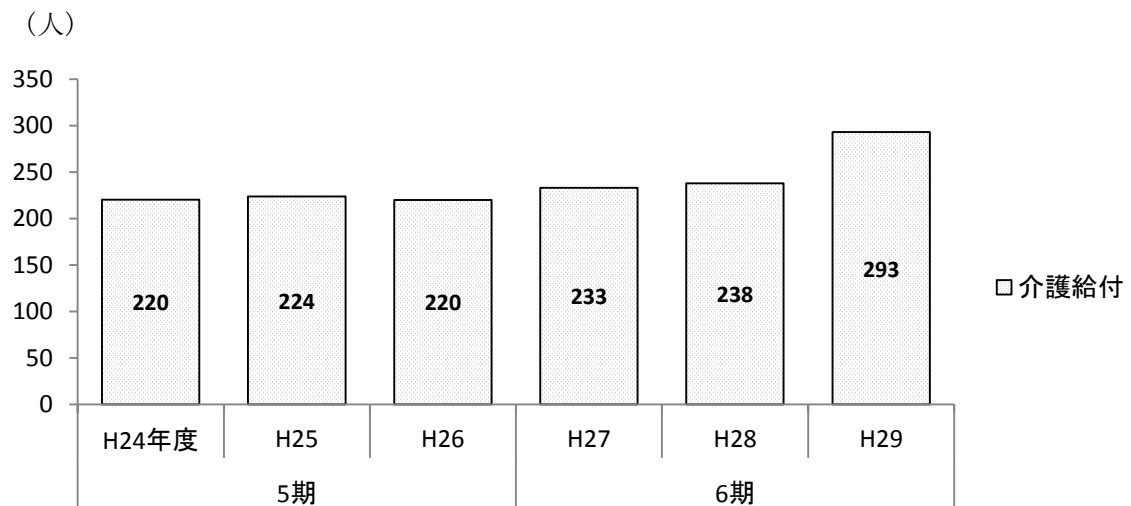


### (3) 施設サービス

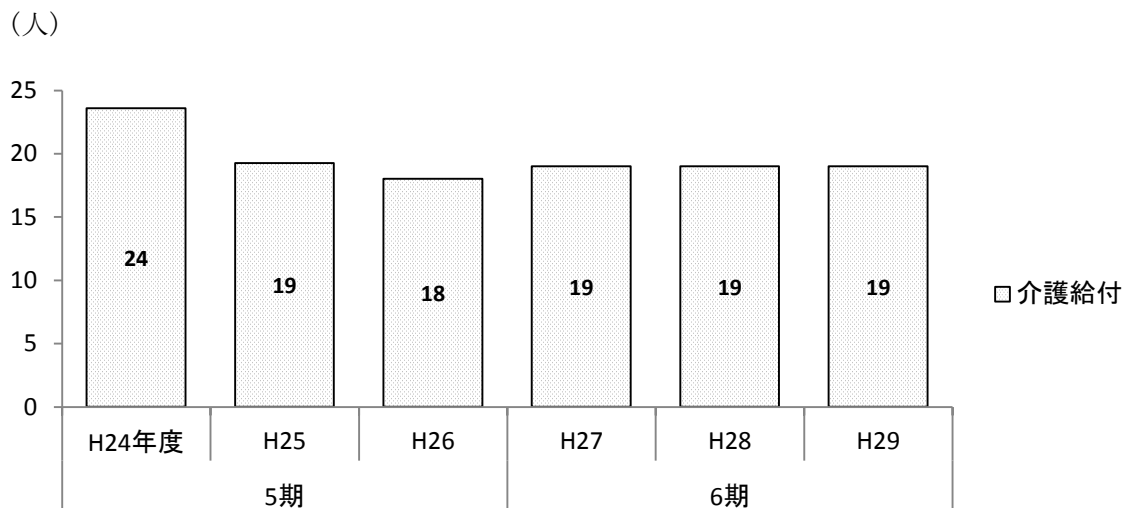
#### ①介護老人福祉施設



#### ②介護老人保健施設



#### ③介護療養型医療施設



## 第4節 地域密着型サービス・施設サービスの基盤整備

### (1) 地域密着型サービス

第6期に整備するサービスは、各サービスの利用者数の推移や地域の状況などを考慮した結果、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）をそれぞれ1施設、整備を計画します。

事業名	項目	第5期末 の整備数	第6期の整備計画数				第6期 終了時
			27年度	28年度	29年度	計	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数	0	1	0	0	1	1
認知症対応型通所介護	施設数	2	0	1	0	1	3
認知症対応型共同生活介護	施設数	5	0	1	0	1	6
	ユニット数	9	0	2	0	2	11
	定員数	81	0	18	0	18	99
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	施設数	1	1	0	0	1	2
	登録定員数	25	29	0	0	29	54

※事業者の選定にあたっては、事業者選定委員会を設置し、公募により選定します。

### (2) 施設サービスの基盤整備

第5期末の市内の施設の整備状況は、介護老人福祉施設は5施設405床、介護老人保健施設は1施設150床の計555床となっています。

第6期では、各施設の入所状況等を考慮し、介護老人福祉施設、介護老人保健施設をそれぞれ1施設、整備を計画します。

事業名	項目	第5期末の 整備数	第6期の 整備計画数	第6期終了時 の整備予定数
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	5	1	6
介護老人保健施設	施設数	1	1	2

## 第5節 計画期間における給付費等の見込み

第6期計画期間の給付費の見込みは、以下のとおりです。介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、平成29年4月より地域支援事業に移行しますので、給付費の一部は地域支援事業費に計上しています。

### (1) 総給付費の見込み

第6期計画における介護サービスと介護予防サービスの給付費の合計である総給付費の見込みは以下のとおりです。

#### ■総給付費の見込み

(千円)

サービスの種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度	6期合計
介護サービス	5,677,706	6,105,845	6,733,183	18,516,734
居宅サービス	2,863,732	2,636,867	2,773,747	8,274,346
特定福祉用具購入費	12,198	14,556	16,387	43,141
住宅改修費	22,250	18,540	16,395	57,185
居宅介護支援	283,180	296,126	301,763	881,069
地域密着型サービス	626,056	1,226,708	1,385,430	3,238,194
介護保険施設サービス	1,870,290	1,913,048	2,239,461	6,022,799
介護予防サービス	395,795	437,277	334,308	1,167,380
介護予防サービス	330,265	365,908	272,426	968,599
介護予防特定福祉用具購入費	2,450	2,654	2,944	8,048
介護予防住宅改修費	12,280	12,520	12,783	37,583
介護予防支援	42,107	46,847	34,925	123,879
地域密着型介護予防サービス	8,693	9,348	11,230	29,271
総給付費（計）	6,073,501	6,543,122	7,067,491	19,684,114



## ■居宅サービス

## 【介護サービス】

(千円)

サービスの種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問介護	487,530	504,169	484,662
訪問入浴介護	69,436	67,861	59,661
訪問看護	157,495	180,027	195,458
訪問リハビリテーション	54,761	55,069	54,202
居宅療養管理指導	90,172	99,819	106,026
通所介護	886,820	545,043	582,490
通所リハビリテーション	277,738	281,721	283,689
短期入所生活介護	140,114	154,223	165,806
短期入所療養介護	13,451	6,340	2,340
福祉用具貸与	205,166	209,760	211,825
特定施設入居者生活介護	481,049	532,835	627,588
特定福祉用具購入費	12,198	14,556	16,387
住宅改修費	22,250	18,540	16,395
居宅介護支援	283,180	296,126	301,763
介護サービス (計)	3,181,360	2,966,089	3,108,292

## 【介護予防サービス】

(千円)

サービスの種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防訪問介護	66,619	66,897	33,657
介護予防訪問入浴介護	56	80	108
介護予防訪問看護	5,877	4,218	4,862
介護予防訪問リハビリテーション	10,506	11,850	13,365
介護予防居宅療養管理指導	5,452	6,811	8,502
介護予防通所介護	160,488	183,227	105,253
介護予防通所リハビリテーション	30,860	36,088	42,457
介護予防短期入所生活介護	1,804	2,518	3,394
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	22,191	26,695	31,020
介護予防特定施設入居者生活介護	26,412	29,424	33,202
特定介護予防福祉用具購入費	2,450	2,654	2,944
介護予防住宅改修費	12,280	12,520	12,783
介護予防支援	42,107	46,847	34,925
介護予防サービス (計)	387,102	429,829	326,472

## ■地域密着型サービス

### 【介護サービス】

(千円)

サービスの種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	17,963	35,853
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	84,907	93,360	124,849
小規模多機能型居宅介護	229,306	239,981	255,141
認知症対応型共同生活介護	209,920	252,851	316,707
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	47,720	92,053	92,053
看護小規模多機能型居宅介護	54,203	84,556	84,245
地域密着型通所介護（仮称）	0	445,944	476,582
介護サービス（計）	626,056	1,226,708	1,385,430

### 【介護予防サービス】

(千円)

サービスの種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防認知症対応型通所介護	8,463	9,011	10,762
介護予防小規模多機能型居宅介護	230	337	468
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防サービス（計）	8,693	9,348	11,230

## ■施設サービス

### 【介護サービス】

(千円)

サービスの種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護老人福祉施設	975,803	1,001,517	1,135,718
介護老人保健施設	816,796	833,840	1,026,052
介護療養型医療施設	77,691	77,691	77,691
施設サービス（計）	1,870,290	1,913,048	2,239,461

## (2) 標準給付費の見込み

総給付費にその他給付費を加えた標準給付費の見込みは以下のとおりです。

(千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	第6期合計
総給付費(※1)	6,036,526	6,482,877	7,003,522	19,522,925
特定入所者介護サービス費等給付額(※2)	178,542	177,838	188,427	544,806
高額介護サービス費等給付額	109,285	119,121	129,127	357,533
高額医療合算介護サービス費等給付額	15,775	17,195	18,639	51,609
算定対象審査支払手数料	7,995	8,710	9,425	26,130
<b>標準給付費(計)</b>	<b>6,348,122</b>	<b>6,805,741</b>	<b>7,349,140</b>	<b>20,503,003</b>

(※1)一定所得者の利用者負担割合の見直しを見込んだ後の額となります。

(※2)特定入所者介護サービス費の支給要件の変更を見込んだ後の額となります。

## (3) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業とは、高齢者が要介護（要支援）状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として実施する事業です。事業内容としては、介護予防事業のほか、地域包括支援センターの運営等に係る包括的支援事業、その他高齢者の日常生活を支援するための任意事業があります。「介護予防事業」と「包括的支援事業・任意事業」は、それぞれ事業ごとに定められた上限額の範囲内で見込むこととされています。また、平成29年4月より地域支援事業に移行する介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業に計上していません。第6期計画における地域支援事業費の見込みは以下のとおりです。

(人・千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	第6期合計
介護予防事業(※)	利用者数	1,500	4,000	5,420	10,920
	事業費	48,476	67,970	186,480	302,926
包括的支援事業・任意事業		139,558	146,550	152,177	438,285
<b>地域支援事業費(計)</b>		<b>188,034</b>	<b>214,520</b>	<b>338,657</b>	<b>741,211</b>

(※)介護予防事業は、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。

### ■地域包括ケアシステム構築のため、新たに位置付けられた包括的支援事業の見込み

(千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	第6期合計
生活支援体制整備事業	213	1,500	2,500	4,213
在宅医療・介護連携推進事業	774	3,274	5,774	9,822
認知症総合施策事業	9,150	9,265	10,065	28,480

## 第6節 第1号被保険者の保険料設定

第6期計画における改正を踏まえて、第1号被保険者保険料を算出しました。算出にあたっては、被保険者の負担能力に応じた保険料額とするため、保険料段階を多段階化します。

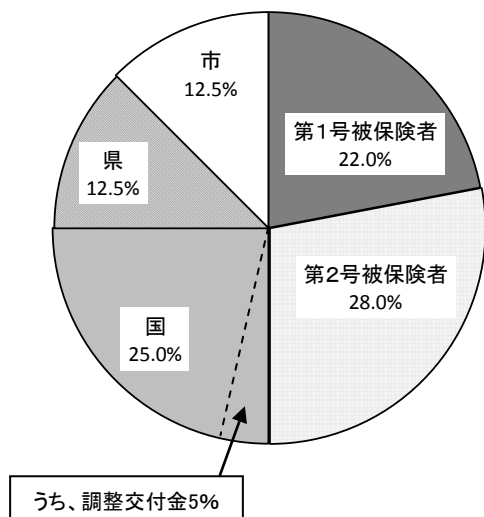
### (1) 第6期計画における主な改正点

#### ① 第1号被保険者及び第2号被保険者の負担割合の変更

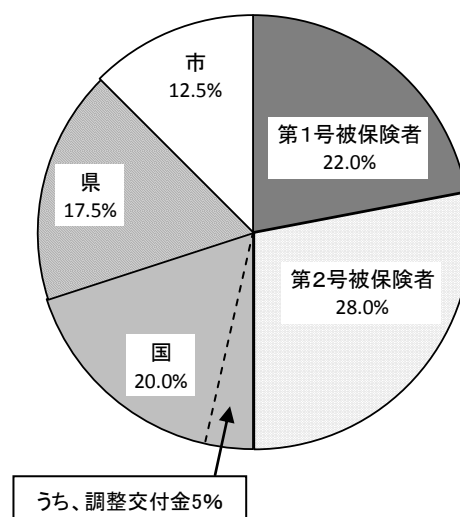
第1号被保険者の負担割合は21%から22%へ、第2号被保険者の負担割合は29%から28%に変更となりました。

#### ■介護保険の財源構成

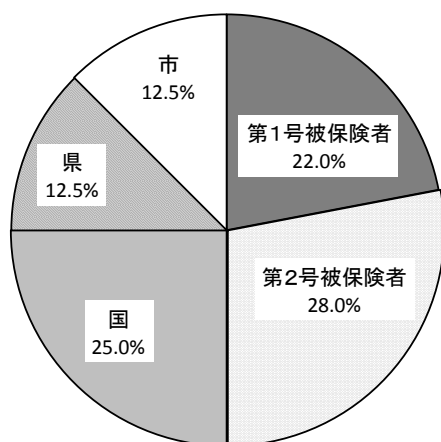
##### ○居宅サービス



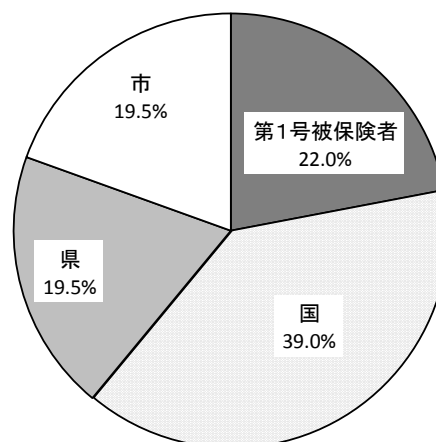
##### ○施設サービス



##### ○介護予防・日常生活支援総合事業



##### ○包括的支援事業・任意事業



## ② 一定以上所得者の利用者負担の見直し及び特定入所者介護サービス費の支給要件の変更

費用負担の公平性を高めるため、一定以上の所得者の方の利用者負担額が、平成27年8月から2割に引き上げられます。また、施設入所等の際の負担軽減の特定入所者介護サービス費についても、平成27年8月から預貯金の状況や非課税年金等の収入状況も支給要件に加えられ、負担能力に応じた制度の見直しが図られます。

## ③ 国の標準所得段階の見直し

第6期における第1号被保険者の保険料については、国において、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行う観点から、標準の保険料段階をこれまでの6段階から9段階へ見直しがされました。

## ④ 介護報酬の改定と地域区分の見直し

平成27年度に介護報酬が改定され、改定率は全体で2.27%の引き下げとなります。また、人件費などの地域格差を調整するための地域区分は、経過措置期間の終了により、6級地（6%）に変更となります。

## （2）所得段階の設定について

保険料の所得段階は、制度発足時は5段階の設定でしたが、保険給付費の増加に伴い、保険料負担も増大することから、被保険者の負担能力に応じた保険料額とするために第2期以降所得段階が細分化され、更に第3期からは課税対象者の所得段階を保険者（市町村）の判断により多段階化することが可能とされました。

このことを受けて市では、第2期においては5段階設定、第3期においては6段階設定、第4期においては7段階設定（特例第4段階を含めた8階層設定）とし、第5期においては、8段階設定（特例第3段階及び特例第4段階を含めた10階層設定）としました。

第6期の保険料の設定にあたっては、国では、より安定的な介護保険制度の運営のために、さらに負担能力に応じたきめ細かい保険料段階の設定が必要との考えが示され、国が示す標準の所得段階が、これまでの6段階から9段階へ細分化されました。

こうした国の考えなども参考としながら、低所得者への配慮を行いつつ、介護保険事業の運営を維持できるような保険料の設定について検討を行った結果、第6期においては、国の標準段階を基本として、さらに負担能力に応じたきめ細かい保険料設定とするため、高所得者層の段階を細分化し、全体として11段階の設定としました。

### (3) 介護給付費支払基金の取り崩し

三郷市介護保険給付費支払基金は、介護保険の保険給付費支払いの円滑化と財政の健全な運営を図るために設置され、計画期間内において、第1号被保険者より徴収した保険料のうち、保険給付として使用しなかった分を基金として積み立てています。

第6期では、保険料の引き上げ幅を抑制するために、この介護給付費支払基金から可能な範囲内で取り崩し、給付費の財源に充てることとしました。

第5期末での介護給付費支払基金の積立残額である約4億1,300万円のうち、約3億8,100万円を充て、保険料基準額（月額）を308円引き下げました。

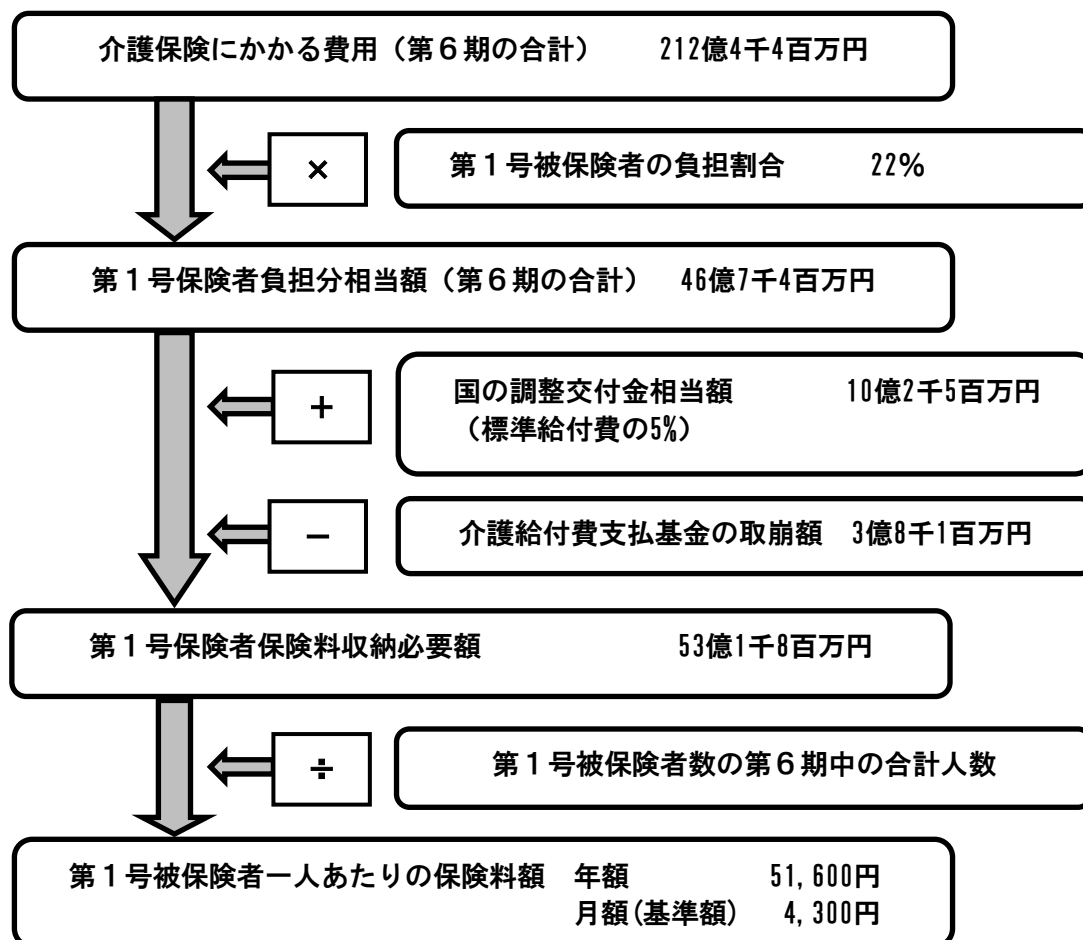
### (4) 第1号被保険者の介護保険料の設定

介護保険にかかる費用（標準給付費と地域支援事業費）の見込みから、第6期計画に必要となる第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の保険料の総額である「保険料収納必要額」は、約53億1千8百万円と見込みます。

また、第6期計画の第1号被保険者の基準額である所得段階第5段階の介護保険料は、年額51,600円（月額4,300円）とします。

第1号被保険者の保険料は、以下のようなフローで算出しております。

#### ■第1号被保険者の保険料の算出フロー



## ■第6期における第1号被保険者の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料 (月額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金(※)の受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・住民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.50 ※変更予定 (P80参照)	25,800円 (2,150円)
第2段階	・住民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.65	33,500円 (2,792円)
第3段階	・住民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額×0.75	38,700円 (3,225円)
第4段階	・本人は住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.83	42,800円 (3,567円)
第5段階	・本人は住民税非課税で世帯員に住民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額×1.00	51,600円 (4,300円)
第6段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.15	59,300円 (4,942円)
第7段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.25	64,500円 (5,375円)
第8段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.50	77,400円 (6,450円)
第9段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	基準額×1.60	82,500円 (6,875円)
第10段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.70	87,700円 (7,309円)
第11段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上の方	基準額×1.85	95,400円 (7,950円)

(※)老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた方、もしくは大正5年4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受けている年金

## (参考)本市の介護保険料の推移

期	年度	月額基準額		
		三郷市	埼玉県平均	全国平均
第1期	平成12年度～平成14年度	2,918円	2,644円	2,911円
第2期	平成15年度～平成17年度	3,200円	2,859円	3,293円
第3期	平成18年度～平成19年度	4,000円	3,577円	4,090円
	平成20年度	3,500円		
第4期	平成21年度～平成23年度	3,300円	3,720円	4,160円
第5期	平成24年度～平成26年度	4,000円	4,506円	4,972円

## 第7節 低所得の方等への費用負担の軽減

### (1) 第1号保険料の低所得者軽減強化

介護保険の第1号被保険者保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化します。

平成27年4月からは、特に所得の低い方に対して実施します。具体的には第1段階について、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45とする予定となっています。

### (2) 特定入所者介護（予防）サービス費

低所得の方が施設を利用するにあたり、その利用が困難とならないように、所得に応じて利用者負担を軽減するために、特定入所者介護（予防）サービス費を給付します。

利用者負担段階	主な対象者	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型居室	ユニット型準居室	従来型個室	多床室	
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の方	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	490円	490円 (320円)	370円	390円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で上記に該当しない方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

#### ※平成27年8月から対象者に以下の要件が追加されます。

- ▶預貯金等の資産要件 … 預貯金等が単身では1,000万円、夫婦では2,000万円以下である方
- ▶配偶者の所得要件 … 世帯分離を問わず、配偶者が住民税非課税者である方
- ▶非課税年金の収入要件 … 遺族年金や障害年金等の非課税年金も収入額に含めて計算

#### ■高齢夫婦世帯等の居住費・食費の軽減

利用者負担段階が第3段階までに該当していない場合でも、以下の要件にあてはまる方は、居住費・食費を引き下げます。

##### ●対象となる方（以下の要件をすべて満たしていること。）

- ・高齢夫婦等の世帯で、いずれかの方が介護保険施設の個室に入所していること。
- ・世帯の年間収入から、施設の利用者負担を除いた額が80万円以下となること。
- ・世帯の預金等の額が450万円以下であること。
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ・介護保険料を滞納していないこと。



### (3) 高額介護サービス費

1か月の間に利用した介護保険サービスの利用者負担額が、所得に応じた自己負担限度額を超えたときは、その超えた分の金額を高額介護（予防）サービス費として支給します。

#### 【平成27年7月まで】

自己負担段階区分	限度額(月額)
生活保護の受給者の方等	(個人) 15,000円
	(世帯) 15,000円
住民税世帯非課税の方	24,600円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方</li> <li>・老齢福祉年金受給者の方</li> </ul>	(個人) 15,000円
	(世帯) 15,000円
一般(住民税課税世帯の方)	37,200円

#### → 【平成27年8月から】

自己負担段階区分	限度額(月額)
生活保護の受給者の方等	(個人) 15,000円
	(世帯) 15,000円
住民税世帯非課税	24,600円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方</li> <li>・老齢福祉年金受給者の方</li> </ul>	(個人) 15,000円
	(世帯) 15,000円
一般(住民税課税世帯の方)	37,200円
現役並み所得者(※)の方	44,400円

※現役並み所得者とは、住民税課税所得が145万円以上の方(ただし、同一世帯内の第1号被保険者の収入が、1人の場合は383万円未満、2人以上の場合は520万円未満の場合には一般となります。)

### (4) 高額医療合算介護サービス費

同一世帯で1年間(8月～翌年7月)に利用した介護保険と医療保険のサービスの利用者負担額の合計が、所得に応じた医療・介護合算の自己負担限度額を超えたときは、その超えた分の金額を高額医療合算介護サービス費として支給します。

#### 【70歳未満の方の自己負担限度額】

所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	平成26年8月～ 平成27年7月	平成27年8月～
	901万円～	176万円
600万円超901万円以下	135万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	67万円
210万円以下	63万円	60万円
住民税非課税の方	34万円	34万円

#### 【70歳以上の方の自己負担限度額】

所得区分	70～74歳 の方	後期高齢者 医療制度加 入の方
	現役並み所得者	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ(※)	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

## (5) 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

低所得で生計が困難な方に、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担を軽減します。

●対象となる方（以下の要件をすべて満たす方）

- (1) 世帯の年間収入が単身世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加えた額以下であること。
- (2) 世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加えた額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用する資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

●軽減の割合

利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金受給者の場合は2分の1）

## (6) 介護保険利用料助成事業

介護保険サービスを受けるにあたり、利用者が負担する額を支払うことが困難である低所得の方に利用料の助成を行います。

●対象となる方（以下の要件をすべて満たす方）

- (1) 世帯の年間収入が単身世帯で80万円以下、世帯員が1人増えるごとに80万円を加えた額以下であること。
- (2) 世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加えた額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 親族等から扶養や仕送りを受けていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

●軽減の割合

保険料段階が第1段階の方は、利用者負担額の2分の1

保険料段階が第2段階・第3段階の方は、利用者負担額の3分の1

第2号被保険者の方は、利用者負担額の3分の1

## 第8節 介護保険事業の円滑な提供

### (1) 介護給付費の適正化

#### ①要介護認定の適正化

適切に認定調査が行われるよう、一次判定への影響が大きい調査項目に重点を置いた認定調査員研修を実施します。また、審査会における模擬事例の審査を通じて、合議体・委員間で情報を共有し、認定審査の平準化を図ります。

#### ②ケアプランの点検

介護支援専門員資格を有する職員がケアプランを点検・確認し、改善すべき事項を伝達するとともに、ケアプランの質の向上を図ります。また、県が実施する研修等を通じて、ケアマネジャーの支援を行い、ケアマネジメントの適正化を推進します。

#### ③住宅改修の点検

利用者の実態に沿って適切な住宅改修が行われるよう、改修工事を行う利用者宅を訪問し、工事見積書の点検や竣工時の完了調査を行います。

#### ④縦覧点検・医療情報との突合

複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・日数等の点検を行います。また、国保連システムを活用して、医療保険と介護保険の給付情報の突合、確認等を行い、介護給付サービスの整合性を図ります。

#### ⑤介護給付費通知

利用者が自分の受けたサービスを確認するとともに、事業者に適切なサービス提供を啓発するため、事業者の介護報酬請求や費用について、利用者等に介護給付費を通知します。

### (2) 介護保険制度の普及啓発及び情報提供

介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るために、市民の理解及び協力を得ることが不可欠なことから、広報紙への掲載、市ホームページにおいて、広く介護保険制度の普及啓発に努めます。また、長寿いきがい課やふくし総合相談室、地域包括支援センター等の窓口においては、各種パンフレットやチラシを備え付けるとともに、個別の相談等をとおして、介護保険制度の情報提供を行います。



# 資料編

# ◆資料編

## 第1節 計画策定経過（平成26年度）

月 日	会議名等	審議内容等
5月26日	第1回三郷市介護保険運営協議会	① 諮問内容の概要及び第6期計画策定のスケジュールについて ② 市民アンケート調査の実施結果について
7月31日	第1回三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会	① 介護保険制度改正の概要について ② 第5期計画の進捗状況及び第6期計画の基本方針（案）について ・市民アンケート調査の結果 ・第5期高齢者保健福祉計画の進捗状況 ・三郷市の現状及び将来予測 ・第6期高齢者保健福祉計画の基本方針について ③ 庁内ローリング調査及び介護支援専門員等アンケート調査の実施について
9月29日	第2回三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会	① 第6期高齢者保健福祉計画の進捗について ② 地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業の検討案について
10月30日	第3回三郷市介護保険運営協議会	① 介護支援専門員等のアンケート調査及び庁内ローリング調査の結果報告について ② 第6期高齢者保健福祉計画等の素案について
11月26日 ～12月25日	パブリック・コメントの実施	市内公共施設等、14か所で実施（意見件数：11件）
11月28日	第4回三郷市介護保険運営協議会	① 第6期介護保険事業計画について ・介護保険料の設定について ・介護保険施設等の基盤整備について
1月8日	第3回三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会	① 第6期高齢者保健福祉計画等に対するパブリック・コメントの実施結果について ② 第6期介護サービス見込量について
1月30日	第5回三郷市介護保険運営協議会	① 第6期高齢者保健福祉計画等に対するパブリック・コメントの意見について ② 介護保険事業計画の詳細について ③ 第6期介護保険事業計画の諮問の答申（案）について
2月5日	答申	第6期介護保険事業計画の答申
2月26日	第6回三郷市介護保険運営協議会	① 第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関するパブリック・コメントの回答について ② 第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の諮問答申について

## 第2節 規定・条例・規則

### (1) 三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会

#### ○三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会規程

平成14年3月14日

告示第84号

(設置)

第1条 三郷市高齢者保健福祉計画の策定に関し幅広く市民の意見を聴くため、三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、三郷市高齢者保健福祉計画に関する事項について検討協議する。

(会員)

第3条 会員は、三郷市介護保険条例第2章に規定する介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の委員をもって充てる。

2 会員の任期は、当該計画の策定完了までとする。

(座長及び座長代理)

第4条 懇話会に座長及び座長代理を置き、それぞれ運営協議会の会長及び副会長をもって充てる。

2 座長は、懇話会を代表し、会議の議長となる。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、必要の都度、市長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、福祉部長寿いきがい課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

2 三郷市高齢化対策懇話会規程（平成10年告示第101号）は、廃止する。

附 則（平成20年3月21日告示第60号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

## (2) 三郷市介護保険運営協議会

○三郷市介護保険条例（抜粋）

平成12年3月18日  
条例第18号

（介護保険運営協議会の設置）

第3条 介護保険事業の円滑かつ適切な運営のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第4条 協議会は、介護保険事業に関する事項について、市長の諮問に応じ審議する。

2 前項に規定する諮問があるときは、協議会は、その都度会議を開き、速やかにこれについて市長に答申する。

（協議会の委員の定数）

第5条 協議会の委員（この条及び次条において「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 被保険者を代表する委員
- (2) サービス提供事業者を代表する委員
- (3) 学識経験を有する委員

（委員の委嘱等）

第6条 委員は、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員の身分を失う。

4 委員は、辞任しようとするときは、市長に届け出て、承認を得なければならない。

5 市長は、協議会の委員が欠けたときは、補欠の委員を委嘱するものとする。

6 委員は、再任されることを妨げない。

（規則への委任）

第7条 前4条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。



## ○三郷市介護保険運営協議会規則

平成12年3月31日

規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、三郷市介護保険条例（平成12年条例第18号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、三郷市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員として在任する期間とする。

3 会長及び副会長は、辞任しようとするときは、協議会の承認を得なければならない。

4 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第3条 協議会は、会長がこれを招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(所掌事項の例示)

第4条 条例第4条に規定する介護保険事業に関する事項は、おおむね次のとおりとする。

(1) 介護保険事業計画の進行管理に関すること。

(2) 介護保険特別会計の運営状況に関すること。

(3) 介護保険基準該当サービスに関すること。

(4) 地域密着型サービスに関すること。

(資料の要求)

第5条 協議会は、必要な資料の提出を市長に求めることができる。

(市長等の出席)

第6条 協議会は、必要と認めるときは、市長及び関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議録の作成)

第7条 会長は、協議会の議事について、次に定める事項を記載した会議録を作成しなければならない。

(1) 招集日時及び会議場所

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

(3) 議題及びその審議の経過

(4) その他会長が必要と認めた事項

2 会議録には、会長が署名しなければならない。

3 会長は、会議録の写しを添えて、会議の結果を市長に報告するものとする。

(公印)

第8条 会長の公印は、次の表のとおりとする。

<表省略>

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部長寿いきがい課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日規則第9号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月19日規則第8号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

### (3) 三郷市高齢者保健福祉計画等策定関係行政協議会

#### ○三郷市高齢者保健福祉計画等策定関係行政協議会規程

平成14年3月14日

訓令第5号

(設置)

第1条 三郷市高齢者保健福祉計画及び三郷市介護保険事業計画（以下「三郷市高齢者保健福祉計画等」という。）の策定に関し各部課の調整を図るため、三郷市高齢者保健福祉計画等策定関係行政協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項に関して協議検討する。

- (1) 三郷市高齢者保健福祉計画等の策定に関する事。
- (2) その他高齢者施策に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員（以下「構成員」という。）をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、福祉部長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(副会長)

第5条 副会長は、委員の中から会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第6条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 総務課長
- (2) 企画調整課長
- (3) 財務課長
- (4) 市民課長
- (5) 国保年金課長
- (6) 健康推進課長
- (7) シルバー元気塾いきいき課長
- (8) 市民活動支援課長
- (9) 生活ふくし課長
- (10) ふくし総合支援課長
- (11) 長寿いきがい課長
- (12) 障がい福祉課長
- (13) 交通防犯課長
- (14) 危機管理防災課長
- (15) 商工観光課長
- (16) 営繕課長

- (17) 都市デザイン課長
- (18) 開発指導課長
- (19) 消防総務課長
- (20) 生涯学習課長
- (21) スポーツ推進課長
- (22) 前各号に定める者のほか、市長が指名する者  
(会議)

第7条 会長は、会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。  
(専門部会)

第8条 協議会に、協議会の所掌事項に関する専門的事項を調査及び研究するため、必要な専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の設置は、協議会が審議決定する。
- 3 部会長及び部会員は、第6条の委員及び職員の中から会長が指名する。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会長は、部会の会議の議長となり、調査及び研究した事項について、会長に報告しなければならない。  
(任期)

第9条 構成員並びに部会長及び部会員の任期は、当該所管事項の審議の終了時までとする。

(庶務)

第10条 協議会及び部会の庶務は、福祉部長寿いきがい課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 三郷市高齢化対策関係行政協議会規程（平成10年訓令第7号）は、廃止する。

附 則（平成14年4月22日訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月29日訓令第5号）抄  
(施行日)

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月10日訓令第3号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月15日訓令第13号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日訓令第2号）抄

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月6日訓令第21号）

この訓令は、平成21年7月6日から施行する。

附 則（平成22年3月12日訓令第5号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月17日訓令第4号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日訓令第7号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

### 第3節 三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会・三郷市介護保険運営協議会委員名簿

氏名	役職名	分野
◎ 長友 祐三	埼玉県立大学 保健医療福祉学部社会福祉学科教授	学識経験者
○ 青木 成夫	三郷市医師会 会長	
宍戸 六郎	三郷市歯科医師会 副会長	
藤竿 千恵美	三郷市薬剤師会 介護保険担当	
田中 良夫	三郷市社会福祉協議会 理事	
晝間 章	社会福祉法人 小鳩会 理事長	サービス提供 事業者
大場 敏明	医療法人財団 アカシア会 理事長	
森 幸枝	三郷市介護支援専門員連絡協議会代表	
尾上 朝子	第1号被保険者代表	被保険者の代表
神波 誠	第2号被保険者代表	

◎は会長、○は副会長

敬称略、順不同

## 第4節 諮問・答申

三長発第 360 号  
平成26年 5月26日

三郷市介護保険運営協議会  
会 長 長友 祐三 様

三郷市長 木津 雅晟

三郷市介護保険条例第4条第1項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

(諮問)

介護保険事業計画については、介護保険法（平成9年法律第133号）に基づき3年に1度の見直しを行うこととされており、平成27年度から29年度までの3年間の第6期三郷市介護保険事業計画の策定について、貴協議会の意見を求めます。

三介運第 1 号  
平成27年 2月 5日

三郷市長 木 津 雅 晟 様

三郷市介護保険運営協議会  
会 長 長 友 祐 三

答 申 書

平成26年5月26日付三長発第360号をもって諮問のあった第6期介護保険事業  
計画策定について、当協議会は協議の結果、次のとおり答申する。



## 答 申

## (1) 保険料基準額

4,608円を基本としたうえで、介護保険給付費支払基金を可能な範囲内で取り崩し、介護保険料の軽減を図られたい。

## (2) 保険料段階

国の標準段階である9段階を基本としたうえで、高所得者層の段階を細分化し、全11段階とすることにより、一層の負担能力に応じたきめ細かな保険料設定とされたい。

## (3) 保険給付

介護サービスの提供状況が市内で平準化されるよう努められたい。

また、入所状況等を踏まえ、特別養護老人ホームをはじめとする施設整備を計画的に推進するとともに、地域密着型サービスについては、地域のニーズを把握し、公募等により整備されたい。

## (4) 利用料助成事業

利用料助成事業については、低所得者のサービス利用が困難にならないよう引き続き適正に実施されたい。

## (5) 地域支援事業

(ア) 地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅医療・介護の連携、認知症施策の推進に努めるとともに、生活支援体制の整備を図り、住み慣れた住まいで安心して暮らせる地域づくりの推進に積極的に取り組まれたい。

(イ) 日常生活圏域については、日常生活圏域ニーズ調査の結果等を踏まえたうえで、ニーズに合った圏域となるよう、第6期期間中に見直しを図られたい。

(ウ) 介護予防・日常生活支援総合事業の移行に際し、要支援者の介護サービスの低下とならないよう、十分な準備期間を確保するとともに、市民主体の支援等も含め、多様なサービスが展開できるよう、関係機関との連携を図り、生活支援体制の整備に積極的に取り組まれたい。



## 第6期（平成27年度～平成29年度） 三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発 行 平成27年3月

企画・編集 三郷市 福祉部 長寿いきがい課

ふくし総合支援課ふくし総合相談室

〒341-8501 埼玉県三郷市花和田648番地1

TEL : 048-953-1111（代表）

URL <http://www.city.misato.lg.jp/>

この冊子は、再生紙を使用しています。



三郷市マスコットキャラクター  
「かいちゃん&つぶちゃん」